

官報

号外 平成二十三年十二月一日

○第百七十九回 衆議院會議録 第十三号

平成二十三年十二月一日(木曜日)

議事日程 第七号

平成二十三年十二月一日
午後一時開議

- 第一 津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出)
- 第二 津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 第三 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(第百七十七回国会、内閣提出)
- 第四 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百七十四回国会、内閣提出)
- 第六 平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百七十四回国会、内閣提出)

- 第七 平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百七十四回国会、内閣提出)
- 第八 平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百七十四回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出)
- 日程第二 津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第三 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(第百七十七回国会、内閣提出)
- 日程第四 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第五 平成二十一年度一般会計予備費使用

総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百七十四回国会、内閣提出)

日程第六 平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百七十四回国会、内閣提出)

日程第七 平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百七十四回国会、内閣提出)

日程第八 平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百七十四回国会、内閣提出)

午後一時二分開議
○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。
○議長(横路孝弘君) 御報告することがあります。
永年在職議員として表彰された元議員広瀬秀吉君は、去る十月十七日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。
広瀬秀吉君に対する弔詞は、議長において去る十一月二十九日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。
〔総員起立〕
衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰された正四位勲一等広瀬秀吉君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

- 日程第一 津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出)
- 日程第二 津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 議長(横路孝弘君) 日程第一、津波防災地域づくりに関する法律案、日程第二、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。
委員長長の報告を求めます。国土交通委員長伴野豊君。

津波防災地域づくりに関する法律案及び同報告書

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(伴野豊君登壇)

○伴野豊君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、津波防災地域づくりに関する法律案について申し上げます。

本案は、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、国土交通大臣は、津波防災地域づくりに関する基本指針を策定し、都道府県知事は、基本指針に基づき、津波浸水想定を設定すること、

第二に、市町村は、津波防災地域づくりに総合的に推進するための推進計画を作成することができること、

第三に、都市計画に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を定めることができること、

第四に、都道府県知事または市町村長は、津波防護施設の管理を行うこと、

第五に、都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として、また、そのうちの一定の開発行為等を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができることなどであります。

次に、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

本案は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、水防法の目的等の規定に、「津波」を明記するなど、関係法律の規定の整備等を行うとするものでございます。

両案は、去る十一月二十四日本委員会に付託され、翌二十五日前田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十九日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(第百七十七回国会、内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第三、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長池田元久君。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(池田元久君登壇)

○池田元久君 ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、基礎年金の国庫負担割合について、平成二十三年度において復興債の発行による収入金を活用した財源の確保により二分の一とするために、所要の措置を講じようとするものです。

本案は、第百七十七回国会に提出され、去る四月二十八日平成二十三年度における国庫負担の財源等について内閣修正が行われ、継続審査となっていたものです。

今国会においては、十月二十八日、当該財源について、再度内閣より修正の申し出があり、本院においてこれを承諾しております。

本委員会においては、去る十一月二十五日小宮山厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、三十日質疑を行いました。

同日、質疑を終局した後、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三党派より、平成二十四年度から税制の抜本的な改革に

より安定財源の確保が図られる年度の前年度までの間、基礎年金の国庫負担割合二分の一と三六・五％との差額を、税制上の措置を講じた上で国庫が負担するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第です。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第四 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第四、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長海江田万里君。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(海江田万里君登壇)

○海江田万里君 たいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、先般、緊急対応の措置として講じた各般の措置に追加して、今般、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取り組みの一層の推進を図るため、所得税法その他の国税関係法律の特例を講ずるものであります。

本案は、去る十一月二十八日当委員会に付託され、二十九日安住財務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百七十四回国会、内閣提出)

日程第六 平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百七十四回国会、内閣提出)

日程第七 平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百七十四回国会、内閣提出)

日程第八 平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百七十四回国会、内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第五、平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)、日程第六、平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)、日程第七、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)、日程第八、平成二十一年度特別会計予算総則

則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)、右四件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長 新藤義孝君。

(報告書は本号末尾に掲載)

(新藤義孝君登壇)

○新藤義孝君 たいま議題となりました平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)外三件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これらの各件は、財政法の規定等に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

まず、平成二十一年度一般会計予備費(その1)は、新型インフルエンザワクチンの確保に必要な経費、新型インフルエンザワクチン接種に係る助成費補助に必要な経費、母子加算の給付に伴う生活扶助等に必要な経費等八件で、その使用総額は六百二十六億円余であります。

次に、平成二十一年度特別会計予備費(その1)は、農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費等二件で、その使用総額は五十億円余であります。

最後に、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額(その1)は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費

の増額等三特別会計の八件で、その経費増額の総額は三百九十億円余であります。(その2)は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額等二特別会計の二件で、その経費増額の総額は百二十五億円余であります。

委員会におきましては、これら各件につき去る十一月二十四日安住財務大臣から説明を聴取した後、昨十一月三十日に質疑を行い、採決の結果、各件はいずれも全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これより採決に入ります。まず、日程第五及び第七の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第六及び第八の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

○太田和美君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 太田和美さんの動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加されました。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長原口一博君。

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(原口一博君登壇)

○原口一博君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取り組みの推進を図るため、平成二十四年度における固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税及び不動産取得税に係る特例措置を講じようとするものであります。

本案は、去る十一月二十四日本委員会に付託され、同日川端総務大臣から提案理由の説明を聴取り、本日、質疑を行い、採決いたしましたところ、

ろ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十分散会

出席国務大臣

総務大臣 川端 達夫君
財務大臣 安住 淳君
厚生労働大臣 小宮山洋子君
国土交通大臣 前田 武志君

○議長(横路孝弘君) 報告

(通知書受領)

一、昨十一月三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

(報告書受領)

一、去る十一月二十九日、会計検査院長重松博之君から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「高速増殖原型炉もんじゅの研究開発等について、適時適切に研究開発経費を把握して公表することにより研究開発の一層の透明性の確保を図るとともに、使用可能な関連施設の利活用を図るよう独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長に対して意見を表示したもの」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「情報システムに係る契約における競争性、予定価格の算定、各府省等の調達に関する情報の共有等の状況について」

一、昨十一月三十日、内閣から次の報告書を受領した。

第百七十七回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(要求書受領)

一、去る十一月二十九日、内閣から、国家公務員倫理審査会会長に池田修君を、同委員に前田新造君、草野忠義君及び羽入佐和子君を任命した

いので、国家公務員倫理法第十四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月二十九日、内閣から、総合科学技術会議議員に平野俊夫君、青木玲子君及び中鉢良治君を任命したいので、内閣府設置法第三十条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月二十九日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に近藤卓史君を任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月二十九日、内閣から、再就職等監視委員会委員長に羽柴駿君を、同委員に伊東研祐君、篠原文也君、番敦子君及び笠京子君を任命したいので、国家公務員法第百六条の八第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月二十九日、内閣から、電波監理審議会委員に原島博君及び松崎陽子君を任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月二十九日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に松下雫君を任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月二十九日、内閣から、中央更生保護審査会委員に北村節子君及び増田暢也君を任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月二十九日、内閣から、公安審査委員会委員に橋本五郎君を任命したので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月二十九日、内閣から、宇宙開発委員会委員に青木節子君を任命したので、文部科学省設置法第十一条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月二十九日、内閣から、労働保険審査会委員に山本通子君及び宮崎公男君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月二十九日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に関原健夫君を任命したので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月二十九日、内閣から、社会保険審査会委員に森俊介君及び矢野隆男君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月二十九日、内閣から、調達価格等算定委員会委員に進藤孝生君、辰巳菊子君、山内弘隆君、山地憲治君及び和田武君を任命したので、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月二十九日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に加藤抱一君を任命したので、公害健康被害の補償等に関する法律第

百十三條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、昨十一月三十日、経済産業委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 渡辺浩一郎君 (理事吉良州司君去る十一月十六日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

西村 康稔君 補欠 橋 慶一郎君
橋 慶一郎君 西村 康稔君

国土交通委員

辞任

阿知波吉信君 補欠 打越あかし君
川村秀三郎君 杉本かずみ君
黒田 雄君 金子 健一君
辻 恵君 青木 愛君
橋本 清仁君 石原洋三郎君
若井 康彦君 奥野総一郎君
徳田 毅君 谷 公一君
望月 義夫君 佐藤 勉君
亀井 静香君 下地 幹郎君
石原洋三郎君 石田 三示君
打越あかし君 阿知波吉信君
金子 健一君 黒田 雄君
杉本かずみ君 川村秀三郎君
谷 公一君 徳田 毅君
青木 愛君 辻 恵君

石田 三示君 橋本 清仁君
奥野総一郎君 若井 康彦君
佐藤 勉君 望月 義夫君
下地 幹郎君 亀井 静香君

議院運営委員

辞任

小泉進次郎君 補欠 橋 慶一郎君
橋 慶一郎君 小泉進次郎君

外務委員

辞任

阿久津幸彦君 補欠 後藤 祐一君
阪口 直人君 小原 舞君
中野 謙君 木村たけつか君
萩原 仁君 中野渡詔子君
笠井 亮君 赤嶺 政賢君
後藤 祐一君 打越あかし君
打越あかし君 磯谷香代子君
磯谷香代子君 阿久津幸彦君
小原 舞君 阪口 直人君
木村たけつか君 中野 謙君
中野渡詔子君 萩原 仁君
赤嶺 政賢君 笠井 亮君

財務金融委員

辞任

江端 貴子君 補欠 今井 雅人君
大串 博志君 橋 秀徳君
小山 展弘君 中島 政希君
斎藤やすのり君 道休誠一郎君
鈴木 克昌君 川口 博君
中塚 一宏君 石関 貴史君

厚生労働委員

辞任

竹田 光明君 補欠 野木 実君
玉木 朝子君 磯谷香代子君
吉田 統彦君 菅川 洋君
あべ 俊子君 徳田 毅君
棚橋 泰文君 秋葉 賢也君
谷畑 孝君 橋 慶一郎君
松本 純君 井上 信治君
高橋千鶴子君 佐々木憲昭君
江田 憲司君 柿澤 未途君
磯谷香代子君 玉木 朝子君
菅川 洋君 吉田 統彦君
菅川 洋君 高橋千鶴子君
佐々木憲昭君 竹田 光明君
棚橋 泰文君 松本 純君
徳田 毅君 谷畑 孝君
あべ 俊子君 江田 憲司君

(議案通知書受領)

一、昨十一月三十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案 (第百七十七回国会内閣提出、本院継続審査)

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案 (第百七十七回国会内閣提出、本院継続審査)

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

(質問書提出)

一、去る十一月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

浜田和幸外務大臣政務官のアメリカ陰謀論に関する質問主意書(山内康一君提出)

緊急事態に対する現行憲法の問題に関する再質問主意書(近藤三津枝君提出)

野田佳彦内閣における在勤基本手当に係る改革に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

野田佳彦内閣における外務省在外職員の住居手当に係る改革に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

野田佳彦内閣における外務省在外職員の配偶者

手当に係る改革に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

野田佳彦内閣における外務省在外職員の子女教育手当に係る改革に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

野田佳彦内閣における外務省在外職員の健康管理休暇制度に係る改革に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、昨十一月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

大規模被害に耐えうる岩木川改修事業と津軽ダム建設の促進に関する質問主意書(木村太郎君提出)

個別労働紛争の解決促進と社会保険労務士の役割に関する質問主意書(秋葉賢也君提出)

刑法に規定される仮釈放に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

外務省が保管するワインに関する質問主意書(浅野貴博君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員橋慶一郎君提出クール・ジャパンの幅広い展開の期待に関する質問に対する答弁書
衆議院議員浅野貴博君提出枝野幸男経済産業大臣がロン・カーク米国通商代表と会談する際の参考資料として経済産業省が作成した書類に関する質問に対する答弁書
衆議院議員浅野貴博君提出北朝鮮での日朝サッカー代表戦における同国の非礼に関する質問に対する答弁書

平成二十三年十一月十八日提出
質問 第五九号

クール・ジャパンの幅広い展開の期待に関する質問主意書

提出者 橋慶一郎

クール・ジャパンの幅広い展開の期待に関する質問主意書

「クール・ジャパン」は、当初は日本のアニメ、音楽、ゲーム等のコンテンツを世界に発信する営みとして提唱されたが、「新しい日本の創造」(平成二十三年五月十二日クール・ジャパン官民有識者会議提言)に見られるように、広く日本のファッション・食・伝統工芸品など、日本の個性や良さをアピールできる産業全体の発信に広げていくコンセプトとしての展開が期待されている。

また、首都東京のみならず、日本各地の個性豊かな伝統的な文化や産業を振興するツールとしても、その活用が望まれるところである。そこで、クール・ジャパンの幅広い展開を期待しつつ、以下四項目にわたり質問する。

一 クール・ジャパンの要素をファッション・食・伝統工芸品などの産業にどのように取り入れていくのか、経済産業省の考え方を伺う。

二 平成二十三年七月一日付けで、経済産業省商務情報政策局にクリエイティブ産業課を新設した意図を、クール・ジャパンの推進の視点から伺う。

三 伝統工芸品についても、国内の生活様式の変化に対応した商品開発が求められており、さらには、海外市場の嗜好に合致した取り組みが、次なる飛躍として期待されるところだが、経済

産業省としての支援策を伺う。

四 産地では、伝統工芸品の新たな担い手として、若者や女性の参入が注目されており、経済産業省としてもこのような動きをデータとして把握されている事実があれば、示されたい。

内閣衆質一七九第五九号

平成二十三年十一月二十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出クール・ジャパンの幅広い展開の期待に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員橋慶一郎君提出クール・ジャパンの幅広い展開の期待に関する質問に対する答弁書

一及び二について

経済産業省においては、「新成長戦略」(平成二十二年六月十八日閣議決定)等を踏まえ、ファッション、コンテンツ、デザイン、伝統工芸品等の分野における我が国の魅力をいかした製品等の海外展開及び国内振興について、一体的に企画立案等を行う体制を整備するため、同省商務情報政策局に生活文化創造産業課を新設し、また、これらの製品等の海外市場獲得を目的として、現在、クール・ジャパン戦略推進事業を実施しているところである。

三について

経済産業省においては、伝統工芸品につい

て、海外市場獲得に向けた商談会の開催の支援や現代のニーズに合致する新商品開発の支援等を行っている。

四について

一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会においては、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）に基づき伝統的な技術又は技法に熟練した従事者の認定を行っており、平成二十三年二月二十五日時点において、その総数は四千四百四十一人であり、そのうち九十八人が四十歳未満であり、五百六十九人が女性であったと承知している。

平成二十三年十一月十八日提出
質 問 第 六 〇 号

枝野幸男経済産業大臣がロン・カーク米国通商代表と会談する際の参考資料として経済産業省が作成した書類に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

枝野幸男経済産業大臣がロン・カーク米国通商代表と会談する際の参考資料として経済産業省が作成した書類に関する質問主意書

本年十一月十三日、同月十一日に枝野幸男経済産業大臣が米国のロン・カーク通商代表と会談する際に参考資料として活用したとされる書類（以下、「書類」とする。）の映像が、あるテレビ局の報道番組により報道され、その内容が明らかにされている。〔※米国 ロン・カーク通商代表 T P P について〕という題で始まる「書類」の内容は、以下のとおりである。

● T P P について、国民的な議論の末、日本を発つ直前に、野田政権として交渉参加を決断した。

● 震災復興が最優先される中、なぜ今決断するのか、との議論もあったが、T P P への参加は、日本自身の利益であると判断した。

● 第一に、T P P を、アジア太平洋全域を高いルールでカバーする地域秩序に育てることが、そのプロセスに自ら関与することが、日本の利益である。

● 第二に、高いレベルの自由化という試練を乗り越えることが、日本自身の成長力を高めることにつながる。

● 日本は、非関税措置を含め、全ての品目・分野を交渉の対象とする用意がある。交渉の中でしっかりと議論していきたい。

● 交渉に正式に参加するには、各国の承認が必要だと承知している。特に貴国との協議を精力的に進めて、出来るだけ早く交渉に参加したい。今後の具体的な進め方について伺いたい。

右を踏まえ、質問する。

一 「書類」は誰の指示の下、誰の名によって決裁され、誰によって作成されたのか。それぞれの官職氏名を全て明らかにされたい。

二 前文で触れたように、「書類」の最初の黒丸には「日本は、非関税措置を含め、全ての品目・分野を交渉の対象とする用意がある。交渉の中でしっかりと議論していきたい」とある。我が国として、T P P 交渉参加に臨んだ場合、非関税措置を含め、全ての品目・分野を交渉の対象とする考えでいるのか。

四 二と三で指摘した点を含め、「書類」の内容は事実を正確に反映したものではなくと考ええるが、政府の見解如何。

五 政府、特に経産省として、事実を正確に反映したものではない「書類」を作成し、枝野大臣に渡したのはなぜか。

六 経産省として、意図的に事実を正確に反映していない「書類」を作成したのか。それとも、何らかの不注意によるものか。

七 六で、意図的に「書類」を作成したのなら、その目的は何が明らかにされたい。

八 六で、何らかの不注意によるものであるならば、それはどのようなものか明らかにされたい。

九 枝野大臣は、カーク代表との会談の際、「書類」に基づいた発言を行っているか。明確に答えられたい。

十 どのような理由によれども、「書類」が作成され、それが枝野大臣に手渡されたことは、国内外に不信感を広め、我が国の利益を大きく損ねることになったと考えるが、今回の件に関し、枝野大臣としてどのような対処をとる考えでいるのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七九第六〇号

平成二十三年十一月二十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出枝野幸男経済産業大臣がロン・カーク米国通商代表と会談する際の参考資料として経済産業省が作成した書類に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出枝野幸男経済産業大臣がロン・カーク米国通商代表と会談する際の参考資料として経済産業省が作成した書類に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「書類」は、枝野経済産業大臣とロン・カーク米国通商代表との会談の参考資料として、経済産業省事務方から同大臣への説明に使用するため、同省通商政策局が用意したものである。

二及び三について

野田内閣総理大臣が、平成二十三年十一月十一日の記者会見において、「T P P 交渉参加に向けて関係国との協議に入る」とした旨述べたとおりである。

四から八までについて

御指摘の「書類」は、野田内閣総理大臣が平成二十三年十一月十一日に記者会見を行う前の時点で、一定の想定に基づいて作成され、当該記者会見前にアジア太平洋経済協力（A P E C）閣僚会議に向けて日本を出発した枝野経済産業大臣に渡されたものであり、事実を正確に反映していない点がある。なお、カーク米国通商代表との会談前には、野田内閣総理大臣の記者会見

を含む最新の情報が枝野経済産業大臣に報告されていた。
九について

枝野経済産業大臣は、カーク米国通商代表との会談の際には、御指摘の「書類」は使用しておらず、野田内閣総理大臣の記者会見を踏まえ、「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」との立場で発言を行った。
十について

政府としては、引き続き、「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」との我が国の立場を国内外にしっかりと説明してまいりたい。また、今後、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に向けた関係国との協議には、国益を最大限実現するために全力を尽くす考えである。

平成二十三年十一月二十一日提出
質 問 第 六 一 号

北朝鮮での日朝サッカー代表戦における同国の非礼に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

北朝鮮での日朝サッカー代表戦における同国の非礼に関する質問主意書

本年十一月十五日、北朝鮮の首都平壤で、サッカーワールドカップアジア第三次予選の日本代表対北朝鮮代表の試合が行われた。右を踏まえ、質問する。

一 日朝戦に際し、日本代表選手が北朝鮮に入国しようとした際、税関で厳重な検査を受け、練習の開始が著しく遅れるという事態が生じた。右につき、政府はどのような見解を有している

か。

二 日朝戦開始の際、我が国の国歌「君が代」が斉唱される時、会場から大ブーイングが起きたと承知する。右の観客による行為は、我が国に対する侮辱に他ならないと考えるが、政府の見解如何。

三 日朝戦の最中、会場の観客の罵声等は、日本代表選手のプレーに大きな支障を来したと考えるが、政府の見解如何。

四 そもそも日朝戦が、我が国と国交がなく、また国際的儀礼の順守もままならない北朝鮮国内で開催されたことは妥当であったか。政府の見解如何。

五 日本代表選手の入国、試合開始時の国歌斉唱、そして試合中の罵声等、今回の日朝戦実施に当たり、北朝鮮側より数々の非礼があったと考える。政府として、同国に抗議をする考えはあるか。
右質問する。

内閣衆質一七九第六一号
平成二十三年十一月二十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出北朝鮮での日朝サッカー代表戦における同国の非礼に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出北朝鮮での日朝サッカー代表戦における同国の非礼に関する質問に対する答弁書

一、二及び五について

御指摘の試合において我が国の国歌に対して

北朝鮮の観客から友好的とは言えない態度が示されたことは、スポーツを通じた交流の精神に照らして好ましくないと考えるが、当該試合のための日本代表選手への渡航の手続や当該試合の運営方法は、財団法人日本サッカー協会が北朝鮮サッカー協会と調整を行ってきた経緯があることから、御指摘のような税関における対応や会場における観客の行為については、財団法人日本サッカー協会が検証し、対応していると承知している。したがって、政府としては、現時点において、北朝鮮当局に対して抗議を行うことは考えていない。
三について

お尋ねの「罵声等」による日本代表選手に対する影響については、必要に応じ、財団法人日本サッカー協会において適切に評価されるものと考えている。
四について

御指摘の試合については、財団法人日本サッカー協会から、国際サッカー連盟の定める規則に沿って、北朝鮮において開催されたものと聞いている。

津波防災地域づくりに関する法律案

国会に提出する。

平成二十三年十月二十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

津波防災地域づくりに関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本指針等(第三条―第五条)

第三章 津波浸水想定の設定等(第六条―第九条)

第四章 推進計画の作成等(第十条・第十一条)

第五章 推進計画区域における特別の措置

第一節 土地区画整理事業に関する特例(第十二条―第十四条)

第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例(第十五条)

第三節 集団移転促進事業に関する特例(第十六条)

第六章 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画(第十七条)

第七章 津波防護施設等

第一節 津波防護施設の管理(第十八条―第三十七条)

第二節 津波防護施設に関する費用(第三十八条―第四十九条)

第三節 指定津波防護施設(第五十条―第五十二条)

第八章 津波災害警戒区域(第五十三条―第七十一条)

第九章 津波災害特別警戒区域(第七十二条―第九十二条)

第十章 雑則(第九十三条―第九十八条)

第十一章 罰則(第九十九条―第一百三十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、

利用及び保全(以下「津波防災地域づくり」という。)を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。 (定義) 第二条 この法律において「海岸保全施設」とは、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。 2 この法律において「港湾施設」とは、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設をいう。 3 この法律において「漁港施設」とは、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条に規定する漁港施設をいう。 4 この法律において「河川管理施設」とは、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設をいう。 5 この法律において「海岸管理者」とは、海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。 6 この法律において「港湾管理者」とは、港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。 7 この法律において「漁港管理者」とは、漁港漁	場整備法第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。 8 この法律において「河川管理者」とは、河川法第七条に規定する河川管理者をいう。 9 この法律において「保安施設事業」とは、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業をいう。 10 この法律において「津波防護施設」とは、盛土構造物、閘門その他の政令で定める施設(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く。)であつて、第八条第一項に規定する津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町村長が管理するものをいう。 11 この法律において「津波防護施設管理者」とは、第十八条第一項又は第二項の規定により津波防護施設を管理する都道府県知事又は市町村長をいう。 12 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。 13 この法律において「公益的施設」とは、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。 14 この法律において「特定業務施設」とは、事務所、事業所その他の業務施設で、津波による災害の発生のおそれ著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。)の基幹的な産業の振興、当該区域内の	地域における雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するもののうち、公益的施設以外のものをいう。 15 この法律において「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」とは、前項に規定する区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設をいう。 第二章 基本指針等 (基本指針) 第三条 国土交通大臣は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項 二 第六条第一項の調査について指針となるべき事項 三 第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定について指針となるべき事項 四 第十条第一項に規定する推進計画の作成について指針となるべき事項 五 第五十三条第一項の津波災害警戒区域及び第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項 3 国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。 4 国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、	遅滞なく、これを公表しなければならない。 5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。 (国及び地方公共団体の責務) 第四条 国及び地方公共団体は、津波による災害の防止又は軽減が効果的に図られるようにするため、津波防災地域づくりに関する施策を、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を配慮しつつ、地域の実情に応じ適切に組み合わせ一体的に講ずるよう努めなければならない。 (施策における配慮) 第五条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する津波防災地域づくりを推進するための施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに住民の生活の安定及び福祉の向上並びに地域経済の活性化に配慮するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めなければならない。 第三章 津波浸水想定の設定等 (基礎調査) 第六条 都道府県は、基本指針に基づき、第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定又は変更のために必要な基礎調査として、津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとする。 2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、前項の調査の結果について必要な報告を求めることができる。 3 国土交通大臣は、都道府県による第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定又は変更に資
--	---	--	--

する基礎調査として、津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質その他の事項に関する調査であつて広域的な見地から必要とされるものを行うものとする。

4 国土交通大臣は、関係都道府県に対し、前項の調査の結果を通知するものとする。
(基礎調査のための土地の立入り等)

第七条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、前条第一項又は第三項の調査(次条第一項及び第九條において「基礎調査」という。)のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日の出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを

提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 都道府県又は国は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、都道府県又は国と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は国は、自己の見積もつた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(津波浸水想定)

第八条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定(津波があつた場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。以下同じ。)を設定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により津波浸水

想定を設定しようとするときは、国土交通大臣に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定により津波浸水想定を設定しようとする場合において、必要があるとき、関係する海岸管理者及び河川管理者の意見を聴くものとする。

4 都道府県知事は、第一項の規定により津波浸水想定を設定したときは、速やかに、これを、国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定により津波浸水想定の設定について報告を受けたときは、社会資本整備審議会の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な勧告をすることができる。

6 第二項から前項までの規定は、津波浸水想定の変更について準用する。

(基礎調査に要する費用の補助)

第九条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、都道府県が行う基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

第四章 推進計画の作成等

(推進計画)

第十条 市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を作成することができる。

2 推進計画においては、推進計画の区域(以下「推進計画区域」という。)を定めるものとする。

3 前項に規定するもののほか、推進計画におい

ては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針

二 津波浸水想定に定める浸水の区域(第五十条第一項において「浸水想定区域」という。)における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項

三 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備に関する事項

ロ 津波防護施設の整備に関する事項

ハ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

ニ 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項

ホ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)第十六条において「集団移転促進法」という。)第二条第二項に規定する集団移転促進事業(第十六条

において「集団移転促進事業」という。）に関する事項	へ 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第二条第五項に規定する地籍調査(第九十五条において「地籍調査」という。)の実施に関する事項	ト 津波防災地域づくりの推進のために、行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を促進に関する事項	4 推進計画は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。	5 市町村は、推進計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されていないときは、これに定めようとする第三項第二号及び第三号イからへまでに掲げる事項について都道府県に、これに定めようとする同号イからへまでに掲げる事項について関係管理者等(関係する海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、保安施設事業を行う農林水産大臣若しくは都道府県又は津波防護施設管理者をいう。以下同じ。)その他同号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、それぞれ協議しなければならない。	6 市町村は、推進計画のうち、第三項第三号イ及びロに掲げる事項については、関係管理者等が作成する案に基づいて定めるものとする。 7 市町村は、必要があると認めるときは、関係管理者等に対し、前項の案の作成に当たり、津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から	配慮すべき事項を申し出ることができる。	8 前項の規定による申出を受けた関係管理者等は、当該申出を尊重するものとする。	9 市町村は、推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣、都道府県及び関係管理者等その他第三項第三号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、推進計画を送付しなければならない。	10 国土交通大臣及び都道府県は、前項の規定により推進計画の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。	11 国土交通大臣は、前項の助言を行うに際し必要と認めるときは、農林水産大臣その他関係行政機関の長に対し、意見を求めることができる。	12 第五項から前項までの規定は、推進計画の変更について準用する。	(協議会) 第十一条 推進計画を作成しようとする市町村は、推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。	2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 推進計画を作成しようとする市町村 二 前号の市町村の区域をその区域を含む都道府県 三 関係管理者等その他前条第三項第三号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者 四 学識経験者その他の当該市町村が必要と認	める者	3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。	4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。	5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。	6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。	第五章 推進計画区域における特別の措置 第一節 土地区画整理事業に関する特例 (津波防災住宅等建設区) 第十二条 津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域内の土地を含む土地(推進計画区域内にあるものに限る。)の区域において津波による災害を防止し、又は軽減することを目的とする土地区画整理事業の事業計画においては、施行地区(土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下同じ。)内の津波による災害の防止又は軽減を図るための措置が講じられた又は講じられる土地の区域における住宅及び公益的施設の建設を促進するため特別な必要があると認められる場合には、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の区域であつて、住宅及び公益的施設の用に供すべきもの(以下「津波防災住宅等建設区」という。)を定めることができる。	2 津波防災住宅等建設区は、施行地区において津波による災害を防止し、又は軽減し、かつ、住宅及び公益的施設の建設を促進する上で効果的であると認められる位置に定め、その面積は、住宅及び公益的施設が建設される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。	3 事業計画において津波防災住宅等建設区を定める場合には、当該事業計画は、推進計画に記載された第十条第三項第三号ハに掲げる事項(土地区画整理事業に係る部分に限る。)に適合して定めなければならない。	(津波防災住宅等建設区への換地の申出等) 第十三条 前条第一項の規定により事業計画において津波防災住宅等建設区が定められたときは、施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地(土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。)の所有者で当該宅地についての換地に住宅又は公益的施設を建設しようとするものは、施行者(当該津波防災住宅等建設区に係る土地区画整理事業を施行する者をいう。以下この条において同じ。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項の換地計画(第四項及び次条において「換地計画」という。)において当該宅地についての換地を津波防災住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。	2 前項の規定による申出に係る宅地について住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。 3 第一項の規定による申出は、次の各号に掲げ
----------------------------------	--	--	--	--	--	----------------------------	--	--	---	---	--	--	---	------------	---	---	--	--	---	---	---	---	---

る場合の区分に応じ、当該各号に定める公告があつた日から起算して六十日以内に行わなければならない。

一 事業計画が定められた場合 土地区画整理法第七十六条第一項各号に掲げる公告(事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。)

二 事業計画の変更により新たに津波防災住宅等建設区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い津波防災住宅等建設区が面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

4 施行者は、第一項の規定による申出があつた場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を津波防災住宅等建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

一 当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物(住宅及び公益的施設並びに容易に移転し、又は除却することができる工作物で国土交通省令で定めるものを除く。)が存しないこと。

二 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益

することができ権利(住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。)が存しないこと。

5 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

6 施行者は、第四項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

7 施行者が土地区画整理法第十四条第一項の規定により設立された土地区画整理組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項の規定による申出は、同条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

(津波防災住宅等建設区への換地)

第十四条 前条第四項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を津波防災住宅等建設区内に定めなければならない。

第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例

第十五条 推進計画区域(第五十三条第一項の津波災害警戒区域である区域に限る。)内の第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合する建築物については、防災上有効な備蓄倉庫その他これに類する部分で、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第三十五条に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの床面積は、同法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項

第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十六条の三第一項、第六十六条の四、第六十八号の五(第二号イを除く。)、第六十八号の五の二(第二号イを除く。)、第六十八号の五の三第一項(第一号口を除く。)、第六十八号の五の四第一号口を除く。)、第六十八号の五の五第一項第一号口、第六十八号の八、第六十八号の九第一項、第六十八号の三項及び第四項、第八十六号の五第三項並びに第八十六号の六第一項に規定する建築物の容積率(同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八号の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)(の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。

第三節 集団移転促進事業に関する特例

第十六条 集団移転促進事業(推進計画区域内に存する集団移転促進法第二条第一項に規定する移転促進区域に係るものであつて、住民の生命、身体及び財産を津波による災害から保護することを目的とするものに限る。次項において同じ。)に係る集団移転促進事業計画(集団移転促進法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画をいう。次項において同じ。)は、推進計画に記載された第十條第三項第三号ホに掲げる事項に適合するものでなければならない。

2 都道府県は、市町村から集団移転促進事業につき一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る必要があることにより当該市町村

が当該集団移転促進事業に係る集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができる。この場合において、集団移転促進法第三条第一項、第四項及び第七項並びに第四条(見出しを含む。)中「市町村」とあるのは「都道府県」と、集団移転促進法第三条第一項中「集団移転促進事業を実施しようとするときは」とあるのは「津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第 号)第十六条第二項の規定により同項の申出に係る」と、「定めなければならない。この場合においては」とあるのは「定める場合においては」と、同条第四項中「第一項後段」とあるのは「第一項」と、「都道府県知事を経由して、集団移転促進事業計画を」とあるのは「集団移転促進事業計画を」と、「当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる」とあるのは「当該都道府県は、当該集団移転促進事業計画について、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない」と、同条第七項中「都道府県知事を経由して、国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣」とし、同条第八項の規定は、適用しない。

第六章 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画

第十七条 次に掲げる条件のいずれにも該当する第二条第十四項に規定する区域であつて、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められるものについて

は、都市計画に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を定めることができる。 一 当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点として一体的に整備される自然的経済的社会的条件を備えていること。 二 当該区域内の土地の大部分が建築物（津波による災害により建築物が損傷した場合における当該損傷した建築物を除く。）の敷地として利用されていないこと。 2 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模 二 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 3 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画は、次に掲げるところに従って定めなければならない。 一 前項第一号に規定する施設は、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点としての機能が確保されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。 二 前項第二号に掲げる事項は、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持することが可能となるよう定めること。 三 当該区域が推進計画区域である場合にあっては、推進計画に適合するよう定めること。	第七章 津波防護施設等 第一節 津波防護施設等の管理 第十八条 津波防護施設の新設、改良その他の管理は、都道府県知事が行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、市町村長が管理することが適当であると認められる津波防護施設で都道府県知事が指定したものについては、当該津波防護施設の存する市町村の長がその管理を行うものとする。 3 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該市町村長の意見を聴かなければならない。 4 都道府県知事は、第二項の規定により指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。 第十九条 津波防護施設の新設又は改良は、推進計画区域内において、推進計画に即して行うものとする。 （境界に係る津波防護施設の管理の特例） 第二十条 都府県の境界に係る津波防護施設については、関係都府県知事は、協議して別にその管理の方法を定めることができる。 2 前項の規定による協議が成立した場合においては、関係都府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、その成立した協議の内容を公示しなければならない。 3 第一項の規定による協議に基づき、一の都府県知事が他の都府県の区域内に存する津波防護施設について管理を行う場合においては、その都府県知事は、政令で定めるところにより、当	該他の都府県知事に代わってその権限を行うものとする。 （津波防護施設区域の指定） 第二十一条 津波防護施設管理者は、次に掲げる土地の区域を津波防護施設区域として指定するものとする。 一 津波防護施設の敷地である土地の区域 二 前号の土地の区域に隣接する土地の区域であつて、当該津波防護施設を保全するため必要と認められる土地の区域に限つてするものとする。 2 前項第二号に掲げる土地の区域についての津波防護施設区域の指定は、当該津波防護施設を保全するため必要と認められる土地の区域に限つてするものとする。 3 津波防護施設管理者は、津波防護施設区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。 4 津波防護施設区域の指定、変更又は廃止は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。 （津波防護施設区域の占用） 第二十二条 津波防護施設区域内の土地（津波防護施設管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、津波防護施設管理者の許可を受けなければならない。 2 津波防護施設管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が津波防護施設の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、これを許可してはなら	ない。 （津波防護施設区域における行為の制限） 第二十三条 津波防護施設区域内の土地において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、津波防護施設管理者の許可を受けなければならない。ただし、津波防護施設の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでない。 一 津波防護施設以外の施設又は工作物 以下この章において「他の施設等」という。）の新築又は改築 二 土地の掘削、盛土又は切土 三 前二号に掲げるもののほか、津波防護施設の保全に支障を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める行為 2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。 （経過措置） 第二十四条 津波防護施設区域の指定の際現に権原に基づき、第二十二条第一項若しくは前条第一項の規定により許可を要する行為を行っている者又は同項の規定によりその設置について許可を要する他の施設等を設置している者は、従前と同様の条件により、当該行為又は他の施設等の設置について当該規定による許可を受けたものとみなす。同項ただし書若しくは同項第三号の政令又はこれを改廃する政令の施行の際現に権原に基づき、当該政令の施行に伴い新たに許可を要することとなる行為を行い、又は他の施設等を設置している者についても、同様とする。
--	--	--	---

(許可の特例)

第二十五条 国又は地方公共団体が行う事業についての第二十二條第一項及び第二十三條第一項の規定の適用については、国又は地方公共団体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があつたものとみなす。

(占用料)

第二十六條 津波防護施設管理者は、国土交通省令で定める基準に従い、第二十二條第一項の許可を受けた者から占用料を徴収することができる。

(監督処分)

第二十七條 津波防護施設管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき津波防護施設の保全上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状回復を命ずることができる。

一 第二十二條第一項又は第二十三條第一項の規定に違反した者

二 第二十二條第一項又は第二十三條第一項の許可に付した条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により第二十二條第一項又は第二十三條第一項の許可を受けた者

2 津波防護施設管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第二十二條第一項又は第二十三條第一項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 津波防護施設に関する工事のためやむを得

ない必要が生じたとき。

二 津波防護施設の保全上著しい支障が生じたとき。

三 津波防護施設の保全上の理由以外の理由に基づき公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、津波防護施設管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、津波防護施設管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4 津波防護施設管理者は、前項の規定により他の施設等を除却し、又は除却させたときは、当該他の施設等を保管しなければならない。

5 津波防護施設管理者は、前項の規定により他の施設等を保管したときは、当該他の施設等の所有者、占有者その他当該他の施設等について権原を有する者(第九項において「所有者等」という。)に対し当該他の施設等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

6 津波防護施設管理者は、第四項の規定により保管した他の施設等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該他の施設等を返還することができない場合にお

いて、政令で定めるところにより評価した当該他の施設等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該他の施設等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

7 津波防護施設管理者は、前項の規定による他の施設等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該他の施設等を廃棄することができる。

8 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

9 第三項から第六項までに規定する他の施設等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該他の施設等の返還を受けるべき所有者等その他第三項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した他の施設等(第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該他の施設等の所有者は、都道府県知事が保管する他の施設等にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、市町村長が保管する他の施設等にあつては当該市町村長が統括する市町村に帰属する。(損失補償)

第二十八條 津波防護施設管理者は、前条第二項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、津波防護施設管理者と損失を受けた者とが協議し

なければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、津波防護施設管理者は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

4 津波防護施設管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号に該当する場合における同項の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(技術上の基準)

第二十九條 津波防護施設は、地形、地質、地盤の変動その他の状況を考慮し、自重、水圧及び波力並びに地震の発生、漂流物の衝突その他の事由による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、津波防護施設の形状、構造及び位置について、津波による人的災害の防止又は軽減のため必要とされる技術上の基準は、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県(第十八條第二項の規定により市町村長が津波防護施設を管理する場合にあつては、当該市町村長が統括する市町村)の条例で定める。

(兼用工作物の工事等の協議)

第三十條 津波防護施設と他の施設等とが相互に効用を兼ねる場合においては、津波防護施設管

理者及び他の施設等の管理者は、協議して別に管理の方法を定め、当該津波防護施設及び他の施設等の工事、維持又は操作を行うことができる。

2 津波防護施設管理者は、前項の規定による協議に基づき、他の施設等の管理者が津波防護施設の工事、維持又は操作を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(工事原因者の工事の施行等)

第三十一条 津波防護施設管理者は、津波防護施設に関する工事以外の工事(以下この章において「他の工事」という。)又は津波防護施設に関する工事若しくは津波防護施設の維持の必要を生じさせた行為(以下この章において「他の行為」という。)により必要を生じた津波防護施設に関する工事又は津波防護施設の維持を当該他の工事の施行者又は他の行為の行為者に施行させることができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事(河川法が適用され、又は準用される河川の河川工事をいう。以下同じ。)、道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。以下同じ。))に関する工事、地すべり防止工事(地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第四項に規定する地すべり防止工事をいう。以下同じ。)、急傾斜地崩壊防止工事(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事をいう。第四十三条第二項において同じ。))又は海岸保全施設に関する工事であるときは、当該津波防護施設

に関する工事については、河川法第十九条、道路法第二十三条第一項、地すべり等防止法第十五条第一項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第十六条第一項又は海岸法第十七条第一項の規定を適用する。

(附帯工事の施行)

第三十二条 津波防護施設管理者は、津波防護施設に関する工事により必要を生じた他の工事又は津波防護施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事をその津波防護施設に関する工事と併せて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、砂防工事(砂防法(明治三十九年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事をいう。第四十四条第二項において同じ。)、地すべり防止工事又は海岸保全施設等(海岸法第八条の二第一項第一号に規定する海岸保全施設等をいう。第四十四条第二項において同じ。))に関する工事であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十八条、道路法第二十二條第一項、砂防法第八条、地すべり等防止法第十四条第一項又は海岸法第十六条第一項の規定を適用する。

(津波防護施設管理者以外の者の行う工事等)

第三十三条 津波防護施設管理者以外の者は、第二十条第一項、第三十条第一項及び第三十一条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより津波防護施設管理者の承認を受けて、津波防護施設に関する工事又は津波防護施設の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、津波防護施設管理者の承認を受けることを要しない。

2 国又は地方公共団体が行う事業についての前項の規定の適用については、国又は地方公共団体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもって、同項の規定による承認があつたものとみなす。

(津波防護施設区域に関する調査のための土地の立入り等)

第三十四条 津波防護施設管理者又はその命じた者若しくは委任した者は、津波防護施設区域に関する調査若しくは測量又は津波防護施設に関する工事のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 第七条第一項を除く。の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第八項から第十項までの規定中「都道府県又は国」とあるのは、「津波防護施設管理者」と読み替えるものとする。

(津波防護施設の新設又は改良に伴う損失補償)

第三十五条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合を除き、津波防護施設管理者が津波防護施設を新設し、又は改良したことにより、当該津波防護施設に面する土地について、通路、溝、垣、柵その他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、津波防護施設管理者は、これらの工事をするを必要とする者(以下この条において「損失を受けた者」

という。)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、津波防護施設管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、津波防護施設管理者が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、津波防護施設に関する工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、津波防護施設管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、津波防護施設管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(津波防護施設台帳)

第三十六条 津波防護施設管理者は、津波防護施設台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 津波防護施設管理者は、津波防護施設台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

3 津波防護施設台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(許可等の条件)

第三十七条 津波防護施設管理者は、第二十二條第一項若しくは第二十三條第一項の許可又は第三十三條第一項の承認には、津波防護施設の保全上必要な条件を付することができる。

第二節 津波防護施設に関する費用

(津波防護施設に要する費用の負担原則)

第三十八條 津波防護施設管理者が津波防護施設を管理するために要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該津波防護施設管理者の属する地方公共団体の負担とする。

(津波防護施設の新設又は改良に要する費用の補助)

第三十九條 国は、津波防護施設の新設又は改良に関する工事で政令で定めるものを行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該工事に要する費用の一部を補助することができる。

(境界に係る津波防護施設に要する費用の特例)

第四十條 都府県の境界に係る津波防護施設について第二十条第一項の規定による協議に基づき関係都府県知事が別に管理の方法を定めた場合においては、当該津波防護施設に要する費用については、関係都府県知事は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

(市町村の分担金)

第四十一條 前三条の規定により都道府県が負担する費用のうち、その工事又は維持が当該都道府県の区域内の市町村を利用するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村

が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(兼用工作物の費用)

第四十二條 津波防護施設が他の施設等の効用を兼ねるときは、当該津波防護施設に要する費用の負担については、津波防護施設管理者と当該他の施設等の管理者とが協議して定めるものとする。

(原因者負担金)

第四十三條 津波防護施設管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた津波防護施設に関する工事又は津波防護施設の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事又は海岸保全施設に関する工事であるときは、当該津波防護施設に関する工事の費用については、河川法第六十八條、道路法第五十九條第一項及び第三項、地すべり等防止法第三十五條第一項及び第三項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二十二條第一項又は海岸法第三十二條第一項及び第三項の規定を適用する。

(附帯工事に要する費用)

第四十四條 津波防護施設に関する工事により必要を生じた他の工事又は津波防護施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第二十二條第一項及び第二十三條第一項の許可に付した条件に特別の定めがある

場合並びに第二十五條の規定による協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該津波防護施設に関する工事について費用を負担する者がその全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、砂防工事、地すべり防止工事又は海岸保全施設等に関する工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第六十七條、道路法第五十八條第一項、砂防法第十六條、地すべり等防止法第三十四條第一項又は海岸法第三十一條第一項の規定を適用する。

3 津波防護施設管理者は、第一項の津波防護施設に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となったものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(受益者負担金)

第四十五條 津波防護施設管理者は、津波防護施設に関する工事によつて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統括する都道府県の条例で、市町村長が負担させるものにあつては当該市町村長が統括する市町村の条例で定める。

(負担金の通知及び納入手続等)

第四十六條 第二十七條及び前三条の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に關し必要な事項は、政令で定める。

(強制徴収)

第四十七條 第二十六條の規定に基づく占用料並びに第二十七條第九項、第四十二條、第四十三條第一項、第四十四條第三項及び第四十五條第一項の規定に基づく負担金(以下この条及び次条においてこれらを「負担金等」と総称する。)を納付しない者があるときは、津波防護施設管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、津波防護施設管理者は、国土交通省令で定めるところにより延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、津波防護施設管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金等に先立つものとする。

5 負担金等及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

(収入の帰属)

第四十八條 負担金等及び前条第二項の延滞金は、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、市町村

長が負担させるものにあつては当該市町村長が統括する市町村の収入とする。

(義務履行のために要する費用)

第四十九条 前節の規定又は同節の規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、同節又はこの節に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

第三節 指定津波防護施設

(指定津波防護施設の指定等)

第五十条 都道府県知事は、浸水想定区域(推進計画区域内のものに限る。以下この項において同じ。)内に存する第二条第十項の政令で定める施設(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設及び津波防護施設であるものを除く。)が、当該浸水想定区域における津波による人的災害を防止し、又は軽減するために有用であると認めるときは、当該施設を指定津波防護施設として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする施設が存する市町村の長の意見を聴くとともに、当該施設の所有者の同意を得なければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該指定津波防護施設を公示するとともに、その旨を当該指定津波防護施設が存する市町村の長及び当該指定津波防護施設の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定によ

る公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第五十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定により指定津波防護施設を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めるところにより、指定津波防護施設又はその敷地である土地の区域内に、それぞれ指定津波防護施設である旨又は指定津波防護施設が当該区域内に存する旨を表示した標識を設けなければならない。

2 指定津波防護施設又はその敷地である土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を都道府県知事の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 都道府県は、第一項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

5 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(行為の届出等)

第五十二条 指定津波防護施設について、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 当該指定津波防護施設の敷地である土地の区域における土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 当該指定津波防護施設の改築又は除却

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該指定津波防護施設が存する市町村の長に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該指定津波防護施設が有する津波による人的災害を防止し、又は軽減する機能の保全のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

第八章 津波災害警戒区域

(津波災害警戒区域)

第五十三条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者(以下「住民等」という。)の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある

と認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該指定の区域及び基準水位(津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であつて、津波の発生時における避難並びに第七十三条第一項に規定する特定開発行為及び第八十二条に規定する特定建築行為の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。)を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、第一項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

(市町村地域防災計画に定めるべき事項等)

第五十四条 市町村防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない

市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警戒の発令及び伝達に関する事項

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う津波に係る避難訓練（第七十条において「津波避難訓練」という。）の実施に関する事項

四 警戒区域内に、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。第七十一条第一項第一号において同じ。）又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

五 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画にお

いて、同号に規定する施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう、同項第一号に掲げる事項のうち人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警戒の伝達に関する事項を定めるものとする。

（住民等に対する周知のための措置）

第五十五条 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

（指定避難施設の指定）

第五十六条 市町村長は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であつて次に掲げる基準に適合するものを指定避難施設として指定することができる。

一 当該施設が津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。

二 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。

三 津波の発生時において当該施設が住民等に

開放されることその他当該施設の管理方法が内閣府令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、前項の規定により指定避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

3 建築主事を置かない市町村の市町村長は、建築物又は建築基準法第八十八条第一項の政令で指定する工作物について第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

4 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。（市町村地域防災計画における指定避難施設に関する事項の記載等）

第五十七条 市町村防災会議は、前条第一項の規定により指定避難施設が指定されたときは、当該指定避難施設に関する事項を、第五十四条第一項第二号の避難施設に関する事項として、同項の規定により市町村地域防災計画において定めるものとする。この場合においては、当該市町村地域防災計画において、併せて当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警戒の伝達方法を、同項第一号に掲げる事項として定めるものとする。

（指定避難施設に関する届出）

第五十八条 指定避難施設の管理者は、当該指定避難施設を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定避難施設の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより市町村長に届

け出なければならない。（指定の取消し）

第五十九条 市町村長は、当該指定避難施設が廃止され、又は第五十六条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

2 市町村は、前項の規定により第五十六条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。（管理協定の締結等）

第六十条 市町村は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であつて第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものについて、その避難用部分（津波の発生時における避難の用に供する部分をいう。以下同じ。）を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等（当該施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次条第一項において同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）との間において、管理協定を締結して当該施設の避難用部分の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、施設所有者等の全員の合意がなければならない。

第六十一条 市町村は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内において建設が予定されている施設又は建設中の施設であつて、第五十六

官 報 (号 外)

条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合する見込みのもの(当該市町村が管理することとなる施設を除く。)について、その避難用部分を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等となろうとする者(当該施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。次項及び第六十八条において「予定施設所有者等」という。)との間において、管理協定を締結して建設後の当該施設の避難用部分の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、予定施設所有者等の全員の合意がなければならぬ。

(管理協定の内容)

第六十二条 第六十条第一項又は前条第一項の規定による管理協定(以下「管理協定」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 管理協定の目的となる避難用部分(以下この条及び第六十五条において「協定避難用部分」という。)

二 協定避難用部分の管理の方法に関する事項

三 管理協定の有効期間

四 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定の内容には、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 協定避難施設(協定避難用部分の属する施設をいう。以下同じ。)の利用を不当に制限するものでないこと。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について内閣府令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(管理協定の縦覧等)

第六十三条 市町村は、管理協定を締結しようとするときは、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、市町村に意見書を提出することができる。

第六十四条 建築主事を置かない市町村は、建築物又は建築基準法第八十八条第一項の政令で指定する工作物について管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

(管理協定の公告等)

第六十五条 市町村は、管理協定を締結したときは、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定避難施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定避難施設である旨又は協定避難施設が当該区域内に存する旨を明示し、かつ、協定避難用部分の位置を明示しなければならない。

(市町村地域防災計画における協定避難施設に関する事項の記載)

第六十六条 市町村防災会議は、当該市町村が管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を、第五十四条第一項第二号の避難施設に関する事項として、同項の規定により市町村地域防災計画において定め

るものとする。

(管理協定の変更)

第六十七条 第六十条第二項、第六十一条第二項、第六十二条第二項、第六十三条及び第六十五条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「予定施設所有者等」とあるのは、「予定施設所有者等(施設の建設後にあつては、施設所有者等)」と読み替えるものとする。

(管理協定の効力)

第六十八条 第六十五条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた管理協定は、その公告のあつた後において当該管理協定に係る協定避難施設の施設所有者等又は予定施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第六十九条 第五十四条、第五十五条、第五十七条及び第六十六条の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により津波による人的災害の防止又は軽減を図るため同項の市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第一項の市町村防災会議をいひ、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。）」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項の市

町村地域防災計画をいう。」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画をいう。）」と、同条第二項、第五十七条及び第六十六条中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、第五十五条、第五十七条及び第六十六条中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(津波避難訓練への協力)

第七十条 指定避難施設の管理者は、津波避難訓練が行われるときは、これに協力しなければならない。

(避難確保計画の作成等)

第七十一条 次に掲げる施設であつて、第五十四条第一項(第六十九条において準用する場合を含む。)の規定により市町村地域防災計画又は災害対策基本法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの(以下この条において「避難促進施設」という。)の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画(以下この条において「避難確保計画」という。)を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

一 地下街等

二 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時におけ

る円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの 2 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。	3 市町村長は、前二項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。 4 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第二項の避難訓練に参加しなければならない。 5 避難促進施設の所有者又は管理者は、第二項の避難訓練を行うおとときは、避難促進施設の避難訓練を行う者に協力を求めることができる。	第九章 津波災害特別警戒区域 (津波災害特別警戒区域) 第七十二条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為(都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。次条第一項及び第八十条において同じ。)及び一定の建築物(居室建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。)を有するものに限り、以下同じ。)の建築(同条第十三号に規定する建築	
をいう。以下同じ。)又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)として指定することができる。 2 前項の規定による指定は、当該指定の区域を明らかにしてするものとする。 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。	4 前項の規定による公告があつたときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。 5 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町村長の意見を聴かなければならない。 6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び当該指定の区域を公示しなければならない。	7 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。 8 第一項の規定による指定は、第六項の規定による公示によつてその効力を生ずる。 9 関係市町村長は、第七項の図書を当該市町村	
の事務所において、公衆の縦覧に供しなければならない。 10 都道府県知事は、海岸保全施設又は津波防護施設の整備の実施その他の事由により、特別警戒区域の全部又は一部について第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について当該指定を解除するものとする。 11 第二項から第九項までの規定は、第一項の規定による指定の変更又は前項の規定による当該指定の解除について準用する。	(特定開発行為の制限) 第七十三条 特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物(以下「予定建築物」という。)の用途が制限用途であるもの(以下「特定開発行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(第三項及び第九十四条において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市(第三項において「中核市」という。))又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特別市(第三項において「特別市」という。))の区域内にあつては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。))の許可を受けなければならない。	2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、次に掲げる用途以外の用途でないものをいう。 一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設(政令で定めるものに限る。) 二 前号に掲げるもののほか、津波の発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができないおそれ大きいものとして特別警戒区域内の区域であつて市町村の条例で定めるものごとに市町村の条例で定める用途	3 市町村(指定都市、中核市及び特別市を除く。)は、前項第二号の条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。 4 第一項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。 一 特定開発行為をする土地の区域(以下「開発区域」という。))が特別警戒区域の内外にわたる場合における、特別警戒区域外におけるのみ第一項の制限用途の建築物の建築がされる予定の特定開発行為 二 開発区域が第二項第二号の条例で定める区域の内外にわたる場合における、当該区域外においてのみ第一項の制限用途(同号の条例で定める用途に限る。)の建築物の建築がされる予定の特定開発行為 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為(申請の手続) 第七十四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一 開発区域の位置、区域及び規模

二 予定建築物(前条第一項の制限用途のものに限る。)の用途及びその敷地の位置 三 特定開発行為に関する工事の計画 四 その他国土交通省令で定める事項 2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。 (許可の基準) 第七十五条 都道府県知事等は、第七十三条第一項の許可の申請があつたときは、特定開発行為に関する工事の計画が、擁壁の設置その他の津波が発生した場合における開発区域内の土地の安全上必要な措置を国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであり、かつ、その申請の手続がこの法律及びこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。 (許可の特例) 第七十六条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもって第七十三条第一項の許可を受けたものとみなす。 2 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けた特定開発行為は、第七十三条第一項の許可を受けたものとみなす。 (許可又は不許可の通知) 第七十七条 都道府県知事等は、第七十三条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。 2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請をした者に通知しなければならない。 (変更の許可等) 第七十八条 第七十三条第一項の許可(この項の	規定による許可を含む。)を受けた者は、第七十四条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第七十三条第一項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。 3 第七十三条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。 4 前三条の規定は、第一項の許可について準用する。 5 第一項の許可又は第三項の規定による届出の場合における次条から第八十一条までの規定の適用については、第一項の許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を第七十三条第一項の許可の内容とみなす。 6 第七十六条第二項の規定により第七十三条第一項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該特定開発行為に係る第一項の許可又は第三項の規定による届出とみなす。 (工事完了の検査等) 第七十九条 第七十三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為(第七十六条第二項の規定により第七十三条第一項の許可を	受けたものとみなされた特定開発行為を除く。)に関する工事の全てを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。 2 都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該技術的基準に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。 3 都道府県知事等は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨及び当該工事の完了後において当該工事に係る開発区域(特別警戒区域内のものに限る。)に地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときはその区域を公告しなければならない。 (開発区域の建築制限) 第八十条 第七十三条第一項の許可を受けた開発区域(特別警戒区域内のものに限る。)内の土地においては、前条第三項の規定による公告又は第七十六条第二項の規定により第七十三条第一項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る都市計画法第三十六条第三項の規定による公告があるまでの間は、第七十三条第一項の制限用途の建築物の建築をしてはならない。ただし、開発行為に関する工事業の仮設建築物の建築をするときその他都道府県知事等が支障がないと認めたときは、この限りでない。	(特定開発行為の廃止) 第八十一条 第七十三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。 2 第七十六条第二項の規定により第七十三条第一項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る都市計画法第三十八条の規定による届出は、当該特定開発行為に係る前項の規定による届出とみなす。 (特定建築行為の制限) 第八十二条 特別警戒区域内において、第七十三条第二項各号に掲げる用途の建築物の建築(既存の建築物の用途を変更して同項各号に掲げる用途の建築物とすることを含む。以下「特定建築行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 一 第七十九条第三項又は都市計画法第三十六条第三項後段の規定により公告されたその地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域において行う特定建築行為 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為 (申請の手続) 第八十三条 第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について前条の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
---	--	--	--

一 特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及び区域 二 特定建築行為に係る建築物の構造方法 三 次条第一項第二号の政令で定める居室の床面の高さ 四 その他国土交通省令で定める事項 2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。 3 第七十三条第二項第二号の条例で定める用途の建築物について前条の許可を受けようとする者は、市町村の条例で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一 特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及び区域 二 特定建築行為に係る建築物の構造方法 三 その他市町村の条例で定める事項 4 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書及び市町村の条例で定める図書を添付しなければならない。 5 第七十三条第三項の規定は、前二項の条例を定める場合について準用する。 (許可の基準) 第八十四条 都道府県知事等は、第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について第八十二条の許可の申請があつたときは、当該建築物が次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。 一 津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準に適合するもの	であること。 二 第七十三条第二項第一号の政令で定める用途ごとに政令で定める居室の床面の高さ(当該居室の構造その他の事由を勘案して都道府県知事等が津波に対して安全であると認める場合にあつては、当該居室の床面の高さに都道府県知事等が当該居室について指定する高さを加えた高さ)が基準水位以上であること。 2 都道府県知事等は、第七十三条第二項第二号の条例で定める用途の建築物について第八十二条の許可の申請があつたときは、当該建築物が次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、その申請の手續がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は前条第三項若しくは第四項の条例の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。 一 前項第一号の国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。 二 次のいずれかに該当するものであることとする基準を参酌して市町村の条例で定める基準に適合するものであること。 イ 居室(共同住宅その他の各戸ごとに利用される建築物にあつては、各戸ごとの居室)の床面の全部又は一部の高さが基準水位以上であること。 ロ 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。 3 第七十三条第三項の規定は、前項第二号の条例を定める場合について準用する。	4 建築主事を置かない市の市長は、第八十二条の許可をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。 (許可の特例) 第八十五条 国又は地方公共団体が行う特定建築行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもつて第八十二条の許可を受けたものとみなす。 (許可証の交付又は不許可の通知) 第八十六条 都道府県知事等は、第八十二条の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。 2 都道府県知事等は、当該申請をした者に、前項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつて通知しなければならない。 3 前項の許可証の交付を受けた後でなければ、特定建築行為に関する工事(根切り工事その他の政令で定める工事を除く)は、することができない。 4 第二項の許可証の様式は、国土交通省令で定める。 (変更の許可等) 第八十七条 第八十二条の許可(この項の規定による許可を含む)を受けた者は、次に掲げる場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、変更後の建築物が第七十三条第二項各号に掲げる用途の建築物以外のものとなるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 一 第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建	建築物について第八十三条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合 二 第七十三条第二項第二号の条例で定める用途の建築物について第八十三条第三項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合 2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項(同項第二号に掲げる場合にあつては、市町村の条例で定める事項)を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。 3 第七十三条第三項の規定は、前項の条例を定める場合について準用する。 4 第八十二条の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。 5 前三条の規定は、第一項の許可について準用する。 (監督処分) 第八十八条 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定開発行為に係る土地又は特定建築行為に係る建築物における津波による人的災害を防止するために必要な限度において、第七十三条第一項、第七十八条第一項、第八十二条若しくは前条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。 一 第七十三条第一項又は第七十八条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者
---	---	---	--

二 第八十二条又は前条第一項の規定に違反して、特定建築行為をした者 三 第七十三条第一項、第七十八条第一項、第八十二条又は前条第一項の許可に付した条件に違反した者 四 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為(当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。)であつて、開発区域内の土地の安全上必要な措置を第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準に従つて講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者 五 特別警戒区域で行われる又は行われた特定建築行為(当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。)であつて、第八十四条第一項各号に掲げる基準又は同条第二項各号に掲げる基準に従つて行われていないものに関する工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者 六 偽りその他不正な手段により第七十三条第一項、第七十八条第一項、第八十二条又は前条第一項の許可を受けた者 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を知ることができなときは、都道府県知事等は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定め、当該措置を行ふべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事等は、その命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。 3 都道府県知事等は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。 4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。 (立入検査) 第八十九条 都道府県知事等は、その命じた者若しくは委任した者は、第七十三条第一項、第七十八条第一項、第七十九条第二項、第八十条、第八十二条、第八十七条第一項又は前条第一項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査することができる。 2 第七条第五項の規定は、前項の場合について準用する。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	い。 (報告の徴収等) 第九十条 都道府県知事等は、第七十三条第一項又は第七十八条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地若しくは当該許可に係る特定開発行為に関する工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における津波による人的災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。 2 都道府県知事等は、第八十二条又は第八十七条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る建築物若しくは当該許可に係る特定建築行為に関する工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該建築物における津波による人的災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。 (許可の条件) 第九十一条 都道府県知事等は、第七十三条第一項又は第七十八条第一項の許可には、特定開発行為に係る土地における津波による人的災害を防止するために必要な条件を付することができる。 2 都道府県知事等は、第八十二条又は第八十七条第一項の許可には、特定建築行為に係る建築物における津波による人的災害を防止するために必要な条件を付することができる。 (移転等の勧告) 第九十二条 都道府県知事は、津波が発生した場合に特別警戒区域内に存する建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他津波による人的災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 第十章 雑則 (財政上の措置等) 第九十三条 国は、津波防災地域づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 (監視区域の指定) 第九十四条 都道府県知事又は指定都市の長は、推進計画区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。 (地籍調査の推進) 第九十五条 国は、推進計画区域における地籍調査の推進を図るため、地籍調査の推進に資する調査を行うよう努めるものとする。 (権限の委任) 第九十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。
--	--

(命令への委任)

第九十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第九十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十一章 罰則

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第一項の規定に違反して、津波防護施設区域を占用した者

二 第二十三条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

三 第七十三条第一項又は第七十八条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者

四 第八十条の規定に違反して、第七十三条第一項の制限用途の建築物の建築をした者

五 第八十二条又は第八十七条第一項の規定に違反して、特定建築行為をした者

六 第八十八条第一項の規定による都道府県知事等の命令に違反した者

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第七項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

二 第八十九条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条第三項の規定に違反した者

二 第五十二条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項各号に掲げる行為をした者

三 第九十条第一項又は第二項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第一百二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第一百三条 第五十八条、第七十八条第三項、第八十一条第一項又は第八十七条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九章、第九十九条(第三号から第六号までに係る部分に限る。)、第一百条(第二号に係る部分に限る。)、第一百一条(第三号に係る部分を除く。)、及び第一百三条(第五十八条に係る部分を除く。)の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設等の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為等に関する措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設等の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置

等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国土交通大臣は、津波防災地域づくりに関する基本指針を策定すること。

2 都道府県知事は、基本指針に基づき、津波浸水想定を設定すること。

3 市町村は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成することができるとし、推進計画区域においては、土地画整理事業に関する特例、津波からの避難に資する建築物の容積率規制の特例等を措置すること。

4 津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高い等の要件を満たす区域であつて、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を定めることができること。

5 都道府県知事又は市町村長は、津波による人的災害を防止し、又は軽減するための盛土構造物、閘門等の津波防護施設の管理を行うこと。

6 都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができることとする。ことに、津波災害警戒区域のうち、住民等の生命及び身体保護のため一定の開発行為及び建築物等を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができること。

7 津波災害特別警戒区域内において、高齢者、障害者、乳幼児等特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設等の用途の建築物の建築をしようとする者並びにその建築に伴う一定の土地の形質の変更を伴う開発行為をしようとする者は、それぞれ、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。

8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
平成二十三年度一般会計補正予算(第3号)において、東日本大震災復興特別区域法の規定に

よる復興交付金事業等の実施に要する経費として、東日本大震災復興・復興推進費一兆五千六百十一億八千万円の中に計上されている。
右報告する。

平成二十三年十一月二十九日

国土交通委員長 伴野 豊

衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

津波防災地域づくりに関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 本法の施行に当たっては、本年六月二十四日に施行された、津波対策に関する基本法ともいうべき「津波対策の推進に関する法律」に定められた施策が推進されるよう十分配慮すること。

二 東日本大震災の被災地の復興及び東海・東南海・南海地震など津波による大規模な被害の発生が懸念される地域における津波防災地域づくりを促進するため、本法に基づく政省令、基本指針等を早急に制定するとともに、関係者及び国民に対して本法に基づく制度を周知徹底すること。

三 本法に基づき、地域毎の特性を踏まえたハード・ソフトの施策を組み合わせた、津波防災地域づくりを推進する中で、海岸堤防の整備も着実に推進すること。

四 津波浸水想定の設定に当たっては、国が責任を持つて、都道府県に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援措置を積極的に講じること。

五 津波災害特別警戒区域の指定に当たっては、地域住民の意向を十分に踏まえるとともに、地域の現況や将来像を十分に勘案すること。

六 津波避難建築物の容積率規制の緩和を行った際には、要件とされている用途に利用されていることを随時確認するとともに、法律違反があれば、立入検査等を含めて適切に対応するよう、特定行政庁に対し、明確な運用基準を示すこと。

七 津波による人的災害を防止・軽減するため、避難施設・避難路等の確保を積極的に支援するとともに、夜間における情報伝達体制や避難経路の確保に十分配慮すること。

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
右
国会に提出する。

平成二十三年十月二十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(水防法の一部改正)

第一条 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十二条の三」に改め、「(組織及び活動)」を削り、「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第一条中「洪水」の下に「津波」を加え、「防ぎよし」を「防御し」に、「因る」を「よる」に改める。

第二条第七項中「洪水」の下に「津波」を加える。

第三条の二中「果す」を「果たす」に改め、「洪水」の下に「津波」を加える。

第七条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の一項を加える。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

第九条中「海岸堤防等」を「海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を」と、「海岸堤防等の」を「海岸堤防、津波防護施設等の」に改める。

第十条の見出し中「洪水予報」を「洪水予報等」に改め、同条第一項中「洪水」の下に「津波」を加え、同条第三項中「事項」の下に「量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。」を加える。

第十五条第四項中「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第七条第三項に規定する事項のうち洪水時において同法第二条に規定する土砂災害(河道閉塞による湛水(たんすい)を発生原因とするものを除く。)を防止するため必要と認められる」を「次の各号に掲げる区域をその区域に含む

市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の土砂災害警戒区域 同法第七条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

第十六条第一項中「洪水」の下に「津波」を加える。

第二十九条中「又は高潮のはん濫により」を「津波又は高潮によつて氾濫による」に、「居住者」を「居住者、滞在者その他の者」に改める。

第四章の章名中「の組織及び活動」を削る。

第三十五条を削り、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とする。

第三十二条に次の一項を加える。

4 第七条第二項の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

第三十二条を第三十三条とする。

第三章中第三十一条の次に次の三条を加える。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び

技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行うおとすときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行うおとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

(水防訓練)
第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四十三条の次に次の一条を加える。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(建築基準法の一部改正)

第二条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第四項中「又は都市計画法」を「都市計画法に改め、第三十五条の二第一項本文の下に「又は津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第 号)第七十三条第一項若しくは第七十八条第一項」を加える。

(土地収用法の一部改正)

第三条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第三十條第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 津波防災地域づくりに関する法律

(平成二十三年法律第 号)による津波

防護施設

(気象業務法の一部改正)

第四条 気象業務法(昭和二十七年法律第六十

五号)の一部を次のように改正する。
第十四条の二第一項中「気象」の下に「津波」を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第五条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百五條の二第三項中「以下第一百五條の二十三まで」を「次条から第一百五條の二十四まで」に改める。

第一百五條の二十三の次に次の一条を加える。

(津波防災地域づくりに関する法律の特例)

第一百五條の二十四 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第 号)第二十二條第一項又は第二十三條第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第二十五條の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第二十五條中「国又は地方公共団体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があつたものとみなす」とあるのは、「これらの規定にかかわらず、国があらかじめ津波防護施設管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもって足りる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた津波防災地域づくりに関する法律第二十五條の通知を受けた津波防護施設管理者は、津波防護施設

の保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

(都市計画法の一部改正)

第六条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 一団地の津波防災拠点市街地形成施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第十五項に規定する一団地の津波防災拠点市街地形成施設をいう。)

「第十一条第四項中「並びに流通業務団地」を「流通業務団地並びに一団地の津波防災拠点市街地形成施設」に改める。

第十三条第四項中「流通業務団地」の下に「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」を加える。

第三十三条第一項第七号中「宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第三条第一項の宅地造成工事規制区域内」を「次の表の上欄に掲げる区域内」に、「開発行為に関する」を「同表の中欄に掲げる」に、「同法第九条の規定」を「同表の下欄に掲げる基準」に改め、同号に次の表を加える。

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第三条第一項の宅地造成工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成等規制法第九条の規定に適合するものであること。
津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為(同条第四項各号に掲げる行為を除く。)に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講ずるものであること。

第三十六条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。)内における同法第七十三条第一項に規定する特定開発

行為(同条第四項各号に掲げる行為を除く。)に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第四項第一号に規定する開発区域(津波災害特別警戒区域内のものに限る。)に地盤面の高さが同法第五十三条第二項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公

告しなければならない。

(景観法の一部改正)

第七条 景観法(平成十六年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第四号ロ中「よる都市公園の下

に」を「津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第 号)による津波防護施設」を加え、同号ハ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 津波防災地域づくりに関する法律第二十二條第一項又は第二十三條第一項の許可の基準

第十六条第七項第五号中「(6)」を「(7)」に改める。

第五十一条の次に次の一条を加える。

(津波防災地域づくりに関する法律の特例)

第五十一条の二 景観計画に第八條第二項第四号ハ(4)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設についての同法第二十二條第二項及び第二十三條第二項の規定の適用については、同法第二十二條第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八條第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(4)の許可の基準(前項の許可に係るものに限る。)に適合しないものである」と、同法第二十三條第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十一条の二の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替える

ものとする」とする。

第五十二条第一項中「第八條第二項第四号ハ(4)」を「第八條第二項第四号ハ(5)」に、「同条第二項第四号ハ(4)」を「同条第二項第四号ハ(5)」に改め、同条第二項中「第八條第二項第四号ハ(4)」を「第八條第二項第四号ハ(5)」に、「同号ハ(4)」を「同号ハ(5)」に改める。

第五十三条中「第八條第二項第四号ハ(5)」を「第八條第二項第四号ハ(6)」に、「同条第二項第四号ハ(5)」を「同条第二項第四号ハ(6)」に改める。

第五十四条中「第八條第二項第四号ハ(6)」を「第八條第二項第四号ハ(7)」に、「同条第二項第四号ハ(6)」を「同条第二項第四号ハ(7)」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第八条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第三号中「土地収用法」を「津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第 号)、土地収用法」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定並びに第六条中都市計画法第三十三條第一項第七号及び第三十六條第三項の改正規定は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する日から施行する。

2 (災害対策基本法の一部改正)

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一号中「第三項」を「第四項」に、「第三十二条第一項」を「第三十三条第一項」に改める。

理 由

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、国土交通大臣が洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができることとする等関係法律の規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、国土交通大臣が洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができることとする等関係法律の規定の整備等を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 水防法の一部改正

(一) 目的等の規定において、「津波」を明記すること。

(二) 水防計画について、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないこと。

(三) 水防管理者等による巡視等の対象に津波

防護施設を追加すること。

四 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができること。

2 建築基準法の一部改正

津波防災地域づくりに関する法律に基づく開発行為の許可を受けなければならない場合の擁壁については、確認検査等を要しないこと。

3 土地収用法の一部改正

津波防護施設に関する事業を、土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業とすること。

4 都市計画法の一部改正

(一) 都市施設に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を追加すること。

(二) 津波災害特別警戒区域内の開発行為の許可に関し、津波防災地域づくりに関する法律上同区域において許可を要する特定開発行為に対応した技術的基準及び手続の特例を設けること。

5 景観法の一部改正

津波防護施設を特定公共施設として位置付け、景観計画に景観重要公共施設である津波防護施設の整備に関する事項及びその占用の許可等の基準を定めることができること。

6 その他

(一) 気象業務法等関係法律について所要の改正を行うこと。

(二) この法律は、一部の規定を除き、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から施行すること。

二 議案の可決理由

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、国土交通大臣が洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができることとする等関係法律の規定の整備等を行うこととする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十三年十一月二十九日

国土交通委員長 伴野 豊

衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 本法の施行に当たっては、本年六月二十四日に施行された、津波対策に関する基本法ともいうべき「津波対策の推進に関する法律」に定められた施策が推進されるよう十分配慮すること。

二 東日本大震災の被災地の復興及び東海・東南海・南海地震など津波による大規模な被害の発生が懸念される地域における津波防災地域づくりを促進するため、本法に基づく政省令、基本

指針等を早急に制定するとともに、関係者及び国民に対して本法に基づく制度を周知徹底すること。

三 本法に基づき、地域毎の特性を踏まえたハード・ソフトの施策を組み合わせた、津波防災地域づくりを推進する中で、海岸堤防の整備も着実に推進すること。

四 津波浸水想定の設定に当たっては、国が責任を持つて、都道府県に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援措置を積極的に講じること。

五 津波災害特別警戒区域の指定に当たっては、地域住民の意向を十分に踏まえるとともに、地域の現況や将来像を十分に勘案すること。

六 津波避難建築物の容積率規制の緩和を行った際には、要件とされている用途に利用されていることを随時確認するとともに、法律違反があれば、立入検査等を含めて適切に対応するよう、特定行政庁に対し、明確な運用基準を示すこと。

七 津波による人的災害を防止・軽減するため、避難施設・避難路等の確保を積極的に支援するとともに、夜間における情報伝達体制や避難経路の確保に十分配慮すること。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

右

平成二十三年二月十四日

内閣総理大臣 菅 直人

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項第二号から第十五号までの規定及び附則第十四条第二項第一号中「平成二十三年三月まで」を「平成二十四年三月まで」に改める。

附則第十四条の二の見出し中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改め、同条中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に、「とする」を「とし」、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)第九十条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする」に改める。

附則第十六条第一項中「をいう」の下に、次条第一項及び附則第三十二条の三において同じを加える。

附則第十六条の二第二項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、「額を」の下に、「税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して」を加え、「臨時の」を「必要な」に改め、同条第二項中(平成二十三年三月)を「平成二十

四年三月」に、「平成二十三年三月まで」を「平成二十四年三月まで」に、「臨時の」を「必要な」に改める。

附則第三十二条の二の見出し中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改め、同条中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に、「とする」を「とし」、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第九十条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする」に改める。

附則第三十二条の三中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、「額を」の下に、「税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して」を加え、「臨時の」を「必要な」に改める。

附則第五十六条第四項中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改める。
(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の二の見出し中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改め、同条中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に、「とする」を「とし」、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する

特別措置法(平成二十三年法律第 号)第九十条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする」に改める。

附則第八条の三中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「とするよう」を「とするように」に、「臨時の法制上及び」を「税制の抜本的な改革(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条の規定に従つて行われる税制の抜本的な改革をいう)により確保される財源を活用して国の負担とするよう必要な法制上及び」に、「臨時の法制上の」を「必要な法制上の」に改める。

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改め、同条中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に、「とする」を「とし」、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)第九十条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする」に改める。

附則第二条の三中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十

三年度」に改め、「金額を」の下に、「税制の抜本的な改革(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条の規定に従つて行われる税制の抜本的な改革をいう)により確保される財源を活用して」を加え、「臨時の」を「必要な」に改める。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の二見出しを含む)中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改める。

附則第八条の三中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「臨時の」を「必要な」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

基礎年金に係る国庫負担割合について、平成二十三年度において東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に規定する公債の発行による収入金を活用した財源の確保により二分の一とする等のため、国民年金法等の一部を改正する法律その他の関係法律について所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十七回国会閣法第二二号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、基礎年金の国庫負担割合について、平成二十三年度において二分の一とする等のため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国庫は、基礎年金の国庫負担について、平成二十三年度において、三分の一に千分の三十二を加えた率(以下「三六・五パーセント」という。)の国庫負担割合に基づく負担額のほか、復興債の発行による収入金を活用し、当該額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を負担するものとする。

2 平成二十四年度から所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革(以下「税制の抜本的な改革」という。)により所要の安定した財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度について、三六・五パーセントの国庫負担割合に基づく負担額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

3 保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算に関して、平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間に係る保険料全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数

の二分の一と算定する等の措置を講ずるものとする。

4 この法律は、公布の日から施行すること。なお、本法案は、平成二十三年四月二十八日、平成二十三年度における三六・五パーセントの国庫負担割合に基づく負担額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額の財源等について内閣修正が行われ、また、同年十月二十八日、当該財源について内閣より再度修正の申出があり、本院においてこれを承諾した。

二 議案の修正議決理由

基礎年金に係る国庫負担割合について、平成二十三年度において二分の一とする等のため、所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認めるが、平成二十四年度から税制の抜本的な改革により所要の安定した財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度について、三六・五パーセントの国庫負担割合に基づく負担額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を、必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする必要があると認め、本法案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

三 本法案施行に要する経費

本法案施行に要する経費は、平成二十三年度において、約二兆五千億円である。

平成二十三年十一月三十日

厚生労働委員長 池田 元久
衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

(小字及び「」は修正)

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「をいう」の下に「。次条第一項及び附則第三十二条の三において同じ」を加える。

附則第十六条の二第二項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年」を「平成二十三年度」に改め、「額を」の下に「必要税制上の措置を講じた上で」を挿入し、「税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して」を加え、「臨時の」を「必要に改め、同条第二項中「平成二十三年三月」を「平成二十四年三月」に、「平成二十三年三月まで」を「平成二十四年三月まで」に、「臨時の」を「必要に改める」。

附則第三十二条の三中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年」を「平成二十三年度」に改め、「額を」の下に「必要税制上の措置を講じた上で」を挿入し、「税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して」を加え、「臨時の」を「必要に改める」。

第二条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の三中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年」を「平成二十三年度」に改める。

十三年度」に、「とするよう」を「とするように」に、「臨時の法制上及び」を「必要税制上の措置を講じた上で」を挿入し、「税制の抜本的な改革(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。により確保される財源を活用して国の負担とするよう必要な法制上及び」に、「臨時の法制上の」を「必要な法制上の」に改める。

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の三中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年」を「平成二十三年度」に改め、「金額を」の下に「必要税制上の措置を講じた上で」を挿入し、「税制の抜本的な改革(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。により確保される財源を活用して」を加え、「臨時の」を「必要に改める」。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十三年十一月四日
内閣総理大臣臨時代理 藤村 修
国務大臣

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八條」を「第三十八條の七」に、「第四十一條の二」を「第四十一條の三」に、「第四十八條」を「第五十二條」に、「第四十九條」を「第五十三條」に改める。

第二条第二項に次の一号を加える。

十 総所得金額 所得税法第二十二條第二項に規定する総所得金額をいう。

第二条第三項第三号中「第十四條」の下に「並びに租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十六條の十一の二第五項」を加え、同項第三十三号及び第三十四号を削り、同項第三十二号を同項第三十六号とし、同項第三十一号を削り、同項第三十号を同項第三十五号とし、同項第二十九号を削り、同項第二十八号を同項第三十四号とし、同項第二十七号を同項第三十三号とし、同項第二十二号から第二十六号までを削り、同項第二十一号を同項第三十二号とし、同項第二十号を同項第三十一号とし、同項第十九号を同項第二十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十九 青色申告書 法人税法第二條第三十七号に規定する青色申告書をいう。

三十 国内 法人税法第二條第一号に規定する国内をいう。

第二条第三項第十八号を同項第十九号とし、同号の次に次の八号を加える。

二十 適格現物分配 法人税法第二條第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。

二十一 被合併法人 法人税法第二條第十一号に規定する被合併法人をいう。

二十二 分割法人 法人税法第二條第十二号の二に規定する分割法人をいう。

二十三 現物出資法人 法人税法第二條第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。

二十四 現物分配法人 法人税法第二條第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。

二十五 損金経理 法人税法第二條第二十五号に規定する損金経理をいう。

二十六 適格分割型分割 法人税法第二條第十二号の十二に規定する適格分割型分割をいう。

二十七 合併法人 法人税法第二條第十二号に規定する合併法人をいう。

第二条第三項第十七号を同項第十八号とし、同項第十一号から第十五号までを削り、同項第十六号を同項第十一号とし、同号の次に次の六号を加える。

十二 連結親法人 法人税法第二條第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。

十三 連結確定申告書 法人税法第二條第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。

十四 連結完全支配関係 法人税法第二條第三十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。

十五 連結法人 法人税法第二條第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。

十六 連結所得 法人税法第二條第十八号の四に規定する連結所得をいう。

十七 適格合併 法人税法第二條第十二号の八に規定する適格合併をいう。

第二条第四項に次の一号を加える。

三 酒類 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二條第一項に規定する酒類をいう。

第四条第一項中「支出で政令で定めるもの」の下に「(以下この項において「災害関連支出」という。)を加え、」について「を」がある場合には、特例損失金額(災害関連支出がある場合には、次項に規定する確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項において「損失対象金額」という。)について「に、」当該特例損失金額を「当該損失対象金額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分」で当該損失対象金額が生じた年分を加え、「同年」を当該損失対象金額が生じた年分」に改める。

第六条第一項中「支出で政令で定めるもの」の下に「(以下この条において「災害関連支出」という。)を加え、」について「を」がある場合には、棚卸資産震災損失額(災害関連支出がある場合には、第五項に規定する確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日(次項から第四項までにおいて「申告書等提出日」という。)の前日までに支出したものに限り。以下この項において「棚卸資産震災損失対象額」という。)について「に、」当該棚卸資産震災損失額を「当該棚卸資産震災損失対象額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分」で当該棚卸資産震災損失対象額が生じた年分を加え、「同年」を「当該業務用資産損失対象額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分」で当該業務用資産損失対象額が生じた年分」に改める。

「に、」当該固定資産震災損失額を「当該固定資産震災損失対象額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分」で当該固定資産震災損失対象額が生じた年分を加え、「同年」を「当該固定資産震災損失対象額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分」で当該固定資産震災損失対象額が生じた年分」に改める。

「に、」当該山林震災損失額を「当該山林震災損失対象額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分」で当該山林震災損失対象額が生じた年分を加え、「同年」を「当該山林震災損失対象額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分」で当該山林震災損失対象額が生じた年分」に改める。

「に、」当該山林震災損失額を「当該山林震災損失対象額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分」で当該山林震災損失対象額が生じた年分を加え、「同年」を「当該山林震災損失対象額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分」で当該山林震災損失対象額が生じた年分」に改める。

「に、」当該山林震災損失額を「当該山林震災損失対象額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分」で当該山林震災損失対象額が生じた年分を加え、「同年」を「当該山林震災損失対象額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分」で当該山林震災損失対象額が生じた年分」に改める。

「に、」当該山林震災損失額を「当該山林震災損失対象額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分」で当該山林震災損失対象額が生じた年分を加え、「同年」を「当該山林震災損失対象額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分」で当該山林震災損失対象額が生じた年分」に改める。

「に、」当該山林震災損失額を「当該山林震災損失対象額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分」で当該山林震災損失対象額が生じた年分を加え、「同年」を「当該山林震災損失対象額」に改め、「平成二十三年分」の下に「以後の年分」で当該山林震災損失対象額が生じた年分」に改める。

の第四欄に掲げる事業(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該個人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年(第三項及び第十一項において「供用年」という。)における当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該減価償却資産の

償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該減価償却資産について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額(当該減価償却資産の取得価額の百分の五十(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五)に相当する金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該減価償却資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個人	期 間	区 域	事 業	資 産
一 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年三月三十一日まで)	同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日まで	当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画(以下この表において「認定復興推進計画」という。)に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域	産業集積事業(同法第二条第三項第二号イに掲げる事業をいう。)又は建築物整備事業(同法第二条第三項第二号ロに掲げる事業をいう。以下この号において同じ。)	機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(建築物整備事業にあつては、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物であることその他認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備)

二 東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた個人	同法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで	当該認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域	賃貸住宅供給事業(同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業をいう。)	第十一条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅
---	-------------------------	--	----------------------------------	---------------------------

2 前項の規定により当該減価償却資産の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該減価償却資産を事業の用に供した年の翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該減価償却資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該減価償却資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 第一項の表の各号の第一欄に掲げる個人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該個人の当該各号の第四欄に掲げる事業

の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けるときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)に相当する金額の合計額(以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額(次項において「事業所得等に係る所得税額」という。)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 個人が、その年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を

控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得等に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した減価償却資産につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年以前四年内の各年（その年まで連続して確定申告書を提出している場合の各年に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定によりその年の前年以前三年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

6 第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人が、東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に、同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に規定する産業集積事業（以下この項において「産業集積事業」という。）の用に供する同号の第五欄に掲げる減価償却資産（機械及び装置に限る。以下この項及び次項において「産業集積事業用機械装置」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は産業集積事業用機械装置を製作して、これを当該区域内において当該個人の産業集積事業の用に

供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該産業集積事業用機械装置の取得価額から当該産業集積事業用機械装置について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

7 個人の有する産業集積事業用機械装置で前項の規定の適用を受けたものに係る第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は第六項」とする。

8 第一項及び第六項の規定は、第一項の表の各号の第一欄に掲げる個人が所有権移転外リース取引（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得した当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産については、適用しない。

9 第一項、第二項、第六項及び第七項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

10 第三項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

11 第四項の規定は、供用年の年分及びその翌年

以後の各年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該各年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

12 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前三項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び前三項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項から第四項まで、第六項又は第七項の規定を適用することができる。

13 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二第三項及び第四項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第十条の三 東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項の規定により同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に同項に規定

する認定地方公共団体の指定を受けた個人が、当該指定があつた日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において「適用年」という。）の適用期間内において、当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域内に所在する同法第二条第三項第二号イに掲げる事業を行う事業所に勤務する被災雇用者等（東日本大震災の被災者である事業者により雇用されていた者又は東日本大震災により被害を受けた地域に居住していた者として政令で定める者をいう。次項において同じ。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定に

よる控除を受ける金額の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合、前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その提出、記載若しくは添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類、同項の明細書及び同項の書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)」とする。

(所得税の額から控除される特別控除額の特例)
第十条の四 第十条の二第三項及び第四項並びに前条の規定の適用がある場合における租税特別措置法第十条の七の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定」とあるのは「次の各号に掲げる規定(東日本大震災の被災者

等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。))第十条の二第三項又は第四項の規定及び震災特例法第十条の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。」と、「当該各号に定める金額」とあるのは「当該各号に定める金額(震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。)」と、同条第二項中「又は第十条の五第四項」とあるのは「若しくは第十条の五第四項又は震災特例法第十条の二第四項」と、同条第三項中「青色申告書」とあるのは「確定申告書」と、又は第十条の二第四項各号」とあるのは「若しくは第十条の二第四項各号」と、「に限り」とあるのは「又は震災特例法第十条の二第五項の規定を適用したならば同項に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものに限り」とする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)
第十条の五 東日本大震災復興特別区域法第三十

九条第一項の規定により同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた個人が、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域(以下この項において「復興産業集積区域」という。)内において新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの(以下この条において「開発研究用資産」という。))でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該復興産業集積区域内において当該個人の開発研究の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその開発研究の用に供した場合を除く。))には、当該個人の開発研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産について同項の規定により計算した償却費の額(以下この項において「普通償却額」という。))と特別償却限度額(当該開発研究用資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。))との合計額(次項において「合計償却限度額」という。))以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただ

し、当該開発研究用資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該開発研究用資産を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 第一項に規定する指定を受けた個人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該個人の開発研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、租税特別措置法第十条第八項第三号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条及び同法第十条の二の規定を適用する。

4 第一項及び第二項の規定は、確定申告書にこれらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、開発研究用資産の償却費の額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告

書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書その他財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

6 第一項に規定する個人の租税特別措置法第十条第三項若しくは第五項（これらの規定を同法第十条の二第一項及び第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けようとする年分又はその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同法第十条第一項に規定する試験研究費の額のうち開発研究用資産の償却費として必要経費に算入された金額がある場合における同条第三項又は第五項の規定の適用については、同条第三項及び第五項中「試験研究費の額が」とあるのは、「試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の五第一項の規定の適用を受ける同項の開発研究用資産の償却費として必要経費に算入された金額が）とある」と読み替へるものとする。

第十一條第一項中「により減失し、若しくは損壊したを」に起因して当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供することができなくなつたに改め、「（所得税法第六十七條の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この

項及び次条において同じ。）を削り、「同法」を「所得税法」に改め、「（次項において「合計償却限度額」という。）を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける被災代替資産等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「次条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替へるものとする。

第十一條第五項を削り、同条の次に次の五条を加える。

（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

第十一條の二 個人が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に、賃貸住宅のうち特定激甚災害地域（東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項に規定する激甚災害を受けた地域として政令で定める地域をいう。以下この項において同じ。）内に

おいて東日本大震災の被災者に賃貸される優良な賃貸住宅として政令で定めるもの（以下この条において「被災者向け優良賃貸住宅」という。）で新築されたものを取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを当該特定激甚災害地域内において当該個人の賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した場合）当該被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供し

た場合を除く。）には、その賃貸の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額の計算上、当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十（当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百七十）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入した金額がその年における同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に満たない場合には、その年の翌年分の不動産所得の金額の計算上、当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定（当該被災者向け優良賃貸住宅について前項の規定の適用を受けるときは、同項の規定を含む。）にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入する金額（その年の翌年において当該被災者向け優良賃貸住宅につき前項の規定の適用を受ける場合には、当該翌

年における同項の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額）とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第十一條の三 第十条の二又は第十条の五から前条までの規定の適用を受けることができる減価償却資産については、租税特別措置法第十九條第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二若しくは第十条の五から第十一条の二までの規定」として、同法、この法律その他所得税に関する法令の規定を適用する。

（被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例）

第十一條の四 個人が、その有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において「土地等」という。）で特定被災市街地復興推進地域（東日本大震災により被害を受けた市街地の土地の区域として被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域をいう。第五項及び次条において同じ。）内にあるものにつき同法による被災市街地復興土地区画整理事業（以下この条及び次条において「被災市街地復興土地区画整理

事業」という。)が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により、土地等及びその土地等の上に建設された同法第十五条第一項に規定する住宅又は同条第二項に規定する住宅等(以下この条において「代替住宅等」という。)を取得したときは、当該換地処分により譲渡した土地等(代替住宅等とともに清算金を取得した場合又は同法第十七条第一項の規定により保留地が定められた場合には、当該譲渡した土地等のうち当該清算金の額又は当該保留地の対価の額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分)の譲渡がなかったものとして、租税特別措置法第三十一条(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。)又は第三十二条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、被災市街地復興土地地区画整理事業の施行者から交付を受けた土地等に係る換地処分により代替住宅等を取得したことを証する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受ける同項に規定する換地処分による土地等の譲渡については、租税特別措置法第三十一条の二、第三十一条の三及び第三十三条の三第一項の規定は、適用しない。

5 個人の有する土地又は土地の上に存する権利で特定被災市街地復興推進地域内にあるものにつき被災市街地復興土地地区画整理事業が施行された場合において、当該個人が、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分により土地等及びその土地等の上に建設された被災市街地復興特別措置法第十五条第一項に規定する住宅又は同条第二項に規定する住宅等を取得したときにおける租税特別措置法第三十三条の三第一項の規定の適用については、当該換地処分による土地又は土地の上に存する権利の譲渡につき第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該換地処分により取得した当該住宅又は当該住宅等は同条第一項に規定する清算金に、当該住宅又は当該住宅等の価額は同項に規定する清算金の額にそれぞれ該当するものとみなす。

6 第一項の規定の適用を受けた個人が換地処分により取得した代替住宅等につきその取得した日以後譲渡(所得税法第三十三条第一項に規定する建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。次項、第十一条の六及び第十二条において同じ。)、相続限定承認に係るものに限り、同条第六項において同じ。)、遺贈法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限り、同項において同じ。又は贈与(法人に対するものに限り、同項において同じ。))があつた場合において、当該代替住宅等に係る譲渡所得の金額を計算するときは、当該換地処分により譲渡した土地等(以下この項において「譲渡土地等」という。)の取得の時期を当該代替住宅等の取得の時期とし、次に掲げる金額の合計額をその取得に要した金額(以下この条及び第十二条において「取得価額」という。)とする。

一 譲渡土地等の取得価額及び改良費の額の合計額(以下この項において「取得価額等」という。)(当該譲渡土地等の譲渡に要した費用がある場合には当該費用の額を加算した金額とし、代替住宅等とともに清算金を取得した場合又は第一項の保留地の対価を取得した場合においては当該取得価額等及び譲渡に要した費用の額のうち当該清算金の額又は当該保留地の対価の額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額とする。)

二 譲渡土地等とともに清算金を支出して代替住宅等を取得した場合には、当該清算金の額

三 代替住宅等を取得するために要した経費の額がある場合には、当該経費の額

7 代替住宅等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算する場合には、確定申告書に当該代替住宅等の取得価額が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

8 第一項の規定の適用がある場合における同項の規定と租税特別措置法第二章第四節第六款から第八款までの規定との調整その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

規定するものについて当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、次の各号に規定する土地等は租税特別措置法第三十三条第一項第二号に規定する資産に、当該各号に規定する買取りは同項第二号に規定する買取りに、当該各号に規定する対価は同項第二号に規定する対価に、当該各号に掲げる場合は同項第二号に掲げる場合にそれぞれ該当するものとみなして、同条及び同法第三十三条の四から第三十三条の六までの規定を適用する。

一 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定被災市街地復興推進地域において施行する被災市街地復興土地地区画整理事業で土地地区画整理法(昭和十九年法律第十九号)第百九条第一項に規定する減価補償金を交付すべきこととなるものの施行区域(同法第二十条第八項に規定する施行区域をいう。)内にあ

る土地等について、これらの者が当該被災市街地復興土地地区画整理事業として行う公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれらの者(土地開発公社を含む。)に買い取られ、対価を取得する場合(租税特別措置法第三十三条第一項第三号の四又は第三号の五に掲げる場合に該当する場合を除く。)

二 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定住宅被災市町村(東日本大震災により被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村となつた市町村をいう。以下この条において同じ。))の区域において施行する都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による第二種市街地再開発事業の施行区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十二条第二項の規定により第二種市

街地再開発事業の施行区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十二条第二項の規定により第二種市

街地再開発事業の施行区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十二条第二項の規定により第二種市

街地再開発事業の施行区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十二条第二項の規定により第二種市

街地再開発事業の施行区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十二条第二項の規定により第二種市

街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域をいう。)内にある土地等について、当該第二種市街地再開発事業の用に供するためにこれらの者(土地開発公社を含む。)に買い取られ、対価を取得する場合(租税特別措置法第三十三条第一項第二号又は第三十三条の二第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

2 個人の有する土地等で特定被災市町村の区域内にあるものが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十一号)の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合(これらの者がこれらの者以外の者に代わり買い取る場合、前項各号に掲げる場合又は租税特別措置法第三十三条第一項第二号、第三号の四から第四号まで若しくは第八号、第三十三条の二第一項第一号若しくは第三十四条第二項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。)には、当該買い取られる場合は、同項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

3 個人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが次に掲げる場合(前項の規定が適用される場合に該当する場合を除く。以下この項において同じ。)に該当することとなった場合には、次に掲げる場合は、租税特別措置法第三十四条の二第二項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

用する。

一 被災市街地復興特別措置法第八条第三項の規定により土地が買い取られる場合

二 土地等につき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、被災市街地復興特別措置法第十七条第一項の規定により保留地が定められたことに伴い当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があったとき。

4 個人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが前項第二号に掲げる場合に該当することとなった場合には、同号の保留地が定められた場合は租税特別措置法第三十三条の三第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなし、かつ、同号の保留地の対価の額は同項に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

5 個人が、土地開発公社に対しその有する租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する土地等で次の各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構が施行する当該各号に定める事業の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡は、同条第二項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

一 特定被災市街地復興推進地域内にある土地等
被災市街地復興土地区画整理事業
二 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等
都市再開発法による第二種市街地再開発

事業

6 第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第二章第四節第五款の規定との調整その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。(被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第十一条の六 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失を含む。以下この項において同じ。をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった個人が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡をした場合には、租税特別措置法第三十一条の三第二項第四号、第三十五条第一項、第三十六条の二第一項第四号、第四十一条の五第七項第一号二及び第四十一条の五の二第七項第一号二中「滅失」とあるのは「滅失通常

の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。」を、「三年」とあるのは「七年」と読み替えて、同法第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告

書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第十二条第一項中「第六項」を「第七項」に改め、同項の表の第一号中「前条第一項」を「第十一条第一項」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第五項中「第三十七条の二及び第三十七条の三第二項」を「及び第三十七条の二」に改め、「次項」の下に「及び第七項」を加え、同項の表租税特別措置法第三十七条の三第二項の項を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「前二項」に、「第三十七条の二及び第三十七条の三第二項」を「及び第三十七条の二」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第十一条の三の規定により読み替えられた租税特別措置法第十九条各号に掲げる規定(同法第十三条から第十三条の三までの規定を除く。)は、適用しない。

第十二条の次に次の一条を加える。

(買換資産の取得期間等の延長の特例)
第十二条の二 租税特別措置法第三十一条の二第三項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。)内に同条第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難

となつた場合で政令で定める場合において、平成二十四年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部が同項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確定であると認められることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を同条第三項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

2 次の表の各号の上欄に掲げる個人が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、当該各号の下欄に掲げる資産を当該各号の中欄に掲げるこれらの資産の取得当該各号の上欄に規定する規定に定める取得をいう。以下この項において同じ。）をすべき期間(第一号、第二

号、第四号及び第五号の中欄に掲げる期間にあつては、その末日が平成二十三年三月十一日から同年十二月三十一日までの間にあるものに限る。内に取得をすることが困難となつた場合において、当該期間の初日から当該期間を経過した日以後二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該各号の中欄に掲げる期間の初日から当該政令で定める日までの期間を同欄に掲げる期間とみなして、租税特別措置法第三十三條、第三十三條の二、第三十三條の五、第三十六條の二、第三十六條の三、第三十七條、第三十七條の二、第三十七條の五及び第四十一條の五の規定を適用する。

個 人	期 間	資 産
一 租税特別措置法第三十三條第二項の規定の適用を受ける個人	同項に規定する代替資産の取得をすべき期間	同項に規定する代替資産
二 租税特別措置法第三十三條第二項において準用する同法第三十三條第二項の規定の適用を受ける個人	同法第三十三條の二第二項において準用する同法第三十三條第二項に規定する代替資産の取得をすべき期間	同法第三十三條の二第二項に規定する代替資産
三 租税特別措置法第三十六條第二項の規定の適用を受ける個人(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)	同条第二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する当該譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間	同条第二項に規定する買換資産

四 租税特別措置法第三十七條第四項の規定の適用を受ける個人	同項に規定する譲渡をした日の属する年の翌年中(同項に規定する税務署長の承認を受けた場合は、当該税務署長が認定した日までの期間)	同条第一項に規定する買換資産
五 租税特別措置法第三十七條の五第二項において準用する同法第三十七條第四項に規定する譲渡をした日の属する年の翌年中(同項に規定する税務署長の承認を受けた場合は、当該税務署長が認定した日までの期間)	同法第三十七條の五第二項において準用する同法第三十七條第四項に規定する譲渡をした日の属する年の翌年中(同項に規定する税務署長の承認を受けた場合は、当該税務署長が認定した日までの期間)	同法第三十七條の五第一項に規定する買換資産
六 租税特別措置法第四十一條の五第一項の規定の適用を受ける個人(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に同条第七項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)	同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間	同号に規定する買換資産

第十三條の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条第一項中「租税特別措置法」を「従前家屋(租税特別措置法)に、「新築等をして」を「新築等(以下この条及び次条において「住宅の新築取得等」という。)をして」に改め、「供していた家屋の下にをいう。以下この条において同じ。))を加え、「当該家屋」を「当該従前家屋」に、「居住日が同条第一項」を「居住日が同法第四十一條第一項」に、「住宅の取得等又は認定長期優良住宅の新築等に係る」を「住宅の新築取得等に係る対象住宅借入金等(に、「の金額、同条第三項」を「同条第三項」に、「の金額又は同条第五項」を「又は同条第五項」に、「の金額を」を「をいう。以下この条において同じ。))の金額を」に、「における同条第一項」を「における同法第四十一條第一項」に改め、同条第二項中「租税特別措置法」を「従前増改築等家屋(租税特別措置法)に、「増改築等をして」を「増改築等(以下この条及び次条第五項において「特定増改築等」という。)をして」に、「同条第一項」を「同法第四十一條の三の二第二項」に改め、「供していた家屋」の下に「をいう。以下この条において同じ。))を加え、「当該家屋」を「当該従前増改築等家屋」に、「その者が当該住宅の増改築等」を「その者が当該特定増改築等」に改め、「増改築等住宅借入金等」の下に「(以下この条及び次条第五項において「増改築等住宅借入金等」という。))を加え、同

条に次の三項を加える。

3 従前家屋又は従前増改築等家屋が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった居住者が、当該居住の用に供することができなくなった日の属する年において、新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等の金額を有する場合に、当該年における租税特別措置法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、次条並びに同法第四十一条、第四十一条の二及び第四十一条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額とする。

- 一 対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が従前家屋に係る対象住宅借入金等又は従前増改築等家屋に係る増改築等住宅借入金等である場合 当該対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等の金額につき租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二又は第四十一条の三の二の規定に準じて計算した金額
- 二 対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等である場合 当該新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等の金額につき次条又は租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二若しくは第四十一条の三の二の規定に準じて計算した金額

4 前項の居住者が、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年において、新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等の金額を有する場合に、当該年における租税特別措置法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、第一項及び第二項並びに次条並びに同法第四十一

条、第四十一条の二及び第四十一条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額とする。

- 一 対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が従前家屋に係る対象住宅借入金等又は従前増改築等家屋に係る増改築等住宅借入金等である場合 当該対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等の金額につき第一項又は第二項の規定に準じて計算した金額
- 二 対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等である場合 当該新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等の金額につき次条又は租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二若しくは第四十一条の三の二の規定に準じて計算した金額

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 新規住宅借入金等 その者が住宅の新築取得等をした租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等(同条第六項に規定する増改築等をいう。次条において同じ。)をした家屋又は認定長期優良住宅(同法第四十一条第五項に規定する認定長期優良住宅をいう。次条において同じ。)で、従前家屋又は従前増改築等家屋が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった日から平成二十五年十二月三十一日までの間に同法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したもの(当該増改築等をした家屋については当該増改築

等に係る部分に限り、従前家屋及び従前増改築等家屋を除く。)に係る対象住宅借入金等をいう。

- 二 新規増改築等借入金等 その者が特定増改築等をした租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する居住用の家屋で、従前家屋又は従前増改築等家屋が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった日から平成二十五年十二月三十一日までの間に同法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したもの(当該特定増改築等に係る部分に限り、従前家屋及び従前増改築等家屋を除く。)に係る増改築等住宅借入金等をいう。

第十三条の次に次の二条を加える。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

第十三条の二 その有していた家屋でその居住の用に供していたもの(以下この項において「従前住宅」という。)が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった居住者が、住宅の新築取得等をし、かつ、当該住宅の新築取得等をした居住用家屋(租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋をいう。以下この条において同じ。)若しくは既存住宅(同項に規定する既存住宅をいう。以下この条において同じ。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等をした家屋が従前住宅である場合には通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を受けたことにより当該居住の用に供することができなくなったものに限り、当該増改築等をした家屋については当該増改築等に係る部分に限る。以下この条

において同じ。)又は認定長期優良住宅を当該居住の用に供することができなくなった日から平成二十五年十二月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合(居住用家屋の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又は認定長期優良住宅の新築若しくは取得をしたこれらの家屋(以下この項において「再建住宅」という。)にあつては、当該従前住宅を居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供した場合に限る。)において、当該居住の用に供した日の属する年(次項から第四項までにおいて「居住年」という。)以後十年間の各年(同日以後その年の十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又は当該住宅の新築取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定長期優良住宅が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年)にあつては、これらの日。以下この項及び第三項において同じ。)まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この条において「再建特例適用年」という。)において当該住宅の新築取得等(再建住宅にあつては、当該従前住宅を居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供したものに係る住宅の新築取得等に限る。以下この条において「住宅の再取得等」という。)に係る同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等(以下この条において「再建住宅借入金等」という。)の金額を有するときは、その者の選択により、当該再建特例適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、同法第四十一条第二項及び第五項並びに第四十

一条の二の規定にかかわらず、その年十二月三十一日における再建住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が借入限度額を超える場合には、当該借入限度額)の一・二パーセントに相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として、同法第四十一条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

2 前項に規定する借入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 居住年が平成二十三年又は平成二十四年である場合 四千万円

二 居住年が平成二十五年である場合 三千万円

3 第一項に規定する居住者が、再建特例適用年において、二以上の居住年に係る住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額(同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該再建特例適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項の規定にかかわらず、当該再建特例適用年の十二月三十一日における再建住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分をし、当該区分をした居住年に係る住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額(同項の規定に準じて計算した金額の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該再建特例適用年における同項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

4 前項ただし書に規定する控除限度額は、同項

に規定する再建住宅借入金等の金額に係る居住年につき第二項の規定により定められた借入限度額の一・二パーセントに相当する金額のうち最も多い金額とする。

5 第一項に規定する居住者が、再建特例適用年において、再建住宅借入金等の金額(同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。)及び当該再建住宅借入金等の金額に係る住宅の再取得等以外の住宅の新築取得等(以下この項において「他の住宅取得等」という。)に係る同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等(当該他の住宅取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋に係る同項に規定する適用年若しくは同条第三項に規定する特例適用年又は当該他の住宅取得等をした認定長期優良住宅に係る同条第五項に規定する長期優良住宅特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。)の金額又は特定増改築等に係る増改築等住宅借入金等(当該特定増改築等をした家屋に係る同法第四十一条の三の二の第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の増改築等住宅借入金等」という。)の金額を有する場合には、当該再建特例適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項及び第三項の規定にかかわらず、当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額(当該他の住宅借入金等の金額のうちに、同法第四十一条第三項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、同法第四十一条第五項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等の金額)の合計額とする。

6 第一項に規定する居住者が、二以上の住宅の再取得等をし、かつ、これらの住宅の再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定長期優良住宅を同一の年中に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合においては、同項に規定する選択は、これらの住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額の全てについてしななければならないものとする。

7 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条第十七項の規定の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(復興指定公社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)

第十三条の三 居住者又は所得税法第六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者が、東日本大震災復興特別区域法第四十二条第一項に規定する指定公社で平成二十八年三月三十一日までに同項の規定により指定を受けたもの(以下この条において「復興指定公社」という。)

う。)により発行される株式(当該指定の日から同日以後五年を経過する日までの間に発行されるものに限る。以下この条において「復興株式」という。)を払込み当該株式の発行に際してするものに限る。)により取得(租税特別措置法第二十九条の二第一項本文又は第二十九条の三第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。)をした場合には、当該復興指定公社は租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規中小会社と、当該復興株式は同項に規定する特定新規株式とそれぞれみなして、同条の規定を適用する。

第十七条の次に次の四条を加える。

(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特例償却又は法人税額の特別控除)

第十七条の二 次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合においては、当該事業の用に供した日を含む事業年度(解散合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第十項において「供用年度」という。)の当該減価償却資産に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下第十八条の四までにおいて「償却限度額」という。)は、法人税法第三十一条第一項又は第二項

の規定にかかわらず、当該減価償却資産の普通償却限度額(同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下第十八条の四までにおいて同じ。)と特別償却限度額(当該減価償却資産の取得価額の百分の五十(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

法 人	期 間	区 域	事 業	資 産
一 東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた法人	同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日まで	当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画(以下この表において「認定復興推進計画」という。)に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域	産業集積事業(同法第二条第三項第二号イに掲げる事業をいう。)又は建築物整備事業(同法第二条第三項第二号ロに掲げる事業をいう。以下この号において同じ。)	機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(建築物整備事業にあつては、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物であることその他認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備)
二 東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた法人	同法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで	当該認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域	賃貸住宅供給事業(同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業をいう。)	第十八条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅

2 前項の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額(この項及び次項、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。)から当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)に相当する金額の合計額(以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。)を控除する。

3 法人が、各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該事業年度においてその事業の用に供した減価償却資産につき前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度(以下この項において「四年以内連結事業年度」という。))とし、当該事業年度まで連続して確定申告書の提出(四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出)をしている場合の各事業年度又は四年以内連結事業年度に限る。)における税額控除限度額(当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二第

二の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

二項に規定する税額控除限度額(当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。)を含む。)のうち、第二項の規定(連結税額控除限度額については、同条第二項の規定)による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額(既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。))がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

5 第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人が、東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に、同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に規定する産業集積事業(以下この項において「産業集積事業」という。)の用に供する同号の第五欄に掲げる減価償却資産(機械及び装置に限る。以下この項において「産業集積事業用機械装置」という。))でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は産業集積事業用機械装置を製作して、これを当該区域内において当該法人の産業集積事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該産業集積事業用機械装置の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

6 第一項及び前項の規定は、第一項の表の各号の第一欄に掲げる法人が所有権移転外リース取引(法人税法第六十四条の二第三項に規定する

リース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)により取得した当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産については、適用しない。

7 第一項及び第五項の規定は、確定申告書等(中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び確定申告書を含む。以下第十八条の四までにおいて同じ。)に第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産に係る償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない場合は、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があった場合においても、その添付がなかったことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があったときは、この限りでない。

8 第二項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

9 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があった場合においても、その記載又は添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があった場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

10 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度(次項において「繰越年度」という。)の確定申告書に第三項に規定する繰越税額控除限度超過額

の明細書の添付がある場合(第四項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第二十五条の二第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度(当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度の連結確定申告書(当該供用年度以後の各事業年度にあっては、確定申告書)に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合)で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする事業年度(次項において「控除年度」という。))の確定申告書等に、第三項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11 税務署長は、第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない繰越年度の確定申告書(第四項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、第二十五条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない連結確定申告書を含む。)の提出があった場合又は第三項の規定による控除を受ける金額の申告の記載若しくは当該金額の計算に関する明細書の添付がない控除年度の確定申告書等の提出があった場合においても、これらの添付又は当該記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、これらの明細書及び当該記載をした書類の提出があった場合に限り、同項の規定を適用することができる。

12 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(同法第七十二条及び第七十四条を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで(税額控除)」とあるのは「第七十条の二まで(税額控除又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。))第十七条の二第二項若しくは第三項(復興産業集積区域等において機械等

を取得した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」とする。

13 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四(同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二

第六項から前項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三 東日本大震災復興特別区域法第三十八條第一項の規定により同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた法人が、当該指定があつた日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度、前条若しくは同条の

定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに当該給与等の額のうち他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額)の百分の十に相当する金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

前項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

税務署長は、前項の記載若しくは添付がない確定申告書等の提出があった場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載若しくは添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類、同項の明細書及び同項の書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）」又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用了した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用了した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十条第一項第二号中「の規定」とあるのは、及び及び第二条第一項第二号中「の規定」とあるのは、及び及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用了場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用了場合の法人税額の特別控除）」とあるのは、

5 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十一までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第

四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の五の二第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに震災特例法第十七条の三」と、同法第四十二条の十二第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条の三」とする。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例）
 第十七条の四 第十七条の二第二項及び第三項並びに前条の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定」とあるのは「次の各号に掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十七条の二第二項又は第三項の規定及び震災特例法第十七条の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）と、「当該各号に定める金額」とあるのは「当該各号に定める金額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除

しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を」と、「並びに前条」とあるのは「並びに前条並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項並びに第十七条の三」と、同条第二項中「又は第四十二条の十一第三項」とあるのは「若しくは第四十二条の十一第三項又は震災特例法第十七条の二第三項」と、同条第三項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二十一条第一号に規定する確定申告書」と、「法人税法第三十二条」とあるのは「同条第三十二条」と、「又は第四十二条の四の二第八項各号」とあるのは「若しくは第四十二条の四の二第八項各号」と、「含む。」とあるのは「含む。」又は震災特例法第十七条の二第四項の規定を適用したならば同項に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの」と、同条第四項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二十一条第一号に規定する確定申告書」と、「法人税法第二十一条第二号」とあるのは「同条第三十二条」と、「第六十八号の十五の三第一項各号」とあるのは「震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた第六十八号の十五の三第一項各号」とする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 （復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）
 第十七条の五 東日本大震災復興特別区域法第三

十九条第一項の規定により同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた法人が、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（以下この項において「復興産業集積区域」という。）内において新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この項及び次項において「開発研究」という。）の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの（以下この条において「開発研究用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該復興産業集積区域内において当該法人の開発研究の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその開発研究の用に供した場合を除く。）には、当該法人の開発研究の用に供した日を含む事業年度の当該開発研究用資産に係る償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該開発研究用資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 前項に規定する指定を受けた法人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該法人の開発研究の用に供した日を含む事業年度の当該開発研究用資産に係る償却費

として損金の額に算入する金額は、租税特別措置法第四十二条の四第十二項第三号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条及び同法第四十二条の四の二の規定を適用する。

3 第一項の規定は、確定申告書等に開発研究用資産に係る償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書その他財務省令で定める書類の提出があつたときは、この限りでない。

4 第一項に規定する法人の租税特別措置法第四十二条の四第三項若しくは第七項（これらの規定を同法第四十二条の四の二第一項及び第二項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けようとする事業年度又は当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同法第六十八号の九第一項に規定する試験研究費の額）のうち開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合における同法第四十二条の四第三項又は第七項の規定の適用については、同条第三項及び第七項中「試験研究費の額」とあるのは、「試験研究

費の額(当該試験研究費の額のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の五第一項の規定の適用を受ける同項の開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。)が」とする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条第一項中「により滅失し、若しくは損壊したを」に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなつたに改め、「法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。」を削り、「償却費として損金の額に算入する金額の限度額(第三項において「償却限度額」という。)は、同法を「償却限度額は、法人税法に、「同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額」を「当該被災代替資産等の普通償却限度額」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第二項の」を「前項の」に、「(中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものと及び確定申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「に被災代替資産等に係る」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条の次に次の七条を加える。

(被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)
第十八条の二 法人(清算中の法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に

関する法律の一部を改正する法律平成二十三年法律第 号)の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に、賃貸住宅のうち特定激甚災害地域(東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害を受けた地域として政令で定める地域をいう。以下この項及び次項において同じ。)内において東日本大震災の被災者に賃貸される優良な賃貸住宅として政令で定めるもの(以下この項及び次項において「被災者向け優良賃貸住宅」という。)で新築されたものを取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを当該特定激甚災害地域内において当該法人の賃貸の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。)には、当該法人の賃貸の用に供した日(以下この項及び次項において「供用日」という。)以後五年以内の日を含む各事業年度の当該被災者向け優良賃貸住宅に係る償却限度額は、供用日以後五年以内(次項において「供用期間」という。)でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定(第十八条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額(第十八条の五第二項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の五十)当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時に

において法人税法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の七十に相当する金額をいう。)との合計額(第十八条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

2 法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項において「適格合併等」という。)により前項の規定(当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日(適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。))を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合(以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。)には、第二十六条の二第二項の規定の適用を受けている被災者向け優良賃貸住宅の移転を受け、これを特定激甚災害地域内において当該法人の賃貸の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該被災者向け優良賃貸住宅を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該特定激甚災害地域内において当該法人の賃貸の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間(連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間)の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供してい

る期間とする。
3 前条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(再投資等準備金)

第十八条の三 東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項の規定により同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に同項に規定する認定地方公共団体(以下この項において「認定地方公共団体」という。)の指定を受けた法人で、次に掲げる全ての要件を満たすものが、適用年度において、当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画(以下この項及び次項において「認定復興推進計画」という。)に定められた同法第四十条第一項に規定する復興産業集積区域(第二号及び次項第四号において「特定復興産業集積区域」という。)内において当該認定復興推進計画に定められた同法第二条第三項第二号イに掲げる事業(以下この条において「産業集積事業」という。)の用に供する減価償却資産(機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物に限る。第三号において同じ。)の新設、増設又は更新に要する支出に充てるため、当該適用年度の所得の金額として政令で定める金額以下の金額を損金経理(法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することを含む。第十九条第一項において同じ。)の方法により再投資等準備金として積み立てたとき(当該適用年度の決算の確定の日ま

でに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により再投資等準備金として積み立てたときを含む。は、当該積み立てた金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 その設立の日が当該認定地方公共団体が作成した東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する復興推進計画につき同条第十項の認定があつた日以後であること。

二 当該特定復興産業集積区域内に本店又は主たる事務所を有すること。

三 当該指定があつた日を含む事業年度(当該指定があつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定があつた日を含む連結事業年度において当該産業集積事業の用に供する減価償却資産で政令で定める規模のものの取得又は製作若しくは建設をしていること。

2 前項に規定する適用年度とは、同項の指定があつた日から同日以後五年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度(次に掲げる事業年度を除く。)をいう。

一 解散合併による解散を除く。の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに合併(適格合併を除く。)の日の前日を含む事業年度

二 第十七条の二若しくは同条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項若しくは第四項又は第十七条の二の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される同法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項

の規定の適用を受ける事業年度及び第十七条の三の規定の適用を受ける事業年度

三 前項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業以外の事業を行う事業年度

四 特定復興産業集積区域内事業所(前項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内にある本店、工場その他の事業所をいう。第四項第二号において同じ。)以外の事業所を有する事業年度

3 第一項に規定する法人(第二十六条の三第一項の規定の適用を受けたものを含む。)の第一項の指定の日以後十年を経過した日を含む事業年度(その経過した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その経過した日を含む連結事業年度。以下この項において「基準事業年度等」という。)以後の各事業年度終了の日

において、前事業年度(当該法人の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。)から繰り越された再投資等準備金の金額(当該基準事業年度等以後の各事業年度終了の日において同条第一項の再投資等準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の再投資等準備金の金額(以下この項において「連結再投資等準備金の金額」という。))がある場合には当該連結再投資等準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日

までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額(同条第四項の規定により益金の額に算入され

た金額を含む。又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額(同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。がある場合には、当該再投資等準備金の金額については、当該基準事業年度の終了の日における再投資等準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額(当該計算した金額が前事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された再投資等準備金の金額)に相当する金額を、当該事業年度の所得

4 第一項の再投資等準備金(連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。)を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合(適格合併又は適格分割型分割により当該再投資等準備金に係る産業集積事業の全部を移転することとなつた場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度(第三号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 当該再投資等準備金に係る産業集積事業を廃止した場合。その廃止の日における再投資等準備金の金額

二 特定復興産業集積区域内事業所を有しないこととなつた場合(次号に該当する場合を除く。その有しないこととなつた日における再投資等準備金の金額

三 合併により合併法人に産業集積事業の全部を移転することとなつた場合。その合併の直前における再投資等準備金の金額

四 東日本大震災復興特別区域法第九条の規定により第一項第一号の認定が取り消された場合。その取り消された日における再投資等準備金の金額

五 東日本大震災復興特別区域法第四十条第二項において準用する同法第三十七条第三項の規定により第一項の指定が取り消された場合。その取り消された日における再投資等準備金の金額

六 当該法人が解散した場合(合併により解散した場合を除く。その解散の日における再投資等準備金の金額

七 前項及び前各号の場合以外の場合において再投資等準備金の金額を取り崩した場合。その取り崩した日における再投資等準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 租税特別措置法第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第一項の再投資等準備金(連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。)を積み立てている法人が適格合併により合併法人に産業集積事業の全部を移転した場合(同条第八項前段に規定する場合を除く。)には、その適格合併直前における再投資等準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が

八 東日本大震災復興特別区域法第四十条第二項において準用する同法第三十七条第三項の規定により第一項の指定が取り消された場合。その取り消された日における再投資等準備金の金額

九 東日本大震災復興特別区域法第四十条第二項において準用する同法第三十七条第三項の規定により第一項の指定が取り消された場合。その取り消された日における再投資等準備金の金額

十 東日本大震災復興特別区域法第四十条第二項において準用する同法第三十七条第三項の規定により第一項の指定が取り消された場合。その取り消された日における再投資等準備金の金額

十一 東日本大震災復興特別区域法第四十条第二項において準用する同法第三十七条第三項の規定により第一項の指定が取り消された場合。その取り消された日における再投資等準備金の金額

十二 東日本大震災復興特別区域法第四十条第二項において準用する同法第三十七条第三項の規定により第一項の指定が取り消された場合。その取り消された日における再投資等準備金の金額

十三 東日本大震災復興特別区域法第四十条第二項において準用する同法第三十七条第三項の規定により第一項の指定が取り消された場合。その取り消された日における再投資等準備金の金額

十四 東日本大震災復興特別区域法第四十条第二項において準用する同法第三十七条第三項の規定により第一項の指定が取り消された場合。その取り消された日における再投資等準備金の金額

引継ぎを受けた再投資等準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第一項の再投資等準備金の金額(当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額)とみなす。

8 前項又は第二十六条の三第八項に規定する合併法人(その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。)のその適格合併の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額は、前項又は同条第八項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が合併後存続する法人であるときは、その有するものとみなされた再投資等準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格合併の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

9 第一項の再投資等準備金(連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。)を積み立てている法人が適格分割型分割により分割承継法人に当該再投資等準備金に係る産業集積事業の全部を移転した場合(同条第十項前段に規定する場合を除く。)には、その適格分割型分割直前における再投資等準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた再投資等準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割型分割の日において有する第一項の再投資等準備金の金額(当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額)とみなす。

日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額)とみなす。

10 前項の場合において、第一項の再投資等準備金(連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。)を積み立てている法人のその適格分割型分割の日を含む事業年度(同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。)については、当該適格分割型分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割型分割の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割型分割の日の前日までの期間の月数」とする。

11 第九項又は第二十六条の三第十項に規定する分割承継法人(その適格分割型分割後において連結法人に該当するものを除く。)のその適格分割型分割の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額は、第九項又は同条第十項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が当該適格分割型分割により設立された法人でないときは、当該分割承継法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割型分割の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

12 第五項及び第六項に定めるもののほか、第一項から第四項まで及び第七項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(再投資設備等の特別償却)

第十八条の四 前条第一項の再投資等準備金(連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。)の金額を有する法人が、当該再投資等準備金に係る特定復興産業集積区域(前条第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。)内において当該再投資等準備金に係る産業集積事業(前条第一項に規定する産業集積事業をいう。以下この項において同じ。)の用に供する減価償却資産の新設、増設又は更新をする場合において、当該新設、増設若しくは更新に係る機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(以下この項及び次項において「再投資設備等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は再投資設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該特定復興産業集積区域内において当該産業集積事業の用に供したとき(所有権移転外リース取引により取得した当該再投資設備等をその用に供した場合を除く。)は、当該産業集積事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を再投資等準備金を有する法人において「供用年度」という。)の当該再投資設備等に係る償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該再投資設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいう。)との合計額とする。

一 前事業年度等(前条第三項に規定する前事業年度等をいう。以下この号において同じ。)から繰り越された同条第一項の再投資等準備金の金額(第二十六条の三第一項の再投資等準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の再投資等準備金の金額を含むものとし、前事業年度等の終了の日までに前条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額(第二十六条の三第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合には当該金額を控除した金額とする。)のうち、当該供用年度において前条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額に相当する金額

2 前項の規定は、前条第一項の再投資等準備金を積み立てた事業年度以後の各事業年度(その積み立てた事業年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その積み立てた事業年度以後の各連結事業年度の確定申告書(その積み立てた事業年度以後の各連結事業年度にあっては、連結確定申告書)に同項の再投資等準備金の明細書の添付がある場合(連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を有する法人については、同項の再投資等準備金を積み立てた連結事業年度以後の各連結事業年度(その積み立てた連結事業年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その積み立てた連結事業年度以後の各事業年度の連結確定申告書(その積み立てた連結事業年度以後の各事業年度にあっては、確定申告書)に同項の再投資等準備金の明細書の添付がある場合)で、かつ、前項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書

二 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定住宅被災市町村（東日本大震災により被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村となつた市町村をいう。次項及び第五項第二号において同じ。）の区域において施行する都市再開発法による第二種市街地再開発事業の施行区域（都市計画法第十二条第二項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域をいう。）内にある土地等について、当

該第二種市街地再開発事業の用に供するため
にこれらの者(土地開発公社を含む。)に買い
取られ、対価を取得する場合(租税特別措置
法第六十四条第一項第二号又は第六十五条第
一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除
く。)

2 法人の有する土地等で特定住宅被災市町村
の区域内にあるものが、東日本大震災の被災
者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する
法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律
第三十一号)の施行の日から平成二十八年三月
三十一日までの間に、地方公共団体、独立行政
法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道
路公社又は土地開発公社に買い取られる場合
(これらの者がこれらの者以外の者に代わり買
い取る場合、前項各号に掲げる場合又は租税特
別措置法第六十四条第一項第二号、第三号の四
から第四号まで若しくは第八号、第六十五条第
一項第一号若しくは第六十五条の三第一項各号
に掲げる場合に該当する場合を除く。)には、当
該買い取られる場合は、同項第一号に掲げる場
合に該当するものとみなして、同条の規定を適
用する。

3 法人の有する土地等で特定被災市街地復興推
進地域内にあるものが次に掲げる場合(前項の
規定が適用される場合に該当する場合を除く。
以下この項において同じ。)に該当することと
なった場合には、次に掲げる場合は、租税特別
措置法第六十五条の四第一項第一号に掲げる場
合に該当するものとみなして、同条の規定を適
用する。
一 被災市街地復興特別措置法第八条第三項の
規定により土地が買い取られる場合

二 土地等につき被災市街地復興土地区画整理
事業が施行された場合において、被災市街地
復興特別措置法第十七条第一項の規定により
保留地が定められたことに伴い当該土地等に
係る換地処分により当該土地等のうち当該保
留地の対価の額に対応する部分の譲渡があつ
たとき。

4 法人の有する土地等で特定被災市街地復興推
進地域内にあるものが前項第二号に掲げる場合
に該当することとなった場合には、同号の保留
地が定められた場合は租税特別措置法第六十五
条第一項に規定する保留地が定められた場合に
該当するものとみなし、かつ、同号の保留地の
対価の額は同項及び同条第二項第一号に規定す
る保留地の対価の額に該当するものとみなし
て、同条第一項の規定を適用する。

5 法人が、土地開発公社に対しその有する土地
等で次の各号に掲げるものの譲渡をした場合に
おいて、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人
都市再生機構が施行する当該各号に定める事業
の用に供されるものであるときは、当該土地等
の譲渡に係る租税特別措置法第六十二条の三
の規定の適用については、同条第四項第二号に
掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなす。

一 特定被災市街地復興推進地域内にある土地
等 被災市街地復興土地区画整理事業
二 特定住宅被災市町村の区域内にある土地
等 都市再開発法による第二種市街地再開発
事業
6 第一項又は第二項の規定の適用がある場合に
おけるこれらの規定と租税特別措置法第三章第
六節第二款の規定との調整その他前各項の規定
の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条第一項中(清算中の法人を除く。以下
第二十一条までにおいて同じ。)を削り、「第七
項」を「第八項」に、「第十項」を「第十一項」に、「第
十五項」を「第十六項」に改め、「(以下この条及び
次条において「土地等」という。)」を削り、「被災区
域である土地等」を「被災区域である土地又はその
土地の上に存する権利」に改め、「(法人税法第七
十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合
にあつては、同項に規定する期間に係る決算にお
いて費用又は損失として経理することという。)」
を削り、「同項第一号」を「法人税法第七十二条第
一項第一号」に改め、同項の表の第一号中「前条第
一項」を「第十八条第一項」に、「土地等」を「土地若
しくは土地の上に存する権利(次号及び次項にお
いて「土地等」という。)」に改め、同条第四項中「土
地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」
に、「第十項」を「第十一項」に改め、同条第十三項
中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項を同
条第十四項とし、同条第十二項中「第七項」を「第
八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第
十一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条
第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」
に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する
権利」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第
九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第
十項とし、同条第八項中「第六項前段」を「第六項
及び第七項前段」に改め、同項を同条第九項と
し、同条第七項中「第九項」を「第十項」に、「土地
等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改
め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第六
十五條の七第七項及び第八項」を「第六十五條の七
第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第
五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定の適用を受けた買換資産につい
ては、第十八条の七第一項の規定により読み替
えられた租税特別措置法第五十三条第一項各号
に掲げる規定(同法第四十六条から第四十六条
の三まで及びこれらの規定に係る同法第五十二
条の三の規定を除く。)は、適用しない。
第二十條第一項、第二項第二号、第四項第二号
及び第七項中「土地等」を「土地又はその土地の
上に存する権利」に改め、同条第八項中「前条第七
項」を「前条第八項」に、「土地等」を「土地又はその
土地の上に存する権利」に、「同条第七項」を「同条
第八項」に改め、同条第十四項中「土地等」を「土
地又はその土地の上に存する権利」に、「次項」を「第
十六項」に改め、同条第十八項中「前二項」を「第
十五項及び前二項」に、「第十五項まで」を「第十四
項まで及び第十六項」に改め、同項を同条第十九項
とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第
十六項中「同条第七項及び第八項」を「同条第八項」
に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項
中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第十七項」
を「第十八項」に、「土地等」を「土地又はその土地
の上に存する権利」に改め、同項を同条第十六項
とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。

15 前条第六項の規定は、第七項又は第八項の規
定の適用を受けた買換資産について準用する。
第二十五條の次に次の四條を加える。
(連結法人が復興産業集積区域等において機械
等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特
別控除)
第二十五條の二 連結親法人又は当該連結親法人
による連結完全支配関係にある連結子法人で、
次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各
号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三

第二十五條の二 連結親法人又は当該連結親法人
による連結完全支配関係にある連結子法人で、
次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各
号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三

欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合に、当該事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十一項において「供用年度」という。）の当該減価償却資産に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下第二十六条の四までにおいて「償却限度額」という。）は、法人税法

第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該減価償却資産の普通償却限度額（同法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下第二十六条の四までにおいて同じ。）と特別償却限度額（当該減価償却資産の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

法人	期 間	区 域	事 業	資 産
一 東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた連結法人	同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日まで	当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画（以下この表において「認定復興推進計画」という。）に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域	産業集積事業（同法第二条第三項第二号イに掲げる事業をいう。）又は建築物整備事業（同法第二条第三項第二号ロに掲げる事業をいう。以下この号において同じ。）	機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（建築物整備事業にあつては、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物であることその他認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備）

二 東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた連結法人	同法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで	当該認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域	賃貸住宅供給事業（同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業をいう。）	第十八条の第二項に規定する被災者向け優良賃貸住宅
---	-------------------------	--	----------------------------------	--------------------------

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、前項の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項及び次項、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十二第二項、第三項、第五項及び第七項、第六十八條の十三、第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六十八並びに第六十八條の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結

子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合においては、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した減価償却資産につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した減価償却資産につき同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を

いう。を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度以下この項において「四年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による連結確定申告書の提出（四年以内事業年度にあつては、確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（四年以内事業年度の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第一項の表の第一号の第一欄に掲げるものが、東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に、同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に規定する産業集

積事業（以下この項において「産業集積事業」という。）の用に供する同号の第五欄に掲げる減価償却資産（機械及び装置に限る。以下この項において「産業集積事業用機械装置」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は産業集積事業用機械装置を製作して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の産業集積事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該産業集積事業用機械装置の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

6 第一項及び前項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第一項の表の各号の第一欄に掲げるものが所有権移転外リース取引により取得した当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産については、適用しない。

7 第一項から第三項まで及び第五項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
三 清算中の連結子法人

8 第一項及び第五項の規定は、連結確定申告書等（連結中間申告書で法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び連結確定申告書をいう。以下第二十六条の四までにおいて同じ。）に第一項の表の各号の第五欄

に掲げる減価償却資産に係る償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

9 第二項の規定は、連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

10 税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

11 第三項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度（次項において「繰越年度」という。）の連結確定申告書に第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第十七条の二第二項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合）には、当該連結事業年度）の確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、連結確定申告書）

に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合)で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする連結事業年度(次項において「控除年度」という。)の連結確定申告書等に、第三項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

12 税務署長は、第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない繰越年度の連結確定申告書(第四項に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、第十七条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない確定申告書を含む。)の提出があつた場合又は第三項の規定による控除を受ける金額の申告の記載若しくは当該金額の計算に関する明細書の添付がない控除年度の連結確定申告書等の提出があつた場合においても、これらの添付又は当該記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、これらの明細書及び当該記載をした書類の提出があつた場合に限り、同項の規定を適用することができる。

13 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで(税額控除)」とあるのは「第八十一条の十七まで(税額控除)又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第

二十五条の二第二項若しくは第三項(連結法人が復興産業集積区域等において機械等取得した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項(連結法人が復興産業集積区域等において機械等取得した場合の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項(連結法人が復興産業集積区域等において機械等取得した場合の法人税額の特別控除)」の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項(連結法人が復興産業集積区域等において機械等取得した場合の法人税額の特別控除)」の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項(連結法人が復興産業集積区域等において機械等取得した場合の法人税額の特別控除)」とする。

14 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九(同法第六十八条の九の二の規定により読み替へて適用する場合を含む。)及び第六十八条の十から第六十八条の十五の二までの規定の適用について

は、同法第六十八条の九第一項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五第二項中「第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」とする。

15 第六項から第十二項まで及び前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 第二十五条の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項の規定により同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けたものが、当該指定があつた日から同法以後五年を経過する日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内の日を含む各連結事業年度(その連結親法人

の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度、前条若しくは同条の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替へて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項若しくは第四項又は前条の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される同法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定の適用を受ける連結事業年度及び同法第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける連結事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。)の適用期間内において、当該認定地方公共団体の作成した東日本大震災復興特別区域法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域内に所在する同法第二条第三項第二号イに掲げる事業を行う事業所に勤務する被災雇用者等(東日本大震災の被災者である事業者により雇用されていた者又は東日本大震災により被害を受けた地域に居住していた者として政令で定める者をいう。次項において同じ。)に対して給与等(所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項及び次項において同じ。)を支給する場合には、当該適用年度の連結所得に対する法人税の額(この条、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び

第五項、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六十八並びに第六十八條の六十九並びに法人税法第八十一條の十三から第八十一條の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二條第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの(当該給与等の額のうち他の者(当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額)の百分の十に相当する金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

若しくは添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類、同項の明細書及び同項の書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

二十二第二項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)及び震災特例法第二十五條の三第一項(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」とする。

「ける規定」とあるのは「次の各号に掲げる規定(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。))第二十五條の二第二項又は第三項の規定及び震災特例法第二十五條の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。)」と、「当該各号に定める金額」とあるのは「当該各号に定める金額(震災特例法第二十五條の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五條の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。)」と、「並びに前条」とあるのは「並びに前条並びに震災特例法第二十五條の二第二項及び第三項並びに第二十五條の三」と、同条第二項中「又は第六十八條の十五第三項」とあるのは「若しくは第六十八條の十五第三項又は震災特例法第二十五條の二第三項」と、同条第三項中「又は第六十八條の九の二第八項第一号」とあるのは「若しくは第六十八條の九の二第八項第一号」と、「含む。」に「とあるのは「含む。」又は震災特例法第二十五條の二第四項の規定を適用したならば同項に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの」と、同条第四項中「第四十二條の十三第一項各号」とあるのは

4 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一條の十三第二項中「第八十一條の十七まで(税額控除)」とあるのは「第八十一條の十七まで(税額控除)又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。))第二十五條の三第一項(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第八十一條の十七中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第二十五條の三第一項(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一條の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び震災特例法第二十五條の三第一項(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一條の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び震災特例法第二十五條の三第一項(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第八十一條の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第二十五條の三第一項(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第八十一條の二十五條の四 第二十五條の二第二項及び第三項並びに前条の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八條の十五の三の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲

2 前項の規定は、連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限る。適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

6 第二項、第三項及び前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 税務署長は、前項の記載若しくは添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載

2 前項の規定は、連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限る。適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

3 税務署長は、前項の記載若しくは添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載

6 第二項、第三項及び前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 税務署長は、前項の記載若しくは添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載

「震災特例法第十七条の四第一項の規定により読み替えられた第四十二条の十三第一項各号」とする。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等)

第二十五条の五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けたものが、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、第十七条の五第一項に規定する開発研究用資産(以下この条において「開発研究用資産」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究(第十七条の五第一項に規定する開発研究をいう。以下この項及び次項において同じ。)の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその開発研究の用に供した場合を除く。)には、当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した日を含む連結事業年度の当該開発研究用資産に係る償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項

又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該開発研究用資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 前項に規定する指定を受けた連結親法人又はその連結子法人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した日を含む連結事業年度の当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額は、租税特別措置法第六十八条の九第十二項第三号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条及び同法第六十八条の九の二の規定を適用する。

3 第一項の規定は、連結確定申告書等に開発研究用資産に係る償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書その他財務省令で定める書類の提出があつたときは、この限りでない。

4 第一項に規定する連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の租税特別措置法第六十八条の九第三項若しくは第七項(これらの規定を同法第六十八条の九の二第一項及び第二項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金

の額に算入される試験研究費の額(同法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。)又は当該連結親法人若しくは当該連結子法人の同条第三項若しくは第七項に規定する前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち、開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合における同条第三項又は第七項の規定の適用については、同条第三項及び第七項中「試験研究費の額の合計額が」とあるのは、「試験研究費の額の合計額が」とあるのは、「(当該試験研究費の額のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五第一項の規定の適用を受ける同項の開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。)の合計額が」とする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条第一項中「により滅失し、若しくは損壊した」を「に起因して当該連結親法人若しくはその連結子法人の事業の用に供することができなくなった」に、「償却費として損金の額に算入する金額の限度額(第三項において「償却限度額」という。を「償却限度額に、同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額」を「当該被災代替資産等の普通償却限度額」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に、「(連結中間申告書で法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる

事項を記載したもの及び連結確定申告書をいう。以下この項において同じ。)に」を「被災代替資産等に係る」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条の次に次の七条を加える。

(連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)

第二十六条の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に、第十八条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅(以下この項及び次項において「被災者向け優良賃貸住宅」という。)で新築されたものを取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを同条第一項に規定する特定激甚災害地域(次項において「特定激甚災害地域」という。)内において当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。)には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日(以下この項及び次項において「供用日」という。)以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該被災者向け優良賃貸住宅に係る償却限度額は、供用日以後五年以内(次項において「供用期間」という。)でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定

(第二十六条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額(第二十六条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の五十(当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時に於いて法人税法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の七十)に相当する金額をいう。)との合計額(第二十六条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項において「適格合併等」という。)により前項の規定(当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日(適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。))を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合(以下この項において「連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合」という。)には、第十八

条の二第一項の規定)の適用を受けている被災者向け優良賃貸住宅の移転を受け、これを特定激甚災害地域内において当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した場合には、当該移転を受けた連結親法人又はその連結子法人が前項の供用日に当該被災者向け優良賃貸住宅を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該特定激甚災害地域内において当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間(連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間)の末日までの期間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間とする。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の再投資等準備金)

第二十六条の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項の規定により同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に同項に規定する認定地方公共団体(以下この項において「認定地方公共団体」という。)の指定を受けたもの(次に掲げる全ての要件を満たすものに限る。)が、適用年度において、当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画(以

下この条において「認定復興推進計画」という。))に定められた同法第四十条第一項に規定する復興産業集積区域(第二号及び第四項第二号において「特定復興産業集積区域」という。))内において当該認定復興推進計画に定められた同法第二条第三項第二号イに掲げる事業(以下この条において「産業集積事業」という。)の用に供する減価償却資産(機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物に限る。第三号において同じ。)の新設、増設又は更新に要する支出に充てるため、当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額として政令で定める金額以下の金額を損金経理(同法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理すること)をいう。第二十七条第一項において同じ。)の方法により再投資等準備金として積み立てたとき(当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により再投資等準備金として積み立てたときを含む。)は、当該積み立てた金額は、当該適用年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 その設立の日が当該認定地方公共団体が作成した東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する復興推進計画につき同条第十項の認定があつた日以後であること。

二 当該特定復興産業集積区域内に本店又は主たる事務所を有すること。

三 当該指定があつた日を含む連結事業年度(当該指定があつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該指定があつた日を含む事業年度)において当該産業集積事業の用に供する減価償却資産で政令で定める規模のものの取得又は製作若しくは建設をしていること。

2 前項に規定する適用年度とは、同項の指定があつた日から同日以後五年を経過する日までの期間内の日を含む各連結事業年度(第二十五条の三の規定の適用を受ける連結事業年度を除く。)をいう。

3 第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人(第十八条の三第一項の規定の適用を受けたものを含む。)の第一項の指定の日以後十年を経過した日を含む連結事業年度(その経過した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その経過した日を含む事業年度。以下この項において「基準連結事業年度等」という。)以後の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度(当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。)から繰り越された再投資等準備金の金額(当該基準連結事業年度等以後の各連結事業年度終了の日において同条第一項の再投資等準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の再投資等準備金の金額(以下この項において「単体再投資等準備金の金額」という。))がある場合には当該単体

再投資等準備金の金額を含むものとし、当該各連結事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額(同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額(同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)がある場合には、当該再投資等準備金の金額については、当該基準連結事業年度等の終了の日における再投資等準備金の金額に当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額(当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された再投資等準備金の金額)に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

の額に算入する。

一 当該再投資等準備金に係る産業集積事業を廃止した場合 その廃止の日における再投資等準備金の金額

二 特定復興産業集積区域内事業所(第一項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内にある本店、工場その他の事業所をいう。第六項第七号において同じ。)を有しないこととなった場合(次号に該当する場合を除く。) その有しないこととなった日における再投資等準備金の金額

三 合併(連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日第八項において「連結親法人事業年度開始の日」という。)である場合の当該合併に限る。)により合併法人に産業集積事業の全部を移転することとなった場合 その合併の直前における再投資等準備金の金額

四 東日本大震災復興特別区域法第九条の規定により第一項第一号の認定が取り消された場合 その取り消された日における再投資等準備金の金額

五 東日本大震災復興特別区域法第四十条第二項において準用する同法第三十七条第三項の規定により第一項の指定が取り消された場合 その取り消された日における再投資等準備金の金額

六 解散した場合(合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限り、その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する再投資等準備金の金額

日が連結事業年度終了の日である場合に限り、その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する再投資等準備金の金額

七 前項及び前各号の場合以外の場合において再投資等準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における再投資等準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

四 合併(適格合併を除く。)の日の前日を含む連結事業年度における当該合併に係る被合併法人である連結法人

五 第二十五条の二若しくは同条の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の二十第一項若しくは第四項又は第二十五条の二の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される同法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人

六 第一項の指定を受けた連結法人が同項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業以外の事業を行う連結事業年度における当該指定を受けた連結法人

定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業以外の事業を行う連結事業年度における当該指定を受けた連結法人

七 第一項の指定を受けた連結法人が特定復興産業集積区域内事業所以外の事業所を有する連結事業年度における当該指定を受けた連結法人

7 租税特別措置法第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第一項の再投資等準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。)により合併法人に産業集積事業の全部を移転した場合には、その適格合併直前における再投資等準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた再投資等準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第一項の再投資等準備金の金額(当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額)とみなす。

9 前項又は第十八条の三第七項に規定する合併法人(その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。)のその適格合併の日を含む連結事業年度に係る第三項の規定の適用について

は、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額は、前項又は同条第七項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額については、第三項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格合併の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

10 第一項の再投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割型分割により分割承継法人に当該再投資等準備金に係る産業集積事業の全部を移転した場合には、その適格分割型分割直前における再投資等準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた再投資等準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割型分割の日において有する第一項の再投資等準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額）とみなす。

11 前項の場合において、第一項の再投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人のその適格分割型分割の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はそ

の連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、当該適格分割型分割の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割型分割の日の前日までの期間の月数」とする。

12 第十項又は第十八条の三第九項に規定する分割承継法人（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格分割型分割の日を含む連結事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額は、第十項又は同条第九項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額については、第三項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割型分割の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

13 第五項から第七項までに定めるもののほか、第一項から第四項まで及び第八項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人の再投資設備等の特別償却）
第二十六条の四 前条第一項の再投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備

金を含む。）の金額を有する連結親法人又はその連結子法人が、当該再投資等準備金に係る特定復興産業集積区域（前条第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。）内において当該再投資等準備金に係る産業集積事業（前条第一項に規定する産業集積事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供する減価償却資産の新設、増設又は更新をする場合において、当該新設、増設若しくは更新に係る機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この項及び第三項において「再投資設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は再投資設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該特定復興産業集積区域内において当該産業集積事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該再投資設備等をその用に供した場合を除く。）は、当該産業集積事業の用に供した日を含む連結事業年度（第一号において「供用年度」という。）の当該再投資設備等に係る償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該再投資設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいう。）との合計額とする。

一 前連結事業年度等（前条第三項に規定する前連結事業年度等をいう。以下この号において同じ。）から繰り越された同条第一項の再投資等準備金の金額（第十八条の三第一項の再投資等準備金を積み立てている当該連結親法

人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の再投資等準備金の金額を含むものとし、前連結事業年度等の終了の日までに前条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額（第十八条の三第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち、当該供用年度において前条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額に相当する金額

二 当該再投資設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額

2 前項の規定は、同項に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

3 第一項の規定は、前条第一項の再投資等準備金を積み立てた連結事業年度以後の各連結事業年度（その積み立てた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その積み立てた連結事業年度後の各事業年度の連結確定申告書（その積み立てた連結事業年度後の各事業年度にあっては、確定申告書）に同項の再投資等準備金の明細書の添付がある場合（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を有する連結親法人又はその連結子法人については、同項の再投資等準備金を積み立てた事業年度以後の各事業年度（その積み立てた事業年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当す

る場合には、その積み立てた事業年度以後の各連結事業年度の確定申告書(その積み立てた事業年度以後の各連結事業年度にあつては、連結確定申告書に同項の再投資等準備金の明細書の添付がある場合)で、かつ、第一項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、再投資設備等に係る償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。ただし、これらの添付がない連結確定申告書等(これらの添付がない確定申告書を含む)の提出があつた場合においても、これらの添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、これらの明細書の提出があつたときは、この限りでない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第二十六条の五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が各連結事業年度終了の時に於いて有する減価償却資産で第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項又は前条第一項の規定の適用を受けたもの(第十七条の二第一項若しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項又は第十八条の四第一項の規定の適用を受けた減価償却資産を含む。)については、租税特別措置法第六十八条の四十一項中「第六十八条の三十六まで」とあるのは「第六十八条の三十六まで若しくは東日本大震災

災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に

関する法律(以下この条において「震災特例法」という。)第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第一項若しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定の適用」と、同条第二項中「青色申告書」とあるのは「同条第三十一号に規定する確定申告書」と、「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第一項若しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定を含む」と、同条第五項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二十三条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法」とあるのは「同法」と、「特別償却に関する規定」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第一項若しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定」として、同条の規定を適用する。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の準備金方式による特別償却)
第二十六条の六 第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項又は第二十六条の

四第一項の規定の適用を受けることができる連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人については、租税特別措置法第六十八条の四十一第一項の特別償却に関する規定には第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項又は第二十六条の四第一項の規定を含むものと、当該連結親法人又はその連結子法人が連結事業年度に該当しない事業年度に提出した青色申告書以外の確定申告書は青色申告書とそれぞれみなして、同法第六十八条の四十一の規定を適用する。この場合において、同条における同法第五十二条の三の規定は、第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される同法第五十二条の三の規定とする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第二十六条の七 第二十五条の二、第二十五条の五から第二十六条の二まで又は第二十六条の四の規定の適用を受けることができる減価償却資産については、租税特別措置法第六十八条の四十二第一項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二、第二十五条の五から第二十六条の二まで若しくは第二十六条の四の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令

で定める。

(連結法人が被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等)

第二十六条の八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地又は土地の上に存する権利(棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。)で第十八条の八第一項各号に規定するものについて当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に規定する土地等は租税特別措置法第六十四条第一項第二号に規定する資産に、当該各号に規定する買取りは同項第二号に規定する買取りに、当該各号に規定する対価は同項第二号に規定する対価に、当該各号に掲げる場合は同項第二号に掲げる場合にそれぞれ該当するものとみなして、同法第六十八条の七十、第六十八条の七十一及び第六十八条の七十三の規定を適用する。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等で特定住宅被災市町村(第十八条の八第一項第二号に規定する特定住宅被災市町村をいう。)の区域内にあるものが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、同条第二項に規定する買い取られる場合には、当該買い取られる場合は、租税特別措置法第六十五条の三第一項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同法第六十八条の七十四の規定を適用する。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域(第十八条の八第一項第一号に規定する特定被災市街地復興推進地域をいう。次項において同じ。)内にあるものが同条第三項各号に掲げる場合(前項の規定が適用される場合に該当する場合を除く。以下この項において同じ。)に該当することとなった場合には、当該各号に掲げる場合は、租税特別措置法第六十五条の四第一項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同法第六十八条の七十五の規定を適用する。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが第十八条の八第三項第二号に掲げる場合に該当することとなった場合には、同号の保留地が定められた場合は租税特別措置法第六十五条第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなし、かつ、同号の保留地の対価の額は同法第六十八条の七十二第一項及び第二項第一号に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同条第一項の規定を適用する。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、土地開発公社に対しその有する土地等で第十八条の八第五項各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構が施行する当該各号に定める事業の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡に係る租税特別措置法第六十八条の六十八の規定

の適用については、同法第六十二条の三第四項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなす。

6 第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第三章第十九節第二款の規定との調整その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条第一項中「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第十一項」に、「第十六項」を「第十七項」に改め、「(以下この条及び次条において「土地等」という。)」を削り、「被災区域である土地等」を「被災区域である土地又はその土地の上に存する権利」に改め、「(法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することを用う。)」を削り、「同項第一号を、法人税法第八十一条の二十第一項第一号に改め、同項の表の第一号中「土地等」を「土地若しくは土地の上に存する権利(次号及び次項において「土地等」という。))」に改め、同条第四項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同条第十三項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十項とし、同条第八項中「第六項前段」を「第六

項及び第七項前段」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第九項」を「第十項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第六十八條の七十八第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第二十六条の七第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定(同法第六十八条の三十から第六十八条の三十二まで及びこれらの規定に係る同法第六十八條の四十一の規定を除く。)は、適用しない。

第二十八條第一項、第三項第二号、第五項第二号及び第八項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同条第九項中「前条第七項」を「前条第八項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十五項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「次項」を「第十七項」に改め、同条第十九項中「前二項」を「第十六項及び前二項」に、「第十六項の」を「第十七項の」に、「第十六項まで」を「第十五項まで及び第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「同条第七項及び第八項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第十八項」を「第十九項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16 前条第六項の規定は、第八項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産について準用する。

第三十四条第一項中「第三十八條」を「第三十八條の五」に、「この項及び第三十六條」を「第三十八條の五まで」に改める。

第三十七條第一項第一号中「とき」の下に、「又は当該住宅用家屋が警戒区域設定指示等(同年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長又は都道府県知事に対して行った次に掲げる指示をいう。以下第五十条までにおいて同じ。))が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつて同年十二月三十一日(同年一月一日から同年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者にあつては、平成二十四年十二月三十一日。以下この項及び次条第一項において同じ。))までにその居住の用に供することができなくなったとき」を加え、同号に次のように加える。

イ 原子力災害対策特別措置法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三條第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

ロ イに掲げるもののほか、住民の避難に関する指示として財務省令で定めるもの

三 既存住宅用家屋 建築後使用されたことの

ある住宅用家屋で政令で定めるものをいう。

四 増改築等 被災受贈者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事(当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。)で次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 当該工事に要した費用の額が百万円以上であること。

ロ 当該工事をした家屋が被災受贈者が主としてその居住の用に供すると認められるものであること。

ハ その他政令で定める要件

五 住宅取得等資金 次のいずれかに掲げる新築、取得又は増改築等(被災受贈者の配偶者その他の被災受贈者と特別の関係がある者として政令で定める者との請負契約その他の契約に基づき新築若しくは増改築等をする場合又は当該政令で定める者から取得する場合を除く。)の対価に充てたるための金銭をいう。

イ 被災受贈者による住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得(これらの住宅用家屋の新築又は取得とともにするその敷地の用に供されている土地等の取得を含む。)

ロ 被災受贈者による既存住宅用家屋の取得(当該既存住宅用家屋の取得とともにするその敷地の用に供されている土地等の取得を含む。)

ハ 被災受贈者が所有している家屋につき行う増改築等(当該家屋についての当該増改築等とともにするその敷地の用に供される

こととなる土地等の取得を含む。)

3 第一項の規定は、同項の期間内に同項の贈与により住宅取得等資金の取得をした被災受贈者が当該住宅取得等資金について租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた場合又は受けようとする場合には、適用しない。

4 第一項の規定は、租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金(以下第一号までにおいて「住宅資金」という。)について、同条第一項の規定の適用を受け、若しくは受けようとする同条第二項第一号に規定する特定受贈者(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅資金の取得をした者に限り、次に掲げる者を除く。)(又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第二百二十四条第四項の規定により同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「平成二十二年旧租税特別措置法」という。)(第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者(次に掲げる者を除く。))が第一項の期間内に同項の贈与により取得をした住宅取得等資金について、適用しない。

一 租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に定めるところにより同号の新築(新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。)(をした住宅用家屋(同条第二項第二号に規定する住宅用家屋をいう。以下この号において「住宅用家屋」という。))若しくは取得をした建築後使用されたことのない

い住宅用家屋が東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった者又はこれらの住宅用家屋が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによつて平成二十三年十二月三十一日(同年一月一日から同年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅資金の取得をした租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者にあつては、平成二十四年十二月三十一日。以下この項において同じ。))までにその居住の用に供することができなくなった者

二 租税特別措置法第七十条の二第二項第二号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第二項第二号に定めるところにより取得をした同号の既存住宅用家屋が東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった者又は当該既存住宅用家屋が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによつて平成二十三年十二月三十一日までにその居住の用に供することができなくなった者

三 租税特別措置法第七十条の二第三項第一号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第二項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用家屋が東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった者又は当該住宅用家屋が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象

区域内に所在していたことによつて平成二十三年十二月三十一日までにその居住の用に供することができなくなった者

5 被災受贈者が第一項の規定の適用を受けた場合における相続税法第十九条第一項及び第二十一条の十五第一項の規定の適用については、これらの規定中「規定により」とあるのは、「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第三十八条の二(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)の規定により」とする。

6 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた被災受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。この場合において、当該被災受贈者は、当該各号に該当することとなつた日から二月以内に、同項の規定の適用を受けた年分の贈与税についての国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければなら

ない。

一 当該被災受贈者が第一項第一号に定めるところにより同号の新築をした住宅用家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確定であると見込まれることにより同項の規

定の適用を受けた場合において、これらの住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該被災受贈者の居住の用に供していなかったとき。

二 当該被災受贈者が第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該既存住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該被災受贈者の居住の用に供していなかったとき。

三 当該被災受贈者が第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用の家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該住宅用の家屋を同年十二月三十一日までに当該被災受贈者の居住の用に供していなかったとき。

7 前項の規定に該当することとなった場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであった贈与税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

8 第六項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法及び相続税法第三十六条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第六項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第六項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第六項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

四 国税通則法第二条第六号ハの規定の適用については、同号ハ(3)中「相続税法」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合における当該金額を千万円から控除した残額又は相続税法」とする。

五 相続税法第三十六条第一項及び第二項中「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあり、並びに同条第三

項中「申告書の提出期限」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第六項(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に規定する修正申告書の提出期限)とする。

9 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の相続税法第二十八条の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 税務署長は、前項の記載又は添付がない相続税法第二十八条の規定による申告書の提出があつた場合において、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

11 第三項から第六項まで又は前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第六項の規定による修正申告書をその提出期限までに提出しないことにより贈与税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

13 正当な理由がなく第六項の規定による修正申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(被災した認定贈与承継会社等に係る非上場株式等についての納税猶予の特例)

第三十八条の三 租税特別措置法第七十条の七第四項の特例受贈非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定贈与承継会社(以下この条及び次条において「認定贈与承継会社」という。)が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該認定贈与承継会社に係る同法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者(同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者をいう。次項において同じ。)に対する同条第四項及び第六項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該認定贈与承継会社の事業の用に供する資産が東日本大震災によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合 当該認定贈与承継会社が、租税特別措置法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間(平成二十三年三月十一日以後の期間に限る。以下この項及び次条第一項において「経営贈与承継期間」という。)内に同法第七十条の七第四項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は贈与特定期間(経営贈与承継期間の末日の翌日から平成二十三年三月十一日以後最初に到来する経営贈与報告基準日(同条第二項第七号に規定する経営贈与報告基準日をいう。第三号及び第五項第一号において同じ。))の翌日以後十年を経過する日までの期間をいう。以下第三号までにおいて同じ。)内に同条第六項の表の第一号の上欄(同条第四項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈

与承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

二 当該認定贈与承継会社の事業所(常時使用従業員(租税特別措置法第七十条の七第二項第一号イに規定する常時使用従業員をいう。以下この条において同じ。)が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。イにおいて同じ。)が東日本大震災によつて被害を受けたことにより当該認定贈与承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 次に定めるところによる。

イ 経営贈与承継期間内に租税特別措置法第七十条の七第二項第七号イに規定する第一種贈与基準日におけるその事業所(イにおいて「被災事業所」という。)の常時使用従業員の数が当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となつたことにより当該認定贈与承継会社が同条第四項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合(当該認定贈与承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、当該事業所の常時使用従業員の数が当該事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数以上である場合に限る。)であつても、当該認定贈与承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

ロ 当該認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間内に租税特別措置法第七十条の七第四

項第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同条第六項の表の第一号の上欄(同条第四項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

三 東日本大震災により当該認定贈与承継会社(東日本大震災の発生直前において第三十四条第一項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物(東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限る。)の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 当該認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間内に租税特別措置法第七十条の七第四項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同条第六項の表の第一号の上欄(同条第四項第九号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるときに限り、経営贈与報告基準日(当該売上金額に係る事業年度(贈与特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなつた場合にあっては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。)の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。)の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの期

間(当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、同条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間)は、これらの場合に該当しないものとみなす。

2 前項の規定は、租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者(東日本大震災の発生前に同項の規定の適用に係る贈与により同項の非上場株式等の取得をしていた者に限る。次条第一項において同じ。)が財務省令で定めるところにより前項の規定の適用を受けた旨の届出書を東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日(以下第三十八条の五までにおいて「平成二十三年改正法施行日」という。)から平成二十三年改正法施行日以後一年二月を経過する日までの間に納税地の所轄税務署長に提出した場合(当該税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該届出書を当該期間経過後に提出した場合を含む。)に限り、適用する。

3 租税特別措置法第七十条の七の二第三項の特例非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定承継会社(以下第三十八条の五までにおいて「認定承継会社」という。)が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該認定承継会社に係る同法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等(同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等をいう。次項において同じ。)に対する同条第

三項及び第五項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該認定承継会社の事業の用に供する資産が東日本大震災によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合 当該認定承継会社が、租税特別措置法第七十条の七の二第二項第六号に規定する経営承継期間(平成二十三年三月十一日以後の期間に限る。以下この条及び次条において「経営承継期間」という。)内に同法第七十条の七の二第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は特定期間(経営承継期間の末日の翌日から平成二十三年三月十一日の直前の経営報告基準日(同条第二項第七号に規定する経営報告基準日)をいう。以下この号及び第三号において同じ。)の翌日以後十年を経過する日までの期間(最初の経営報告基準日が平成二十三年三月十一日以後に到来する場合にあっては、当該経営報告基準日の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間)をいう。以下第三号までにおいて同じ。)内に同条第五項の表の第一号の上欄(同条第三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

二 当該認定承継会社の事業所(常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。イにおいて同じ。)が東日本大震災によつて被害を受けたことにより当該認定承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除

く。次に定めるところによる。

イ 経営承継期間内に租税特別措置法第七十条の七の二第二項第七号イに規定する第一種基準日におけるその事業所（イにおいて「被災事業所」という。）の常時使用従業員の数が当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったことにより当該認定承継会社と同条第三項第二号に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、当該事業所の常時使用従業員の数が当該事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数以上である場合に限る。）であつても、当該認定承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

ロ 当該認定承継会社が、経営承継期間内に租税特別措置法第七十条の七の二第三項第九号に掲げる場合又は特定期間内に同条第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなった場合であつても、当該認定承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

三 東日本大震災により当該認定承継会社（東日本大震災の発生直前において第三十四条第一項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物）が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限る。）の売上金額が大幅に減少し

た場合として政令で定める場合（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）当該認定承継会社が、経営承継期間内に租税特別措置法第七十条の七の二第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は特定期間内に同条第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号に係る部分に限る。）以下この号において同じ。）に掲げる場合に該当することとなった場合であつても、当該認定承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるときに限り、経営報告基準日（当該売上金額に係る事業年度（特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあつては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。）の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの期間（当該基準日が最初の経営報告基準日である場合には、同条第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間）は、これらの場合に該当しないものとみなす。

4 前項の規定は、租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等（次の各号に掲げる者に限る。次条第三項において同じ。）が財務省令で定めるところにより前項の規定の適用を受けた旨の届出書を当該各号に掲げる者の区分に応じ平成二十三年改正法施行日から当該各号に定める日までの間に納税地の所轄税務署長に提出した場合（当該税

務署長においてやむを得ない事情がある認められる場合には、当該届出書を当該期間経過後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。

一 平成二十三年改正法施行日前に租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により同項の非上場株式等の取得をしていた者 平成二十三年改正法施行日以後一年二月を経過する日

二 平成二十三年改正法施行日から平成二十三年改正法施行日以後六月を経過する日までの間に租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により同項の非上場株式等の取得をした者 当該相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限

5 租税特別措置法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項の特例相続非上場株式等に係る同法第七十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社（以下この項において「認定相続承継会社」という。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合における当該認定相続承継会社に係る同条第一項の規定の適用を受ける経営承継承継受贈者（同条第二項第三号に規定する経営承継承継受贈者をいう。次項において同じ。）に対する同条第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項及び第五項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該認定相続承継会社の事業の用に供する資産が東日本大震災によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合 当該認定相続承継会社が、租税特別措置法第七十条の

七の四第二項第五号に規定する経営承継承継期間（平成二十三年三月十一日以後の期間に限る。以下この項において「経営承継承継期間」という。）内に同条第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は相続特定期間（経営承継承継期間の末日の翌日から平成二十三年三月十一日以後最初に到来する経営贈与報告基準日（同法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に当該贈与に係る同項の贈与者について相続が開始した場合にあつては、同法第七十条の七の四第二項第六号に規定する経営承継報告基準日）の翌日以後十年を経過する日までの期間をいう。以下第三号までにおいて同じ。）内に同法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなった場合であつても、当該認定相続承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

二 当該認定相続承継会社の事業所（常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。イにおいて同じ。）が東日本大震災によつて被害を受けたことにより当該認定相続承継会社における雇用の確保が困難となった場合として政令で定める場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）次に定めるところによる。

イ 経営相続承継期間内に租税特別措置法第七十条の七の四第二項第六号イに規定する第一種相続基準日におけるその事業所（イにおいて「被災事業所」という。）の常時使用従業員の数が当該被災事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となったことにより当該認定相続承継会社が同条第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項第二号に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定相続承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、当該事業所の常時使用従業員の数が当該事業所の常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数以上である場合に限り。）であつても、当該認定相続承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

ロ 当該認定相続承継会社が、経営相続承継期間内に租税特別措置法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項第九号に掲げる場合又は相続特定期間内に同法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなった場合であつても、当該認定相続承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

三 東日本大震災により当該認定相続承継会社（東日本大震災の発生直前において第三十四条第一項に規定する指定地域内に本店を有し

ていた会社又は現にその事業の用に供していた建物）が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限る。）の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）当該認定相続承継会社が、経営相続承継期間内に租税特別措置法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は相続特定期間内に同法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）に掲げる場合に該当することとなった場合であつても、当該認定相続承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定めることに限り、同法第七十条の七の四第二項第六号に規定する経営相続報告基準日（当該売上金額に係る事業年度（相続特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなった場合）にあっては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。）の直前の経営相続報告基準日の翌日から当該基準日までの期間（当該基準日が最初の経営相続報告基準日である場合には、同条第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間）は、これらの場合に該当しないものとみなす。

6 前項の規定は、租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者（次の各号に掲げる者に限る。）が財務省令で定めるところにより前項の規定の適用を受けた旨の届出書を当該各号に掲げる者の区分に応じ平成二十三年改正法施行日から当該各号に定める日までの間に納税地の所轄税務署長に提出した場合（当該税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該届出書を当該期間経過後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。

一 平成二十三年改正法施行日前に租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により同項の特例受贈非上場株式等の取得をしていた者 平成二十三年改正法施行日以後一年二月を経過する日

二 平成二十三年改正法施行日から平成二十三年改正法施行日以後六月を経過する日までの間に租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により同項の特例受贈非上場株式等の取得をした者 当該相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限

7 第二項、第四項及び前項に定めるもののほか、第一項、第三項及び第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条の四 経営承継受贈者が有する租税特別措置法第七十条の七第四項の特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、当該経営承継受贈者又は当該認定贈与承継会社が経営贈与承継期間内に次の各号のい

ずれかに該当することとなったときは、当該経営承継受贈者又は当該認定贈与承継会社は、それぞれ同法第七十条の七第十七項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

一 当該経営承継受贈者が当該認定贈与承継会社の非上場株式等（租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の全部の譲渡又は贈与をしたとき（次のイ又はロのいずれかに該当するときに限り、当該認定贈与承継会社が株式交換又は株式移転により他の会社の会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社となつたとき（当該他の会社が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外のものであり、かつ、当該株式交換又は株式移転に際して当該他の会社の株式又は出資の交付がないときに限る。）を除く。）。

イ その譲渡又は贈与が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外の者のうちの一人の者として政令で定めるものに對して行つたものであるとき。

ロ その譲渡又は贈与が民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生計画又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生計画の認可の決定を受け、当該再生計画又は当該更生計画に基づき当該非上場株式等を消却するために行つたものであるとき。

二 当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったとき。

2 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第七十条の七第十七項の規定の適用については、同項中「その該当することとなつた日」とあるのは、「その該当することとなつた日(当該日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日前である場合には、当該施行の日。以下この項において同じ。)」と、同項第一号及び第二号中「の末日の翌日以後に」とあるのは「内に」とするほか、前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 経営承継相続人等が有する租税特別措置法第七十条の七の二第三項の特例非上場株式等に係る認定承継会社が前条第三項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該経営承継相続人等又は当該認定承継会社が経営承継期間内に次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該経営承継相続人等又は当該認定承継会社は、それぞれ同法第七十条の七の二第十七項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

一 当該経営承継相続人等が当該認定承継会社の非上場株式等の全部の譲渡又は贈与をしたとき(次のイ又はロのいずれかに該当するとき)に限り、当該認定承継会社が株式交換又は株式移転により他の会社の会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子

会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社となつたとき(当該他の会社が当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外のもの)であり、かつ、当該株式交換又は株式移転に際して当該他の会社の株式又は出資の交付がないときに限る。)を除く。

イ その譲渡又は贈与が当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外の者のうちの一人の者として政令で定めるものに對して行うものであるとき。

ロ その譲渡又は贈与が民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定を受け、当該再生計画又は当該更生計画に基づき当該非上場株式等を消却するために行うものであるとき。

二 当該特例非上場株式等に係る認定承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつたとき。

4 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第七十条の七の二第十七項の規定の適用については、同項中「その該当することとなつた日」とあるのは、「その該当することとなつた日(当該日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日前である場合には、当該施行の日。以下この項において同じ。)」と、同項第一号及び第二号中「の末日の翌日以後に」とあるのは「内に」とするほか、前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 前二項の規定は、租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定により納税の猶予がされた相続税の免除について準用する。この場合において、第三項中「経営承継相続人等が有する」とあるのは「前条第六項に規定する経営承継受贈者が有する」と、「第七十条の七の二第三項」とあるのは「第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「当該経営承継相続人等」とあるのは「当該経営承継受贈者」と、「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」と、「それぞれ同法」とあるのは「それぞれ同法第七十条の七の四第十二項の規定により読み替えられた同法」と読み替へるものとする。

第三十八条の五 平成二十三年三月十一日から平成二十三年改正法施行日以後六月を経過する日までの間に相続又は遺贈により会社の非上場株式等の取得をした個人が租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けようとする場合(当該会社が次に掲げる場合に該当する場合に限る。)における同条第二項第一号の規定の適用については、同号中「要件の全て」とあるのは、「要件(ロに掲げるものを除く。)の全て」とする。

一 当該会社の事業の用に供する資産が東日本大震災によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合

二 当該会社の事業所(租税特別措置法第七十条の七の二第二項第一号イに規定する常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場

その他これらに類するものに限る。)が東日本大震災によつて被害を受けたことにより当該会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

三 東日本大震災により当該会社(東日本大震災の発生直前において第三十四条第一項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限る。)の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

2 前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法第七十条の七の二第九項の規定の適用については、同項中「又は当該」とあるのは、「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の五第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書類並びに当該」とする。

3 平成二十三年三月十一日から平成二十三年改正法施行日以後六月を経過する日までの間に租税特別措置法第七十条の七の三第一項の規定により同項の贈与者から相続又は遺贈により同法第七十条の七第一項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等の取得をしたものとみなされた個人が同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けようとする場合(当該特例受贈非上場株式等に係る会社が第一項各号に掲げる場合に該当する場合に限る。)における同条第二項第一号の規定の適用については、同号中「要件の

全て」とあるのは、「要件(口に掲げるものを除く。)の全て」とする。

4 前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法第七十条の七の四第七項の規定の適用については、同項第一号中「当該」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の五第三項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書類並びに当該」とする。

5 平成二十三年三月十一日から平成二十三年改正法施行日以後六月を経過する日までの間に租税特別措置法第七十条の七の二第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により認定承継会社の同項に規定する非上場株式等の取得をした個人が同項の規定の適用を受けようとする場合(当該認定承継会社が第三十八条の三第三項各号に掲げる場合に該当する場合に限る。)における同法第七十条の七の二第二項第三号の規定の適用については、同号中「要件の全て」とあるのは、「要件(へに掲げるものを除く。)の全て」とする。

6 前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法第七十条の七の二第九項の規定の適用については、同項中「又は当該」とあるのは、「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の五第五項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書類並びに当該」とする。

(延納の許可の申請等に係る期限等の特例)
第三十八条の六 東日本大震災によって被害を受

けたことにより相続税法第三十九条第一項の規定による延納の許可の申請に係る手続に關し国税通則法第十一条の規定の適用を受ける者(以下この条において「被災延納申請者」という。)であつて平成二十三年三月十日までに当該申請(延納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日が同月十日以前であるものに限り)をしたもの又は相続税法第三十九条第二項の規定により当該申請の許可若しくは却下をしようとする税務署長に係る同条の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「三月に平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の六第一項(延納の許可の申請等に係る期限等の特例)に規定する被災延納申請者(以下この条及び第五十二条において「被災延納申請者」という。)に係る国税通則法第十一条(災害等による期限の延長の規定により延長された期限までの期間(以下この条及び第五十二条において「延長期間」という。)を加算した期間内」と、同条第八項ただし書中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る延長期間を加算した期間」と、同条第十五項ただし書、第二十項ただし書及び第二十四項中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る延長期間(平成二十三年三月十一日以後に同項の規定による通知を受けた場合には、同日から当該通知を受けた日までの期間を除く。)を加算した期間」とする。

2 前項の規定の適用がある場合(相続税法第三十九条第五項の規定による担保提供関係書類の提出期限その他政令で定める延納の許可の申請

に係る手続に關する期限が平成二十三年三月十日以前である場合を除く。)において同条第九項、第十六項、第十七項又は第二十一項の規定により読み替えられた同条第二項の規定を適用するときは、平成二十三年三月十一日から被災延納申請者に係る国税通則法第十一条の規定により延長された期限までの期間は、前項において読み替えて適用する相続税法第三十九条第二項本文に規定する期間に算入しない。

3 被災延納申請者(延納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日が平成二十三年三月十一日以後である者に限り)又は相続税法第三十九条第二項の規定により当該延納の申請の許可若しくは却下をしようとする税務署長に係る同条の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「三月にその延納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の六第三項(延納の許可の申請等に係る期限等の特例)に規定する被災延納申請者(以下この条及び第五十二条において「被災延納申請者」という。)に係る国税通則法第十一条(災害等による期限の延長の規定により延長された期限までの期間(以下この条及び第五十二条において「特定延長期間」という。)を加算した期間内」と、同条第八項ただし書中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る特定延長期間を加算した期間」と、同条第十五項ただし書、第二十項ただし書及び第二十四項中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る特定延長期間(その延納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日から当

該通知を受けた日までの期間を除く。)を加算した期間」とする。

4 第二項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「平成二十三年三月十一日」とあるのは、「その延納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日」と読み替えるものとする。

5 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災延納申請者の第一回に納付すべき分納税額の納期限が相続税法第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から一年を経過した日以後となる場合における相続税法第五十二条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一回に納付すべき分納税額に併せて納付する利子税については、相続税法第五十二条第一項第一号中「期間」とあるのは、「期間(当該納期限又は納付すべき日の翌日以後一年を経過した日から第一回に納付すべき分納税額の納期限までの期間を除く。)」とする。

二 第二回に納付すべき分納税額に併せて納付する利子税については、相続税法第五十二条第一項第二号中「第二回以後」とあるのは「第二回」と、「前回の分納税額の納期限」とあるのは「前号に規定する納期限又は納付すべき日の翌日以後一年を経過する日」とする。

三 第三回以後に納付すべき分納税額に併せて納付する利子税については、相続税法第五十二条第一項第二号中「第二回以後」とあるのは、「第三回以後」とする。

6 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災延納申請者に係る延納の許可の申請について相

統税法第三十九条第二項の規定による延納の申請の却下があった場合又は同条第十二項の規定により延納の申請を取り下げたものとみなされた場合における同法第五十二条第四項の規定の適用については、同項中「までの期間」とあるのは、「までの期間(被災延納申請者に係る延長期間又は特定延長期間を除く。)」とする。

7 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災延納申請者が延納の申請を取り下げた場合における延滞税については、当該被災延納申請者に係る第一項において読み替えて適用する相統税法第三十九条第二項に規定する延長期間又は第三項において読み替えて適用する同条第二項に規定する特定延長期間は、国税通則法第六十条第二項の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

(物納の許可の申請等に係る期限等の特例)

第三十八条の七 東日本大震災によって被害を受けたことにより相統税法第四十二条第一項の規定による物納の許可の申請に係る手続に関し国税通則法第十一条の規定の適用を受ける者(以下この条において「被災物納申請者」という。)であつて平成二十三年三月十日までに当該申請(物納を求めようとする相統税の納期限又は納付すべき日が同月十日以前であるものに限る。)をしたもの又は相統税法第四十二条第二項の規定により当該申請の許可若しくは却下をしようとする税務署長に係る同条の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「三月に平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の七第一項(物納の許可の申請等

に係る期限等の特例)に規定する被災物納申請者(以下この条及び第五十三条において「被災物納申請者」という。)に係る国税通則法第十一条(災害等による期限の延長の規定により延長された期限までの期間(以下この条及び第五十三条において「延長期間」という。)を加算した期間内」と、同条第六項ただし書中「二年」とあるのは「一年に被災物納申請者に係る延長期間を加算した期間」と、同条第十三項ただし書、第十五項及び第二十四項ただし書中「二年」とあるのは「一年に被災物納申請者に係る延長期間(平成二十三年三月十一日以後に同項の規定による通知を受けた場合には、同日から当該通知を受けた日までの期間を除く。)を加算した期間」とする。

2 前項の規定の適用がある場合(相統税法第四十二条第四項の規定による物納手続関係書類の提出期限その他政令で定める物納の許可の申請に係る手続に関する期限が平成二十三年三月十日以前である場合を除く。)において同条第七項、第十四項又は第二十五項の規定により読み替えられた同条第二項の規定を適用するとき、平成二十三年三月十一日から被災物納申請者に係る国税通則法第十一条の規定により延長された期限までの期間は、前項において読み替えて適用する相統税法第四十二条第二項本文に規定する期間に算入しない。

3 被災物納申請者(物納を求めようとする相統税の納期限又は納付すべき日が平成二十三年三月十一日以後である者に限る。)又は相統税法第四十二条第二項の規定により当該物納の申請の許可若しくは却下をしようとする税務署長に係る同条の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「三月にその物納を求めようとする相統税の納期限又は納付すべき日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の七第三項(物納の許可の申請等に係る期限等の特例)に規定する被災物納申請者(以下この条及び第五十三条において「被災物納申請者」という。)に係る国税通則法第十一条(災害等による期限の延長の規定により延長された期限までの期間(以下この条及び第五十三条において「延長期間」という。)を加算した期間内」と、同条第六項ただし書中「二年」とあるのは「一年に被災物納申請者に係る延長期間を加算した期間」と、同条第十三項ただし書、第十五項及び第二十四項ただし書中「二年」とあるのは「一年に被災物納申請者に係る延長期間(その物納を求めようとする相統税の納期限又は納付すべき日から当該通知を受けた日までの期間を除く。)を加算した期間」とする。

同条の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「三月にその物納を求めようとする相統税の納期限又は納付すべき日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の七第三項(物納の許可の申請等に係る期限等の特例)に規定する被災物納申請者(以下この条及び第五十三条において「被災物納申請者」という。)に係る国税通則法第十一条(災害等による期限の延長の規定により延長された期限までの期間(以下この条及び第五十三条において「延長期間」という。)を加算した期間内」と、同条第六項ただし書中「二年」とあるのは「一年に被災物納申請者に係る特定延長期間を加算した期間」と、同条第十三項ただし書、第十五項及び第二十四項ただし書中「二年」とあるのは「一年に被災物納申請者に係る特定延長期間(その物納を求めようとする相統税の納期限又は納付すべき日から当該通知を受けた日までの期間を除く。)を加算した期間」とする。

4 第二項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「平成二十三年三月十一日」とあるのは、「その物納を求めようとする相統税の納期限又は納付すべき日」と読み替えるものとする。

5 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災物納申請者に係る物納が許可された場合における相統税法第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「までの期間」とあるのは、「までの期間(被災物納申請者に係る延長期間又は特定延長期間を除く。)」とする。

6 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災

物納申請者に係る物納の許可の申請について相統税法第四十二条第二項の規定による物納の申請の却下があった場合又は同条第十項の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされた場合における同法第五十三条第六項の規定の適用については、同項中「までの期間」とあるのは、「までの期間(被災物納申請者に係る延長期間又は特定延長期間を除く。)」とする。

7 第一項又は第三項の規定の適用を受けた被災物納申請者が物納の申請を取り下げた場合における延滞税については、当該被災物納申請者に係る第一項において読み替えて適用する相統税法第四十二条第二項に規定する延長期間又は第三項において読み替えて適用する同条第二項に規定する特定延長期間は、国税通則法第六十条第二項の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

第三十九条第一項中「建物又は」を「建物若しくは」に、「建物(同項)」を「建物又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物(以下この項及び同条第一項に、「建物で政令で定めるもの」を「建物(当該対象区域内に所在していた建物に代わるものにあつては、同日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月(当該建物に代わるものが同日後に新築されたものであるときは、一年)を経過する日までの間に新築又は取得をしたものに限る。))で政令で定めるもの(以下この項において「代替建物」という。))に改め、「までの期間」の下に「(当該対象区域内に所在していた滅失建物等の代替建物の所有権の保存又は移転の登記にあつては、当該代替建物の新築又は取得後一年以内)」を加える。

第四十条第一項中「までの間」の下に「(同条第一項の対象区域内に所在していた滅失建物等の被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記にあつては、当該土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得後一年以内)を加え、同条の次に次の三条を加える。

(東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等の免税)

第四十条の二 東日本大震災の被災者(農業を営む者に限る。)であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者が東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供することが困難となつた農用地(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。)として政令で定めるもの又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地(以下この項において「被災農用地」という。)に代わるものとして取得をした農用地(当該被災農用地の状況その他の事情を勘案して政令で定める面積を超えない部分に限り、当該対象区域内に所在していた被災農用地に代わるものにあつては、同日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日までの間に取得をしたものに限る。)の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間(当

該対象区域内に所在していた被災農用地に代わる農用地の所有権の移転の登記にあつては、当該農用地の取得後一年以内)に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 前項の規定の適用を受ける農用地の取得のための資金の貸付けが行われる場合又はその対価の支払が賦払の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権又はその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該農用地を目的とする抵当権の設定の登記については、当該農用地の所有権の移転の登記と同時に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(東日本大震災により被災した鉄道事業者が取得した鉄道施設に係る土地の所有権の保存登記等の免税)

第四十条の三 東日本大震災により被災した鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者が東日本大震災により同法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供することができなくなつた鉄道施設(同法第八条第一項に規定する鉄道施設をいう。以下この条において同じ。)であつて同法第二十八条第一項又は第二十八条の二第一項若しくは第六項の規定による届出に係るもの(以下この条において「被災鉄道施設」という。)に代わるものとして建設する鉄道施設で当該被災鉄道施設の状態その他の事情を勘案して政令で定めるものの敷地の用に供される土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得をした場合において、当該土地(当該被災鉄道施設の敷地の状況その他の事情を勘案して政令で定める面積を超えない部分に限る。)の所有権の保存若しくは移

転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記(第四十条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)については、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日の翌日から平成二十八年三月三十一日までの間に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記の免税)

第四十条の四 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備する工場又は事業場の用に供する仮設建築物であつて東日本大震災により著しい被害を受けた市町村の区域の復興に資するものとして政令で定めるものの建築をした場合には、当該仮設建築物の所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第五章中第四十一条の二の次に次の一条を加える。

(東日本大震災の被災者等が受ける本店等の移転の登記等の免税)

第四十一条の三 東日本大震災の被災者であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の

政令で定める者が、次の各号に掲げる場合において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間に当該各号に定める事項について財務省令で定めるところにより登記を受けるときは、その登記については、登録免許税を課さない。

一 株式会社その他の政令で定める法人に係る次のイからホまでに掲げる建物が、東日本大震災により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。次号において同じ。)をした場合又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合 当該イからホまでに掲げる建物の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める事項

イ 事務所(本店若しくは支店若しくは会社法第二条第二号に規定する外国会社の日本における営業所又は主たる事務所若しくは従たる事務所をいう。)の用に供する建物 当該事務所の移転(当該建物が当該日において当該対象区域内に所在していた場合にあっては、当該日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日までの間に行われるものに限る。以下この条において同じ。)

ロ 支配人を置いた営業所の用に供する建物 当該営業所の移転
ハ 代表取締役その他の政令で定める者の住所(その者が法人の場合にあつては、本店又は主たる事務所の所在地にある建物 当該住所の移転

二 会社法第二百二十三条に規定する株主名簿管理人その他の政令で定める者の営業所の用に供する建物 当該営業所の移転

ホ 会計参与(会社法第二条第二号に規定する外国会社又は保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第十項に規定する外国相互会社)があつては、これと同種又は類似の者が定めた会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類その他の財務省令で定める書類を備え置く場所に所在する建物 当該場所の移転

二 商号又は支配人の登記をしていた商人(個人に限る。)に係る次のイからニまでに掲げる建物が、東日本大震災により滅失をした場合又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合 当該イからニまでに掲げる建物の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項

イ 商号の登記をした営業所の用に供する建物 当該営業所の移転

ロ 当該商人の住所にある建物 当該住所の移転

ハ 支配人を置いた営業所の用に供する建物 当該営業所の移転

ニ 支配人の住所にある建物 当該住所の移転

第四十三条の次に次の一条を加える。

(被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例)

第四十三条の二 東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等(租税特

別措置法第八十七条に規定する清酒等をいう。

以下この条において同じ。)の製造者が、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、その年度(その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この項において同じ。)の開始前一年間における清酒等のそれぞれの酒類(酒税法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該清酒等の製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等(当該千三百キロリットル以下である清酒等の品目と同じ品目の酒類であるものに限るものとし、当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。)の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条又は租税特別措置法第八十七条若しくは第八十七条の二の規定にかかわらず、当該清酒等の移出の日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ、これらの規定により計算した金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで 百分の九十三・七五

二 平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで 百分の九十五

2 前項の規定の適用を受けようとする清酒等の製造者は、東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けたことにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の確認を受けなければなら

らない。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条の見出し中「被災自動車」を「被災自動車等」に改め、同条第一項中「次条において同じ」を「次条第一項において同じ」に、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第一項に規定する自動車等をいう」を「同法第二条第一項第一号に規定する自動車をいう」、大型特殊自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第三条に規定する大型特殊自動車をいう。次条第一項において同じ。)及び政令で定める被牽引自動車を除く」に改め、同条第三項中「第一項の下に」及び第二項を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により同項の」を「前二項の規定によりこれらの項の」に改め、「被災自動車」の下に「又は被災届出軽自動車」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 車両番号の指定(自動車重量税法第二条第一項第三号に規定する車両番号の指定をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)を受け

た軽自動車(道路運送車両法第三条に規定する軽自動車をいう。)のうち、車両番号の指定を受けた後に東日本大震災を原因として軽自動車の使用を廃止したものとして財務省令で定めるもの(以下この条及び次条において「被災届出軽自動車」という。)については、平成二十五年三月三十一日までの間、当該車両番号の指定を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該被災届出軽自動車の所有者に(当

該被災届出軽自動車の所有者が当該被災届出軽自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあっては、当該被災届出軽自動車につき当該被災届出軽自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該被災届出軽自動車の所有者に「還付する。ただし、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第八条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第四十六条の見出し中「被災自動車」を「被災自動車等」に改め、同条第一項中「被災自動車」の下に「若しくは被災届出軽自動車」を、「が、」の下に「当該被災自動車又は当該被災届出軽自動車に代えて」を加え、「二輪の小型自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第三条に規定する小型自動車をいう。を」を除く)を「大型特殊自動車及び政令で定める被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。又は届出軽自動車(同法第二条第一項第三号に規定する届出軽自動車をいう)」に改め、「当該検査自動車」の下に「又は当該届出軽自動車」を加え、「自動車重量税法第五条第三号」を「同法第五条第三号」に、「ものを除く。以下この条において同じ」を「ものを除く。以下この項及び次項において同じ。又は車両番号の指定(平成二十三年三月十一日以後最初に受けるものに限

り、同条第二号に掲げる届出軽自動車に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ)」に改め、「当該自動車検査証の交付等」の下に「又は車両番号の指定を加え、同条第二項中「検査自動車の数が」を「検査自動車の数と当該期間内に取得し車両番号の指定を受けた届出軽自動車の数とを合計した数が、」に改め、「被災自動車の数」の下に

「と被災届出軽自動車の数とを合計した数」を加え、「当該数」を「当該合計した数」に改め、「となる検査自動車」の下に「又は届出軽自動車」を加え、同条第三項中「検査自動車」の下に「又は届出軽自動車」を加える。

第四十七条中「消費貸借に関する契約書」の下に「(次項において「消費貸借に関する契約書」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 銀行その他の資金の貸付けを業として行う金融機関として政令で定めるもの(以下この項において「金融機関」という。)

が東日本大震災の被災者であつて政令で定めるものに対して行う金銭の貸付け(当該金融機関が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものに限る。に)に係る消費貸借に関する契約書のうち、平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十一日までの間に作成されるものについては、政令で定めるところにより、印紙税を課さない。

第四十九条を第五十三条とする。

第四十八条の見出しを「(東日本大震災の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税)」に改め、同条第一項中「平成三十三年三月三十一日まで」の下に「(第一号に規定する対象区域内建物に係るものであつて同号から第五号までのいずれかに該当する場合に作成するものについては、警戒区域設定指示等が行われた日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日と同年三月三十一日とのいずれか早い日まで)」を加え、同項第一号中「建物又は」を「建物若しくは」に改め、「(いう。)」の下に「又は警戒区域設定指示

等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物(滅失等建物及び次号に規定する損壊建物を除く。以下この項において「対象区域内建物」という。)」を加え、同項第二号中「以下この項において「損壊建物」という。)」を「第六号において「損壊建物」という。又は対象区域内建物」に改め、同項第三号中「滅失等建物」の下に「又は対象区域内建物」を加え、同条を第四十九条とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

(東日本大震災により滅失した消費貸借に関する契約書等に代わるものとして作成する文書の印紙税の非課税)

第四十八条 銀行その他の資金の貸付け又は手形の割引を業として行う金融機関として政令で定めるもの(以下この条において「金融機関」という。)

が保存する東日本大震災の発生前に作成された次の各号に掲げる文書が東日本大震災により滅失したことにより、当該滅失した文書(以下この条において「滅失文書」という。の)作成者と当該金融機関との間における約定に基づく当該金融機関の求めに応じて作成される当該滅失文書に代わるものとして政令で定める当該各号に掲げる文書のうち、平成二十三年三月十一日から平成二十五年三月三十一日までの間に作成されるものについては、政令で定めるところにより、印紙税を課さない。

- 一 印紙税法別表第一第一号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書
- 二 印紙税法別表第一第三号に掲げる約束手形又は為替手形
- 三 印紙税法別表第一第七号に掲げる継続的取

引の基本となる契約書

四 印紙税法別表第一第十三号に掲げる債務の保証に関する契約書

五 印紙税法別表第十五号に掲げる債権譲渡又は債務引受けに関する契約書

2 前項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる文書の作成を求めようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに、同項各号に掲げる文書の作成を求めようとする旨を記載した届出書を当該文書の作成を求める当該金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この項において「金融機関の営業所等」という。))に、当該金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第六章に次の三条を加える。

(東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税)

第五十条 東日本大震災の被災者(農業を営む者に限る。であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者(次項において「被災者」という。))が、次の各号のいずれかに該当する場合に作成する印紙税法別表第一第一号の課税物件の物件名の欄1又は2に掲げる不動産の譲渡に関する契約書又は地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書(一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。の)のうち、平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十一日まで(第一号に規定する対象区域内農用地に係るも

のであつて当該各号のいずれかに該当する場合に作成するものについては、警戒区域設定指示等が行われた日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日と同年三月三十一日とのいずれか早い日まで)の間に作成されるものについては、政令で定めるところにより、印紙税を課さない。

- 一 東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供することが困難となつた農用地(農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項において同じ。))として政令で定めるもの(以下この項において「被災農用地」という。)
- 二 被災農用地又は対象区域内農用地に代わる農用地(次号において「代替農用地」という。))を取得する場合
- 三 代替農用地に係る地上権又は土地の賃借権を設定し、又は取得する場合

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける被災者(以下この項において「非課税被災者」という。))と当該非課税被災者以外の者との共同で作成した文書について準用する。

(東日本大震災の被災者が作成する船舶又は航空機の取得又は建造に係る船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税)

第五十一条 東日本大震災の被災者であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者(以下この条において「被災者」とい

第五条 新法第十一条の五第一項(第二号に係る

部分に限る。の規定は、個人が施行日以後に行う同号に規定する土地等の譲渡について適用する。 2 新法第十一条の五第五項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う同号に規定する土地等の譲渡について適用する。 (復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置) 第六条 附則第一条第一号に定める日が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十二号)附則第一条第十号に定める日前である場合には、附則第一条第一号に定める日から同法附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新法第十三条の三の規定の適用については、同条中「又は第二十九条の三第一項本文の規定」とあるのは、「の規定」とする。 (復興産業集積区域において被災雇用者等を利用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置) 第七条 新法第十七条の三の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。附則第十一条において同じ。)の附則第一条第一号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。 (特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例に関する経過措置) 第八条 施行日が復興特別区域法施行日前である場合には、施行日から復興特別区域法施行日の前日までの間における新法第十八条の五の規定の適用については、同条第一項中「第十七条の	二第二項若しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項又は前条第一項」とあるのは「第十八条第一項又は第十八条の二第二項」と、「第二十五条の二第二項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項又は第二十六條の四第一項」とあるのは「第二十六條第一項又は第二十六條の二第二項」と、「第十七条の二第二項若しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項又は第十八条の四第一項」とあるのは「第十八条第一項又は第十八条の二第二項」とする。 (特別償却等に関する複数の規定の不適用に関する経過措置) 第十条 施行日が復興特別区域法施行日前である場合には、施行日から復興特別区域法施行日の前日までの間における新法第十八条の七の規定の適用については、同条第一項中「第十七条の二、第十七条の五から第十八条の二まで又は第	二第二項若しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項又は前条第一項」とあるのは「第十八条第一項又は第十八条の二第二項」と、「第二十五条の二第二項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項又は第二十六條の四第一項」とあるのは「第二十六條第一項又は第二十六條の二第二項」と、「第十七条の二第二項若しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項又は第十八条の四第一項」とあるのは「第十八条第一項又は第十八条の二第二項」とする。 (準備金方式による特別償却に関する経過措置) 第九条 施行日が復興特別区域法施行日前である場合には、施行日から復興特別区域法施行日の前日までの間における新法第十八条の六の規定の適用については、同条第一項中「第十七条の二第二項若しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項又は第十八条の四第一項」とあるのは、「第十八条第一項又は第十八条の二第二項」とする。	十八條の四」とあるのは「第十八条又は第十八条の二」と、「第十七条の二、第十七条の五から第十八条の二まで若しくは第十八条の四」とあるのは「第十八条若しくは第十八条の二」とする。 (被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等に関する経過措置) 第十一条 新法第十八条の八第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に行う同号に規定する土地等の譲渡について適用する。 (連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を利用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置) 第十二条 新法第二十五条の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の附則第一条第一号に定める日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。 (連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例に関する経過措置) 第十三条 施行日が復興特別区域法施行日前である場合には、施行日から復興特別区域法施行日の前日までの間における新法第二十六条の五の規定の適用については、同条第一項中「第二十五条の二第二項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項又は第二十六條の四第一項」とあるのは「第二十六條第一項又は第二十六條の二第二項」とする。	二第二項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項若しくは第二十六條の四第一項」とあるのは「第二十六條第一項又は第二十六條の二第二項」と、「第二十六条第一項、第二十六条の二第二項若しくは第二十六條の四第一項」とあるのは「第二十六條第一項又は第二十六條の二第二項」と、「第二十五条の二第二項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項又は第二十六條の四第一項」とあるのは「第二十六條第一項又は第二十六條の二第二項」とする。 (連結法人の準備金方式による特別償却に関する経過措置) 第十四条 施行日が復興特別区域法施行日前である場合には、施行日から復興特別区域法施行日の前日までの間における新法第二十六条の六の規定の適用については、同条第一項中「第二十五条の二第二項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項又は第二十六條の四第一項」とあるのは「第二十六條第一項又は第二十六條の二第二項」とする。	の二第二項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項若しくは第二十六條の四第一項」とあるのは「第二十六條第一項又は第二十六條の二第二項」と、「第二十六条第一項、第二十六条の二第二項若しくは第二十六條の四第一項」とあるのは「第二十六條第一項又は第二十六條の二第二項」と、「第二十五条の二第二項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項又は第二十六條の四第一項」とあるのは「第二十六條第一項又は第二十六條の二第二項」とする。 (連結法人の準備金方式による特別償却に関する経過措置) 第十四条 施行日が復興特別区域法施行日前である場合には、施行日から復興特別区域法施行日の前日までの間における新法第二十六条の六の規定の適用については、同条第一項中「第二十五条の二第二項若しくは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項又は第二十六條の四第一項」とあるのは「第二十六條第一項又は第二十六條の二第二項」とする。
--	--	--	--	---	--

(連結法人が被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等に関する経過措置)

第十六条 新法第二十六条の八第一項(新法第十八条の八第一項第二号に係る部分に限る)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同号に規定する土地等の譲渡について適用する。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十七条 新法第三十九条の規定は、同条第一項に規定する被災者等(以下第四項までにおいて「被災者等」という。)が施行日の翌日以後に受ける同条第一項に規定する代替建物の所有権の保存若しくは移転又は同条第二項に規定する当該代替建物を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用する。この場合において、当該代替建物の新築又は取得が同日前であるときにおける同条の規定の適用については、同条第一項中「当該代替建物の新築又は取得後」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行日の翌日以後」とする。

2 新法第三十九条の規定は、被災者等が平成二十三年三月十一日から施行日までの間に同条第一項に規定する代替建物の新築又は取得をした場合において、当該期間内に受けたその所有権の保存若しくは移転又は同条第二項に規定する当該代替建物を目的とする抵当権の設定の登記(この法律による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(第四項及び附則第十九条において「旧法」という。))第三十九条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを除く。)に係る登録免許税について準用する。この場合において、新法第三十九条第一項中「については、財務省令で定めるところによりこの法律の施行日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間当該対象区域内に所在していた被災建物等の代替建物の所有権の保存又は移転の登記にあつては、当該代替建物の新築又は取得後一年以内)に受けるものに限り」とあるのは「のうち平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行日までの間に受けたものについては」と、同条第二項中「受ける」とあるのは「受けた」と、「行われる」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。

3 新法第四十条の規定は、被災者等が施行日の翌日以後に受ける同条第一項に規定する被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転若しくは地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転又は同条第二項に規定する当該土地を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用する。この場合において、当該土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得が同日前であるときにおける同条の規定の適用については、同条第一項中「当該土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得後」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行日の翌日以後」とする。

4 新法第四十条の規定は、被災者等が平成二十三年三月十一日から施行日までの間に同条第一項に規定する被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得をした場合において、当該期間内に受けたその所有権の移転若しくは地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転又は同条第二項に規定する当該土地を目的とする抵当権の設定の登記(旧法第四十条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを除く。)に係る登録免許税について準用する。この場合において、新法第四十条第一項中「については、財務省令で定めるところによりこの法律の施行日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間(同条第一項の対象区域内に所在していた被災建物等の被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記にあつては、当該土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得後一年以内)に受けるものに限り」とあるのは「のうち平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行日までの間に受けたものについては」と、同条第二項中「受ける」とあるのは「受けた」と、「行われる」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。

5 新法第四十条の二の規定は、同条第一項に規定する東日本大震災の被災者(農業を営む者に限る。)であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者(次項において「被災者等」という。)が施行日の翌日以後に受ける同条第一項に規定する被災農用地に代わるものとして取得をした農用地(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項及び次項において同じ。)の所有権の移転又は新法第四十条の二第二項に規定する当該農用地を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用する。この場合において、当該農用地の取得が同日前であるときにおける同条の規定の適用については、同条第一項中「当該農用地の取得後」とあるのは、「同法の施行日の翌日以後」とする。

6 新法第四十条の二の規定は、被災者等が平成二十三年三月十一日から施行日までの間に同条第一項に規定する被災農用地に代わるものとして農用地の取得をした場合において、当該期間内に受けたその所有権の移転又は同条第二項に規定する当該農用地を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について準用する。この場合において、同条第一項中「については、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間(当該対象区域内に所在していた被災農用地に代わる農用地の所有権の移転の登記にあつては、当該農用地の取得後一年以内に受けるものに限り」とあるのは「のうち平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日までの間に受けたものについては」と、同条第二項中「受ける」とあるのは「受けた」と、「行われる」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。

7 新法第四十一条の三の規定は、同条に規定する東日本大震災の被災者であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者(次項において「被災者等」という。)が施行日の翌日以後に同条各号に掲げる場合において当該各号に定める事項について受ける登記に係る登録免許税について適用する。

8 新法第四十一条の三の規定は、被災者等が平成二十三年三月十一日から施行日までの間に同条各号に掲げる場合において当該各号に定める事項について受けた登記に係る登録免許税について適用する。この場合において、同条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日」の翌日から平成二十三年三月三十一日まで」とあるのは「平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日まで」と、財務省令で定めるところにより登記を受ける」とあるのは「登記を受けた」と、同条第一号イ中「行われる」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。

(酒税の特例に関する経過措置)
第十八条 新法第四十三条の二の規定は、平成二十三年四月一日以後に酒類の製造場から移出された同条第一項に規定する清酒等について適用する。

2 新法第四十三条の二第二項の確認を受けた日前に平成二十三年四月分以後の酒税につき酒税法(昭和二十八年法律第六号)第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者

及び同日前に同月分以後の酒税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の事項)につき、新法第四十三条の二の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

(被災自動車等の使用者であつた者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税に関する経過措置)
第十九条 新法第四十六条第一項の規定により自動車重量税が免除される同項に規定する検査自動車(旧法第四十六条第一項に規定する検査自動車を除く。)又は届出軽自動車(以下この条において「検査自動車等」という。)で平成二十三年三月十一日から施行日の前日までの間に新法第四十六条第一項に規定する自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた検査自動車等につき自動車重量税が納付されている場合当該検査自動車等の被災使用者(同項に規定する被災使用者をいう。以下この条において同じ。)が既に旧法第四十六条第一項の規定の適用を受けている場合当該被災使用者が同月十一日から施行日の前日までの間に取得し同項に規定する自動車検査証の交付等を受けた同項に規定する検査自動車の数が当該被災使用者に係る旧法第

四十五条第一項に規定する被災自動車の数に満たない場合を除く。)を除く。)には、当該納付された自動車重量税については、当該納付された自動車重量税の額を自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)第十六条第一項第二号に定める過大に納付した自動車重量税の額とみなして、同条の規定を適用する。

(印紙税の非課税に関する経過措置)
第二十條 新法第四十七條、第四十八條第一項、第四十九條第一項、第五十條第一項、第五十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第五十二条第一項の規定により印紙税を課さないこととされるこれらの規定に規定する消費貸借に関する契約書、新法第四十八條第一項各号に掲げる文書、不動産の譲渡に関する契約書、請負に関する契約書、地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書、船舶の譲渡に関する契約書又は航空機の譲渡に関する契約書で平成二十三年三月十一日から施行日の前日までの間に作成したものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、当該納付された印紙税を印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)第十四条第一項の過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。

2 新法第四十八条第一項の金融機関が平成二十三年三月十一日から施行日の前日までの間に同条各号に掲げる文書の作成を求めていた場合において、当該金融機関が施行日以後速やかに同条第二項の規定の例により当該文書の作成を求めている旨を記載した届出書を提出したときは、当該届出書を同項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十一条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第二十二条を第二十一条の二とし、同条の次に次の一条を加える。
(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)
第二十二條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項第十三号の次に次の二号を加える。
十三の二 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。
十三の三 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。
第十條の二第二十項中「確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産の取得価額、」を加え、「」についてのその控除に関する記載があり、かつ、を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「において、同項」を「において、第三項」に、「金額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載された当該減価償却資産の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第十一項中「確定申

「申告書」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同条第十二項中「前三項の明細書」を「第九項の明細書又は前二項の明細を記載した書類」に改める。

第十條の三第二項中「確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる給与等の額」を加え、「記載」を削り、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「金額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載された給与等の額を基礎として計算した」に改め、同条第三項中「前項の記載若しくは」を「前項の明細を記載した書類の」に、「書類の保存」を「被災雇用者等に該当することを明らかにする書類の保存」に、「提出、記載若しくは」を「提出」に、「当該記載をした書類、同項の明細書及び同項の」を「これらの」に改める。

第十條の四中「第十條の七」を「第十條の六」に、「第十條の五第四項」を「第十條の四第四項」に改める。

第十五條第一項中「第四十二條の五の二第五項」及び「第四十二條の七第七項」を削る。

第十七條の二第二項中「第四十二條の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「第四十二條の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第八項中「確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規

定による」の下に「控除の対象となる第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産の取得価額」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「において、同項」を「において、第二項」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された」に改め、同条第九項中「記載又は及び」を「当該記載をした書類及び」を削り、「明細書」を「明細を記載した書類」に改め、同条第十項中「確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同条第十一項中「第三項の規定による控除を受ける金額の申告の記載若しくは当該金額の計算に関する明細書」を「前項の明細を記載した書類に改め、又は当該記載」を削り、「これらの明細書」を「当該明細書」に、「記載をした」を「明細を記載した」に、「同項」を「第三項」に改め、同条第十三項中「から第四十二條の七まで」を、「第四十二條の六」に改め、「第四十二條の五の二第二項及び、第四十二條の七第二項」を削る。

第十七條の三第一項中「第四十二條の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「第四十二條の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第二項中「確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「又は当該記載」を削り、「これらの明細書」を「当該明細書」に、「記載をした」を「明細を記載した」に、「同項」を「第三項」に改め、同条第十三項中「から第四十二條の七まで」を、「第四十二條の六」に改め、「第四十二條の五の二第二項及び、第四十二條の七第二項」を削る。

定による」の下に「控除の対象となる給与等の額」を加え、「の申告の記載」を削り、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された」に改め、同条第三項中「前項の記載若しくは」を「前項の明細を記載した書類の」に、「書類の保存」を「被災雇用者等に該当することを明らかにする書類の保存」に、「その記載若しくは」を「その」に、「当該記載をした書類、同項の明細書及び同項の」を「これらの」に改め、同条第五項中「から第四十二條の七まで」を、「第四十二條の六」に改め、「第四十二條の五の二第二項及び、第四十二條の七第二項」を削る。

第二十五條の二第二項中「第六十八條の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「第六十八條の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第九項中「連結確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産の取得価額」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「において、同項」を「において、第二項」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された」に改め、同条第十項を基礎として計算した」に改め、同条第十項

中「記載又は及び」を「当該記載をした書類及び」を削り、「明細書」を「明細を記載した書類」に改め、同条第十一項中「連結確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同条第十二項中「第三項の規定による控除を受ける金額の申告の記載若しくは当該金額の計算に関する明細書」を「前項の明細を記載した書類」に改め、「又は当該記載」を削り、「これらの明細書」を「当該明細書」に、「記載をした」を「明細を記載した」に、「同項」を「第三項」に改め、同条第十四項中「及び第六十八條の十」を「第六十八條の十、第六十八條の十一及び第六十八條の十三」に改め、「第六十八條の十の二第二項」及び「第六十八條の十二第二項」を削る。

第二十五條の三第一項中「第六十八條の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「第六十八條の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第二項中「連結確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産の取得価額」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「において、同項」を「において、第二項」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された」に改め、同条第十項を基礎として計算した」に改め、同条第十項

中「記載又は及び」を「当該記載をした書類及び」を削り、「明細書」を「明細を記載した書類」に改め、同条第十一項中「連結確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同条第十二項中「第三項の規定による控除を受ける金額の申告の記載若しくは当該金額の計算に関する明細書」を「前項の明細を記載した書類」に改め、「又は当該記載」を削り、「これらの明細書」を「当該明細書」に、「記載をした」を「明細を記載した」に、「同項」を「第三項」に改め、同条第十四項中「及び第六十八條の十」を「第六十八條の十、第六十八條の十一及び第六十八條の十三」に改め、「第六十八條の十の二第二項」及び「第六十八條の十二第二項」を削る。

第二十五條の三第一項中「第六十八條の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「第六十八條の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第二項中「連結確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産の取得価額」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「において、同項」を「において、第二項」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された」に改め、同条第十項を基礎として計算した」に改め、同条第十項

中「記載又は及び」を「当該記載をした書類及び」を削り、「明細書」を「明細を記載した書類」に改め、同条第十一項中「連結確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同条第十二項中「第三項の規定による控除を受ける金額の申告の記載若しくは当該金額の計算に関する明細書」を「前項の明細を記載した書類」に改め、「又は当該記載」を削り、「これらの明細書」を「当該明細書」に、「記載をした」を「明細を記載した」に、「同項」を「第三項」に改め、同条第十四項中「及び第六十八條の十」を「第六十八條の十、第六十八條の十一及び第六十八條の十三」に改め、「第六十八條の十の二第二項」及び「第六十八條の十二第二項」を削る。

第二十五條の三第一項中「第六十八條の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「第六十八條の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第二項中「連結確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産の取得価額」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「において、同項」を「において、第二項」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された」に改め、同条第十項を基礎として計算した」に改め、同条第十項

を「被災雇用者等に該当することを明らかにする書類の保存」に、「その記載若しくは」を「その」に、「当該記載をした書類、同項の明細書及び同項の」を「これらの」に改め、同条第五項中「及び第六十八条の十」を「第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三」に改め、「第六十八条の十の第二項」及び「第六十八条の十二第二項」を削る。

第三十八条の二第八項第五号中「及び第二項」を「及び第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附則第一条第三号ハ中「第九十四条を削り、同号二を同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 第二十二条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の四の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定、同法第十七条の二第二項の改正規定、同法第十三項の改正規定、同法第十七条の三第一項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第二十三条第一項の改正規定、同法第二十五条の二第二項の改正規定、同条第十四項の改正規定、同法第二十五条の三第一項の改正規定及び同条第五項の改正規定
附則第一条第五号ネ中「第二十二條及び附則第九十三條」を「第二十一條の二及び附則第九十二條の二」に改め、同条に次の一号を加える。
八 第二十二條中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第十三号の次に二号を加える

改正規定、同法第十条の二の改正規定、同法第十条の三の改正規定、同法第十七条の二第八項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第十項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同法第十七条の三第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第十五条の二第九項の改正規定、同条第十項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定、同法第二十五条の三第二項の改正規定、同条第三項の改正規定及び同法第三十八条の二第八項第五号の改正規定並びに附則第九十三條の規定 公布の日又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第一条第一号に定める日のいずれか遅い日

附則第九十三條中「第二十二條」を「第二十一條の二」に改め、同条を附則第九十二條の二とし、同条の次に次の一号を加える。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十三條 第二十二條の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「新震災特例法」という。)第十条の二及び第十條の三の規定は、附則第一条第八号に定める日の属する年分以後の所得税について適用し、同日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

2 新震災特例法第十七條の二第八項から第十

一項まで並びに第十七條の三第二項及び第三項の規定は、附則第一条第八号に定める日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、同日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

3 新震災特例法第二十五条の二第九項から第十二項まで並びに第二十五条の三第二項及び第三項の規定は、附則第一条第八号に定める日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、同日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

附則第九十四條を次のように改める。
第九十四條 削除

附則第九十六條の次に次の二條を加える。
(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第九十六條の二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第十八條第二項中「一年」を「五年」に改める。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
第九十六條の三 前條の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第十八條第二項の規定は、施行日以後に

新国税通則法第二十三條第一項に規定する法定申告期限が到来する酒税について適用する。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第二十二條 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第五十二條第二項第四号中「租税特別措置法第六十八條の九第一項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九號。以下この号において「震災特例法」という。)第二十五条の二第二項及び第三項並びに第二十五条の三第一項の規定、租税特別措置法第六十八條の九第一項」に改め、「第六十八條の十五の三第一項後段」の下に「震災特例法第二十五条の四第一項の規定」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

附則第七條のうち経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第三号二の改正規定中「附則第一条第三号二」を「附則第一条第三号ホ」に改める。

(調整規定)
第二十三條 附則第一条第二号に定める日が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の施行の日以後である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条第二項第四号中「租税特別措置法第六十八条の九第一項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項及び第三項並びに第二十五条の三第一項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項」に改め、「第六十八条の十五の三第一項後段（の下に「震災特例法第二十五条の四第一項の規定」を加え、「これら」を「これら」に改める。

第五十二条第二項第四号中「租税特別措置法第六十八条の九第一項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項及び第三項並びに第二十五条の三第一項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項」に改め、「第六十八条の十五の三第一項後段（の下に「震災特例法第二十五条の四第一項の規定」を加え、「これら」を「これら」に改める。

理由
東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、先般、緊急対応の措置

賃貸住宅の割増償却等の措置を講ずること。
3 資産税について、被災した認定承継会社等に係る非上場株式会社等についての相続税の納税猶予等の特例、被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等の措置を講ずること。
4 消費課税等について、被災二輪車等に係る自動車重量税の還付、被災者が作成する原発警戒区域内に所在する建物の代替建物の取得等に係る不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税等の措置を講ずること。
5 この法律は、別段の定めのあるものを除き、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、先般、緊急対応の措置として講じた各般の措置に追加して、今般、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の一層の推進を図るため、所得税法その他の国税関係法律の特例を講ずるもので、時宜に適用ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二十三年十一月三十日

財務金融委員長 海江田万里
衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その一）（承諾を求めるの件）（第百七十四回国会、内閣提出に関する報告書）

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基

づき、平成二十一年度一般会計予備費の予算額二千五百億円のうち、平成二十一年六月三十日から平成二十一年十二月二十二日までの間にいて決定された六百二十六億二千四百二十六万五千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、新型インフルエンザワクチンの確保に必要な経費、新型インフルエンザワクチン接種に係る助成費補助に必要な経費、母子加算の給付に伴う生活扶助等に必要な経費等八件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

平成二十三年十一月三十日

決算行政監視委員長 新藤 義孝
衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その一）（承諾を求めるの件）（第百七十四回国会、内閣提出に関する報告書）

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成二十一年度特別会計予備費の予算総額九百九十四億四千七百五十万円のうち、平成二十一年十二月十五日から平成二十二年一月二十日までの間に決定された五十億七千九百二十六万七千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費、農業

属する年の翌年の一月一日（当該締結した日

号において同じ。)を賦課期日とする年度(当該管理協定に定められた事項の変更により新たに追加された協定避難用部分にあつては、当該変更の日の属する年の翌年の一月一日(当該変更の日の一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度)から当該管理協定を締結した日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して五年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分

二 津波防災地域づくりに関する法律第六十一条第一項の規定による管理協定に定められた協定避難用部分 当該管理協定に係る協定避難家屋に新たに固定資産税が課されることとなつた年度(当該年度の初日の属する年の一月一日後に当該管理協定に定められた事項の変更により新たに追加された協定避難用部分にあつては、当該変更の日の属する年の翌年の一月一日(当該変更の日の一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度)から当該管理協定に係る協定避難家屋に新たに固定資産税が課されることとなつた年度の初日の属する年の一月一日の翌日から起算して五年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分

40 津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に締結された同法第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定による管理協定に係る同法第六十二条第二項第一号に規定する協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産として政令で定めるもの(当該管理協定を締結した日以後に取得されるものに限る。)に対して課する固定資産税

の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に新たに固定資産税が課されることとなつた年度から当該年度の初日の属する年の一月一日の翌日から起算して五年を経過する日を賦課期日とする年度(当該償却資産に新たに固定資産税が課されることとなつた年度の初日の属する年の一月一日の翌日から起算して五年を経過する日前に当該管理協定の有効期間が満了する場合にあつては、当該有効期間の満了する日の属する年の一月一日を賦課期日とする年度)までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第三十四条の二第二項中「及び附則第三十五条を」を、「附則第三十五条並びに附則第四十四条の三第二項及び第四項に改める。

附則第四十二条第一項及び第三項中「支出で政令で定めるもの」の下に「(以下この項において「災害関連支出」という。)を加え、」については「」がある場合には、特例損失金額(災害関連支出がある場合には、次項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項において「損失対象金額」という。)について、「当該特例損失金額を」を「当該損失対象金額」に改め、「平成二十四年度以後の年度分」の下に「当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成二十三年において」を「当該損失対象金額が生じた年において」に改める。

附則第四十四条第一項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)」を「震災特例法」に改め、同条の次に

次の二条を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期間の延長の特例)

第四十四条の二 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この項及び第三項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた道府県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。第三項において同じ。)をした場合には、附則第四条第一項第一号中「租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の六第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、「第三十六条の五」とあるのは「第三十六条の五(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律)第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。次条第一項第一号において同じ。」「と、附則第四条の二第二項第一号中「租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の六第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」

と、附則第五条の四第一項第二号ロ中「第三十一条の三」とあるのは「第三十一条の三(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律)第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。」「と、附則第三十四条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律)第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。」「と、「同法第三十一条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十一条第一項」と、「附則第三十四条の三第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項」と、附則第三十五条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律)第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。」「と、「同法第三十二条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一項」として、附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三又は附則第三十五条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第四十五条の二第一項又は第三

項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。に限り、適用する。

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた市町村民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡をした場合には、附則第四条第一項第一号中「租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の六第一項の規定により読み替へて適用される租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、「第三十六条の五」とあるのは「第三十六条の五(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一

号」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、附則第五条の四第六項第二号口中「第三十一条の三」とあるのは「第三十一条の三(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一号の六第一項の規定により適用される場合を含む。に」と、附則第三十四条第四項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一号の六第一項の規定により適用される場合を含む。に」と、「同法第三十一条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十一条第一項」と、附則第三十四条の二第六項中「第三十七条の九の五まで」とあるのは「第三十七条の九の五まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一号の六第一項の規定により適用される場合を含む。に」と、附則第三十四条の三第三項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一号の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項」と、附則第三十五条第五項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一号の六第一項の規定により適用される場合を含む。に」と、「同法第三十二条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一項」と、附則第三十六条中「第三十六条」とあるのは「第三十六条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一号の六第一項の規定により適用される場合を含む。に」と、「同法」とあるのは「租税特

別措置法」として、附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三、附則第三十五条又は附則第三十六条の規定を適用する。

4 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三百七条の二第二項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百七条の三第一項の確定申告書を含む。に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。に限り、適用する。

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第四十四条の三 附則第四条第二項の規定の適用を受ける道府県民税の所得割の納税義務者(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に同条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日

買換資産の取得をする見込みであり、かつ、総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき(震災特例法第十二条の二第二項の税務署長の承認を受けたときを含む。に、当該取得期間の初日から当該政令で定める日までの期間を取得期間とみなして、附則第四条の規定を適用する。

2 附則第三十四条の二第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限り。に)内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、平成二十四年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を附則第三十四条の二第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

3 附則第四条第八項の規定の適用を受ける市町村民税の所得割の納税義務者(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に同条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を取得期間内に取得することが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から当該

取得期間を経過した日以後二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき(震災特別法第十二条の二第二項の税務署長の承認を受けたときを含む)は、当該取得期間の初日から当該政令で定める日までの期間を取得期間とみなして、附則第四条の規定を適用する。

4 附則第三十四条の二第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。)内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、平成二十四年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であることにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を附則第三十四条の二第五項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

附則第四十五条の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特別法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項ま

での規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、附則第五条の四第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで」とする。

又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」と、「住宅借入金等の金額」とあるのは「住宅借入金等の金額(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者の有する平成二十三年から平成二十五年までの居住年に係る同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。)」と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第四十一条第一項」と、附則第五条の四の二第一項第一号中「又は

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第四十一条第一項」と、附則第五条の四の二第一項第一号中「又は

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」とする。

4 市町村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特別法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項までの規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、附則第五条の四第六項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項までの規定」と、附則第五十一條第五項を同条第七項とし、同条第四項中「所在した」を「所在していた」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地(以下この項において「対象区域内農用地」という。)の同日における所有者(農業を営む者に限る。)その他の政令で定める者が、当該対象区域内農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地の取得をした場合

金額を除く。)」と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第四十一条第一項」と、附則第五

条の四の二第五項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項までの規定」と、附則第五十一條第五項を同条第七項とし、同条第四項中「所在した」を「所在していた」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地(以下この項において「対象区域内農用地」という。)の同日における所有者(農業を営む者に限る。)その他の政令で定める者が、当該対象区域内農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地の取得をした場合

における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則第五十一条第三項中「附則第五十五条の二第一項に」を「附則第五十五条の二第一項及び第三項に」に、「所在した」を「所在していた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項及び第六項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の政令で定める者が、当該被災農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該被災農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

ものとする。

附則第五十一条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋の取得に対して課する不動産取得税の非課税）

第五十一条の二 道府県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋（市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）を取得した場合には、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該家屋の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第五十五条の見出し中「平成二十三年度分」の下に「及び平成二十四年度分」を加え、「課税免除を「課税免除等」に改め、同条第二項中「所在した」を「所在していた」に改め、同条に次の四項を加える。

3 市町村は、第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十四年度に係る賦課期日において所在する家屋（平成二十四年度課税土地等及び平成二十四年度二分の一減額課税土地等を除く。）に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税を課さないものとする。

4 市町村は、平成二十四年度分の固定資産税又

は都市計画税に限り、平成二十四年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額（附則第十五条の八第二項又は附則第二十九条の五第十六項若しくは第十七項の規定の適用を受ける土地にあつてはこれらの規定の適用後の額とし、附則第十五条の六から第十五条の九まで又は附則第五十六条第十一項若しくは第十四項の規定の適用を受ける家屋にあつてはこれらの規定の適用後の額とする。以下この項、次項並びに次条第五項及び第六項において同じ。）又は都市計画税額（附則第二十九条の五第十六項又は第十七項の規定の適用を受ける土地にあつてはこれらの規定の適用後の額とし、附則第五十六条第十一項若しくは第十四項の規定の適用を受ける家屋にあつてはこれらの規定の適用後の額とする。以下この項、次項並びに次条第五項及び第六項において同じ。）又は都市計画税額（附則第二十九条の五第十六項又は第十七項の規定の適用を受ける土地にあつてはこれらの規定の適用後の額とし、附則第五十六条第十一項若しくは第十四項の規定の適用を受ける家屋にあつてはこれらの規定の適用後の額とする。以下この項、次項並びに次条第五項及び第六項において同じ。）又は都市計画税額（附則第二十九条の五第十六項又は第十七項の規定の適用を受ける土地にあつてはこれらの規定の適用後の額とし、附則第五十六条第十一項若しくは第十四項の規定の適用を受ける家屋にあつてはこれらの規定の適用後の額とする。以下この項、次項並びに次条第五項及び第六項において同じ。）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該平成二十四年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 平成二十四年度課税土地等 第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十四年度に係る賦課期日において所在する家屋のうち、市町村長が、同日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案

し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額を減額せずに平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認める土地及び家屋として指定して公示したものをいう。

二 平成二十四年度二分の一減額課税土地等 第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十四年度に係る賦課期日において所在する家屋のうち、市町村長が、同日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額して平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認める土地及び家屋として指定して公示したものをいう。

6 市町村長は、第四百十条第一項の規定により土地及び家屋の価格等を決定する日までに平成二十四年度課税土地等又は平成二十四年度二分の一減額課税土地等を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

附則第五十五条の二の見出し中「平成二十三年度分」の下に「及び平成二十四年度分」を加え、「課税免除」を「課税免除等」に改め、同条第一項中「土地及び家屋に対して」の下に「平成二十三年度分

の」を加え、同条第二項中「公示された区域」の下に「(以下この項及び第五項において「平成二十三年課税免除区域」という。)を加え、「当該区域」を「平成二十三年課税免除区域」に、「所在した」を「所在していた」に改め、同条に次の四項を加える。

3 市町村長は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が平成二十五年三月三十一日までに市町村長又は都道府県知事に対して行つた第一項各号に掲げる指示の対象となつた区域(平成二十四年一月一日前にこれらの指示の対象でなくなつた区域を除く。)のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に対して平成二十四年度の固定資産税又は都市計画税を課することが公益上その他の事由により不適当と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

4 市町村は、前項の規定により公示された区域(以下この項及び次項において「平成二十四年度課税免除区域」という。)内に所在する土地及び平成二十四年度課税免除区域内に平成二十四年度に係る賦課期日において所在する家屋に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税を課さないものとする。

5 市町村長は、平成二十三年課税免除区域であつて平成二十四年度課税免除区域に該当しない区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額をそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額して平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

6 市町村は、平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、前項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十四年度に係る賦課期日において所在する家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

附則第五十六条第十二項中「又は附則第十五条から第十五条の三まで」を、「附則第十五条(第三十八項を除く。)から第十五条の三まで又は次条第三項若しくは第四項」に改め、同条第十三項及び第十四項中「所在した」を「所在していた」に改め、同条第十五項中「所在した」を「所在していた」に、「又は附則第十五条から第十五条の三まで」を「附則第十五条第三十八項を除く。」から第十五条の三まで又は次条第三項若しくは第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

7 市町村長は、平成二十三年課税免除区域であつて平成二十四年度課税免除区域に該当しない区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額をそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

(東日本大震災に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋に対する固定資産税及び都市計画税の非課税等)

第五十六条の二 市町村は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が平成二十三年五月二日から平成二十五年三月三十一日までの間に独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備した工場又は事業場の用に供する家屋(市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。)に対しては、当該家屋を取得した日の属する年の翌年の一月一日(当該取得の日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

2 前項の規定の適用を受ける家屋に係る第四百十五条第一項の規定の適用については、同項中「床面積(第三百四十八条)とあるのは「床面積(第三百四十八条又は附則第五十六条の二第一項)と、「家屋にあつては、同条の規定」とあるのは「家屋にあつては、これらの規定」とする。

3 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて、東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した車両等車両及び線路設備、電路設備その他の構築物で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)に代

わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける車両等にあつては、当該車両等の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事)が認める車両等取得し、又は東日本大震災により損壊した車両等を改良した場合における当該取得され、又は改良された車両等(改良された車両等にあつては、当該車両等の当該改良された部分とする。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両等に対して新たに固定資産税が課されることがなつた年度から十年度分の固定資産税に限り、当該車両等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

4 旧日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から無償で同項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(以下この項において「機構法」という。)附則第十六条の規定による改正前の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下この項において「旧債務等処理法」という。)第二十四条第一項の規定により機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団から無償で旧債務等処理法第二十四条第一項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、平成二十三年年度分の固定資産税について第三百四十九条の三第二十項の規定の適用を受けた家屋若しくは償却資産で東日本大震災により滅失し、若しくは損壊したものに代わるものと市町村長(第三百八十九

条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事が認める家屋若しくは償却資産を取得し、又は平成二十三年度分の固定資産税について同項の規定の適用を受けた償却資産で東日本大震災により損壊したものを改良した場合における当該取得され、又は改良された家屋又は償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とする。）に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該家屋又は償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額（第三百四十九条の三第二項、第十五項又は第二十七項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の四分の一の額）とする。

5 前項の規定の適用がある場合には、附則第十五条の四中「前三条」とあるのは、「前三条又は附則第五十六条の二第四項」とする。

6 第三項又は第四項の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第五十六条の二第三項若しくは第四項」とする。

7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の四及び第四十四条第一項の改正規定 平成二十四年一月一日

二 附則第四条の規定 この法律の公布の日又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の公布の日の日ずれが遅い日

三 附則第十五条に三項を加える改正規定 津波防災地域づくりに關する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

（不動産取得税に關する経過措置）

第二条 この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第五十一条第三項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された同項に規定する被災農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地の取得に對して課すべき不動産取得税について適用する。

2 平成二十三年四月二十一日における新法附則第五十一条第四項に規定する警戒区域設定指示区域（以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同年三月十二日において新法附則第五十五条の二第二項第二号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であつた区域は、新法附則第五十一条第六項の規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、同項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」とする。

3 新法附則第五十一条の二の規定は、平成二十

三年五月二日以後に取得された同条第一項に規定する工場又は事業場の用に供する家屋の取得に對して課すべき不動産取得税について適用する。

（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に對処するための地方税法及び東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に關する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に對処するための地方税法及び東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に關する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第一条の規定による改正後の地方税法附則第五十一条第三項を」を「地方税法附則第五十一条第四項」に、「附則第五十一条第三項及び第四項を」を「附則第五十一条第四項及び第五項」に、「附則第五十一条第三項中」を「附則第五十一条第四項中」に、「同条第四項中」を「同条第五項中」に改める。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法附則第五条の四の改正規定中「第十条の七」を「第十条の六まで及び第十条の七」に、「第十条の六」を「第十条の五まで及び第十条の六」に改める。

理 由

東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税及び不動産取得税に係る特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、平成二十四年度における固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税及び不動産取得税に係る特例措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 道府県民税及び市町村民税

(一) 居住用財産の買換えの特例等について、居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があつた日から同日以後七年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に延長すること。

(二) 所有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が、住宅の再取得等をし、所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは、現行の個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とすること。

2 不動産取得税

(一) 被災農用地の所有者等がこれに代わる農用地を取得した場合に、平成三十三年三月三十一日までの間の取得に限り、当該被災農用地の面積相当分を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。

(二) 警戒区域設定指示の対象区域内に所在していた農用地の所有者等がこれに代わる農用地を取得した場合に、当該警戒区域設定指示が解除された日から三月を経過する日までの間の取得に限り、当該対象区域内農用地の面積相当分を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。

3 固定資産税及び都市計画税

(一) 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において新たに取得等された一定の津波対策の用に供する償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置を講ずること。

(二) 津波により区域の全部若しくは大部分において家屋が滅失・損壊した区域等として市町村長が公示した区域内に所在する土地及び家屋(一定のものを除く。)に対して平成二十四年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置等を講ずること。

(三) 警戒区域設定指示等の対象区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案して市町村長が公示した区域内に所在する土地及び家屋に対して平成二十四年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置

置等を講ずること。

(四) 被災した一定の鉄道施設等を所有する鉄道事業者が、平成二十八年三月三十一日までの間に、当該鉄道施設等に代わる償却資産を取得等した場合に、固定資産税の課税標準の特例措置を講ずること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、平成二十四年度における固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税及び不動産取得税に係る特例措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十三年十二月一日

総務委員長 原口 一博

衆議院議長 横路 孝弘殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
二番四号 独立行政法人国立印刷局	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 三三〇円)	本号一部 三四五円